

包括外部監査

措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

(結果欄の記載方法)

対 象	岐阜市の包括外部監査の結果に対する措置状況
監査実施年度	令和4年度
包括外部監査人	竹中 雅史
提 出 日(最新提出日)	令和5年7月31日

- 、△、×のいずれかを記入
- :措 置 済 措置を講じた(実施中含む)もの
- △:検 討 中 検討中のもの
- ×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したものを

令和5年7月末時点の措置状況 (既に措置済みのものも含む)

措置済	検討中	未実施決定済	合計
102	105	10	217

<参考> ※令和4年度の監査は、過去の監査結果への措置状況がテーマであるため、以下に参考として、過去の内容を記載する。											
指摘及び意見	種別	措置状況(令和5年7月末)	結果欄	部	課	本欄頁	年度	過去の指摘・意見の内容	年度	過去の措置状況	
1 負担金には様々なものがあるものは承知の上である。平成26年度の監査の結果でも、そこに配慮して、補助金類似の性質のものは、という留保をつけている。措置状況には、様々なものがあるから一律に要綱を定めるべきことはしなかったとあるが、様々なものがあるから根拠規定は必要ないということにはならない。法律がそうであるように、根拠規定というものは様々なものがあることを前提として、一般的に共通することを規定することである。そもそも、補助金等ガイドラインは、補助金等の見直しのために作られたものであって、根拠規定になりかわるものではない。規則レベルにおいて、補助金、負担金、交付金のすべてについて定めるべきことを定め、各々の負担金や交付金についても、交付要綱を作成するようにすべきである。もちろん、負担金や交付金については、法令や契約等に基づくものもあることから、そういったものについては、例外規定を設けて対応すればよい。この例外規定を考える過程において、負担金や交付金についての見直しも行うことができる。	指摘	令和2年度の指摘を受け、補助金等ガイドラインは、単なる「補助金等の見直し基準」を示すものではなく、「補助金等の運用上の補足」との位置づけを追加している。 各課は本ガイドラインを根拠として、補助金等の適正な運用や見直しを実施しており、本ガイドラインはある程度の実効性・規範性を伴うものとなっているが、他都市事例等を研究し、検討していく。	△	財政部	行財政改革課	95	H23	補助金に類似した性格でありながら、特段の定めがない交付金・負担金についても「岐阜市補助金等交付規則」に準じた定めを検討する必要がある。 交付金については「補助金等適正化法」の定めに基づき補助金と同様に「岐阜市補助金等交付規則」の規制対象に含めることも考えられる。現在も「岐阜市補助金等交付規則」第2条に規定する「その他相当の反対給付を受けない給付金」に該当すると判断される場合は「岐阜市補助金等交付規則」の規制を受けることになっているため、補助金と一体として規制対象とすることは可能であろう。仮に、性格が異なるために、補助金と一体として規制することが困難と判断される場合は、別の規程を設ける等の方法を検討することも必要である。 負担金については、交付金に比べ性格が種々に及び「岐阜市補助金等交付規則」において規制することは困難な面があると判断される。その場合には、負担金の内容により区分し、それぞれに応じた別々の規制となることも現実的な対応としては必要なことであろう。 いずれにしても、現在の規制する規程等がない状態は早急に改善されるべきである。補助金に関する規程等の整備と同時に、バランスを取りながら交付金、負担金に関する関係規程等も一体で整備を行い、個別の判断・解釈によるだけで規制がない項目になりうるような状態は改善する必要がある(指摘)。	R3	様々な種類の負担金があることから、補助金等交付規則において、一律に要綱を定めるべきことを記載することは実施しなかった。なお、新たに、補助金の交付要綱において定めるべき事項を、補助金等ガイドラインに記載し、各補助金交付要綱においてその旨を記載するよう全庁へ通知した。	
2 平成15年の最終提言は、3年経過した補助金を一旦白紙に戻して見直すべきとのものであり、平成22年度の検討後の状況では、全補助金を見直すこととなったが、行われていなかった。令和2年度の包括外部監査により、上記最終提言に基づき、3年毎に全ての補助金等を廃止しゼロベースで見直すシステムを策定し、実行すべきとの指摘を受け、見直しフローが改定されたが、10年以上経過したものから10件程度を抽出して留まっている。これは措置済ではない。また、所管課が事業評価シートに基づいて評価するのは、補助金に限らず各事業で行われているものであり、補助金の見直しではない。所管課では、補助金交付団体とのつながりがあるため、客観的な見直しを行い辛いのが実情である。行財政改革課において、3年を経過した補助金、少なくとも10年を経過した補助金について、全ての補助金を対象にしてゼロベースで見直しを行うルールを策定し、実行すべきである。	指摘	令和3年度、全補助金等の見直し方法について議論し、補助金所管課のみならず、補助金検討チームにより、新設3年目及び10年以上経過した補助金を対象に見直しを行っている。 また、団体育成補助金等については、3年以内の終期を設定し、終期到来後に当該補助金等の継続については、各部にてその必要性を検証することを補助金等ガイドラインに定めている。 これらにより、既に適切な見直しが実行されている。 また、今後、岐阜市行財政改革推進会議にて外部委員の意見を聴取し、本対応が適切であるかどうか議論する予定である。	○	財政部	行財政改革課	98	H13	補助金は既得権化する傾向にありますから、平成10年度に行われた補助金の全面的な見直しを再度実施する必要があると考えます。また、補助金の補助目的に従い、補助の終期設定も必要ではないかと考えます。	R3	団体育成(運営)補助金及び団体事業補助金については、3年以内の終期を設定するとともに、これまでの補助金等見直しフローの見直し(毎年実施する全補助金を対象とする1次評価、新設3年目等を中心とした特定補助金を対象とする2次評価の導入等)等を実施した。	
3 他の中核市が導入していないから、導入しないことが適切になるわけではない。措置状況にある「補助事業への影響を考慮する必要がある」というのは、意味がよくわからない。導入しないことが適切であるといえる理由は見当たらない。申請書に暴力団排除条項を設けたり、誓約書も併せて提出させたりするのは、暴力団排除の抑止効果を持たせることや詐欺罪の立証に有用であるからである。交付決定書に交付規則の遵守を交付の条件に明記しても、これらの有用性は代替できない。暴力団排除条項を導入した補助金交付申請書を用いるべきである。	指摘	指摘事項は、補助金の交付申請だけでなく、他の申請も該当するため、関係部署と対応を検討していく。	△	財政部	行財政改革課	100	H26	暴力団排除条項を導入した補助金交付申請書を用いるべきである(指摘)。	H30	暴力団排除条項を導入した申請書を用いているのは、中核市54市中、2市であった。加えて、本市の補助金申請件数は年間数千件に及ぶことから、補助事業への影響も考慮する必要がある。また、補助金交付決定通知書の様式において、交付の条件として補助金交付規則の遵守及び補助金の取り消しや返還について明記していることから、暴力団排除条項を導入した申請書とする必要はないと考える。	
4 地方税法上、市は、事業者に対して特別徴収による徴収をさせなければならない。岐阜市税条例第42条の6は、この法律上の義務を免除するものである。まずもって、かかる規定が地方税法上のどこに根拠があるのかを明らかにしなければならない。その上で、同条第1号から第7号までの規定は、地方税法に反しないかどうかを確認すべきである。包括条項である同条第8号については、法律による行政及び明確性の見地から、これを削除するか、「必要があると認めるとき」に該当するか否かの明確な基準を明文化する必要がある。「特別徴収義務者の指定の取消基準」という文書に記載されている事項についても、地方税法に反しないかどうかを確認すべきである。	指摘	市税条例第42条の6は条例制定時より規定されていたものの、他の自治体の市税条例をいくつか調査したところ、本市条例のように、特別徴収義務者の指定の取消しを規定しているものは見当たらなかった。 現行、市税条例第42条の6は適用しておらず、地方税法上の根拠も認められないことから、令和6年度を目途とし、当該条文を岐阜市税条例から削除する改正について検討を重ねる。	△	財政部	市民税課	190	H28	岐阜市税条例第42条の6第1項第1号から第8号では、特別徴収義務者の指定の取消理由が定められている。 「特別徴収実施困難理由届出書」及び「対応願末について」と題する書面には、岐阜市税条例第42条の6の第何号により、特別徴収義務者の指定の取消をしたのか記載されていない。ヒアリングによると、平成27年度は、1,401件中27件について、同条例第42条の6第1項第8号「前各号に掲げるものほか、必要があると認めるとき」に該当することであった。 第8号の「前各号に掲げるものほか、必要があると認めるとき」について、具体的な基準が定められていない。岐阜市税条例第42条の6第1項第8号の「必要があると認めるとき」の該当性を判断する基準を定めるべきである(指摘)。	H30	指定の取消の必要があると認める場合の該当性について検討を行い、その判断する基準を定めた。	

包括外部監査

措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

(結果欄の記載方法)

対 象	岐阜市の包括外部監査の結果に対する措置状況
監査実施年度	令和4年度
包括外部監査人	竹中 雅史
提 出 日(最新提出日)	令和5年7月31日

- 、△、×のいずれかを記入
- :措 置 済 措置を講じた(実施中含む)もの
- △:検 討 中 検討中のもの
- ×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したもの

令和5年7月末時点の措置状況 (既に措置済みのものも含む)

措置済	検討中	未実施決定済	合計
102	105	10	217

<参考> ※令和4年度の監査は、過去の監査結果への措置状況がテーマであるため、以下に参考として、過去の内容を記載する。										
措置及び意見	種別	措置状況(令和5年7月末)	結果欄	部	課	本欄頁	年度	過去の措置・意見の内容	年度	過去の措置状況
5	意見	市には条例及び規則で規定する事項の整理に関する基本的な方針が定められていないことから、何は条例及び規則で定めるべきか、何は要綱等の内規で定めれば足りるかが明確にされていない。例えば、北九州市は、自治基本条例において、市は条例及び規則で規定する事項の整理に関する基本的な方針を定めるものとするとし、市において、「条例及び規則で規定する事項の整理に関する基本的な方針」を定めて公表している。かかる方針においては、原則として規則で定めるものとして、「条例に基づく手続等に関するもの」「市民に一定の作為を求めるもの」を掲げている。このような基本的な方針がないと、本来は条例及び規則で定めるべき事項であるにもかかわらず、内部の運用に関するものであるとして、市長決裁ではなく部長決裁で足りる要綱等の内規で定めるということにもされかねない。特別徴収義務者の指定を取り消すということは、市にとっては地方税法及び岐阜市税条例上の義務を免除するものであり、納税義務者にとっては普通徴収に切り替えられるというものであるから、同条第8号の「必要があると認めるとき」に該当するか否かの明確な基準は、規則で定めることが望ましい。	△	財政部	市民税課	190	H28	岐阜市税条例第42条の6第1項第1号から第8号では、特別徴収義務者の指定の取消理由が定められている。「特別徴収実施困難理由届出書」及び「対応顔末 について」と題する書面には、岐阜市税条例第 42 条の6の第何号より、特別徴収義務者の指定の取消をしたのか記載されていない、ヒアリングによると、平成27年度は、1,401 件中27件について、同条例第42条の6第1項第8号「前各号に掲げるもののほか、必要があると認めるとき」に該当するとのことであった。第8号の「前各号に掲げるもののほか、必要があると認めるとき」について、具体的な基準が定められていない、岐阜市税条例第42条の6第1項第8号の「必要があると認めるとき」の該当性を判断する基準を定めるべきである(指摘)。	H30	指定の取消の必要があると認める場合の該当性について検討を行い、その判断する基準を定めた。
6	指摘	議事録は全件作成すべきである。ここでの議事録の意味は、会話を記録することではなく、市が、どのような根拠をもって特別徴収義務者の指定取消を決定したのかを明確にしておくことである。どのような事実をもって、「必要があると認めるときに該当する(定めた基準に該当する)」と判断したのか、どのような事実をもって、「納入金の徴収を完了することができないと認められる」と判断したのか、思考過程を明快かつ説得的に記載すべきである。	△	財政部	市民税課	192	H28	書類回付ではなく、実際に、合議して、特別徴収義務者の指定の取消を決定すべきである。また、合議の内容を議事録として記録に残すべきである。	H30	特別徴収指定後の指定の取消は、書類回付ではなく、実際の合議により決定し、その合議の内容を議事録として記録に残すことに決定した。
7	指摘	新たな申告法人に限ることなく、法人市民税申告書の閲覧調査をし、必要に応じて、現地調査、税務署での調査などを行い、非課税対象とされている固定資産については、課税対象となっていないかどうかを調査すべきである。	○	財政部	資産税課	194	H20	学校法人、宗教法人等の対象法人設立時に「直接本来の用に供している」と判断された固定資産については、設立時に使用していた目的で継続的に使用されていると推定している。しかし、対象法人設立時に「直接本来の用に供している」目的で固定資産を使用していたとしても、設立後に「直接本来の用に供していない」目的で固定資産を使用し始めた場合も存在すると考えられる。その他にも、対象法人自身が設立時にはすべての事業が公益性を有する事業と判断していたが、国税庁や所管官庁等の指摘により、設立後に一部事業が公益性を有しないと事業と判断される場合も存在すると考えられる。これらの場合には、設立時に「直接本来の用に供する固定資産」と判断された固定資産であっても、設立後に「直接本来の用に供していない固定資産」と判断すべき固定資産も存在することになる。そのため、非課税にすべきでない固定資産が非課税とされている可能性がある。非課税対象とされている固定資産については、課税すべき土地、家屋の有無を調査する必要がある(指摘)。当該調査方法としては、様々な方法が存在すると考えられるが、例えば、法人市民税申告書の閲覧や現地調査により、「直接本来の用に供していない固定資産」の有無を調査する方法が考えられる。この調査時には、地方税法第348条、地方税法附則14条等の非課税条件をチェックリストとして使用することが望まれる。	H21	平成21年度に非課税に該当する法人を抽出して、税務署にて法人税の申告内容を調査し、その資産内容に基づき現地調査を行った。
8	指摘	そもそも、本税完納時に確定した延滞金を調定しない事務に問題があると考える。監査の結果は、期別ごとの本税完納時に調定できるはずの延滞金を入金時点にしか調定していない現状の事務について、岐阜市会計規則第33条第4号の「事実が発生しなければ金額が確定しないもの」には該当しないことから、市の考えでは規則違反となるところとして、事務負担に配慮して、適法となるような根拠づけをするよう求めている。これに対する措置状況は、岐阜市会計規則第33条の規定により事後調定の要件を満たしているというだけで、第33条の何号に該当すると判断したのかすら明らかにされていない。もし、現状の事後調定を改めないのであれば、第5号の「事前に調定が困難と認められるもの」に該当すると認められるしか適法性を根拠づけることはできないが、本税完納時に確定した延滞金を調停が困難であるとは認められないと考える。延滞金の入金時にしか調定していない事務を改め、本税完納時に確定した延滞金を調定する事務運用にすべきである。	△	財政部	納税課	219	H28	延滞金は、期別ごとに本税を完納した際に確定するため、期別ごとの本税完納時に調定できるはずである。しかし、延滞金の入金時点で調定しており、事後調定となっている。ヒアリングによると、事後調定の根拠として、第33条第4号の「事実が発生しなければ金額が確定しないもの」に該当すると考えているようである。また、延滞金について、期別ごとに金額が確定するたびに調定をすることは、事務処理の負担が大きく、困難であるとのことであった。期別ごとに、本税を完納した時点で、期別ごとの延滞金が確定することから、第33条第4号の「事実が発生しなければ金額が確定しないもの」には該当しない。また、事後調定の結果、決算書上、延滞金は未収金が0円と表示されるため、決算書上、実態を正確に表示していないこととなる(100%回収していることになる)。事務処理上の負担も考慮して、延滞金の調定を事後調定するのであれば、①発生している延滞金の金額を把握すべきである。また、②発生している延滞金を決算書の注記などで表示すべきである。③岐阜市会計規則第33条第5号「前各号に掲げるもののほか、事前に調定が困難と認められるもので会計管理者に合議して市長が決定したもの」など、事後調定の要件を満たしていることを確認すべきである(指摘)。	R3	①②について 市税に係る滞納件数は膨大であり、状況把握にはシステムによる集計が必要となる。税基幹システムにより、督促手数料及び延滞金の確定額は随時把握しているものの、発生額は現行システムでは改修による対応も不能。2025年度までに導入予定の全国標準システムにおいても仕様がない。(R3.8総務省公表)未収金については、個々の債務者の的確な状況把握及び管理職等によるチェックにより、少額延滞金であっても徴収に努め、適正な債権管理を実施していく。③について 岐阜市会計規則第33条の規定により事後調定の要件を満たしている。
9	意見	給与債権、売掛金債権の他、生命保険や出資金等の債権への滞納処分も行われていた。納税コールセンターなど新たな取り組みも行われていた。不納欠損額も監査当時よりは減少しているものの、まだまだ多額の不納欠損が生じている。さらなる差押件数の増加、取立訴訟の検討に努めることが望ましい。	○	財政部	納税課	221	H28	預金債権のほか、給与債権や売掛金債権などに対しても、滞納処分を積極的に実施すべきである。第三債務者が、調査に回答しない場合や滞納処分に協力しない場合でも、滞納処分を実施すべきである。仮に、滞納処分を実施しても、第三債務者からの支払がない場合は、取立て訴訟の実施を検討すべきである(指摘)。	H29	滞納処分については、換価が容易なことから着手しているが、完納に繋がりにくい給与、売掛金についても差押えを行った。第三債務者の回答については、協力が得られるよう、丁寧に説明を行っている。滞納処分後に第三債務者からの支払いが遅延する場合には催告などを行い、取り立てをした。
10	指摘	時効期間満了による不納欠損は依然として多額に上っている。5年時効の単純不納欠損がゼロとなることを目指し、滞納処分の執行又は執行停止のいずれかを行うべきである。	○	財政部	納税課	223	H28	人員配置の関係から全ての滞納案件について実態調査をすることができないという実情は理解できなくもない。しかし、実態調査をしないまま、消滅時効にかけて、不納欠損するという市税が少なくないことは、不適切な事務処理と指摘されても仕方がない状態である。漫然と消滅時効を経過させることのないよう、滞納金額が大きい事案など一定の基準を設けた上で、実態調査等を行い、滞納処分をかけるのか、徴収猶予、滞納処分の停止などの措置をとるのか、方針を適切に決定すべきである(指摘)。	H29	単純不納欠損にならないよう、担当者ごと、月ごとの時効予定リストを作成し、適宜必要な処分を行っている。
11	指摘	滞納処分をしようとする場合だけでなく、全ての場合において、相続人に対する請求を行うべきである。事務負担の問題があるとするれば、少額の場合は除くといった例外基準を設けた上で、適切に遂行すべきである。	△	財政部	納税課	224	H28	相続人に対する請求については、納税通知書の送付先を相続人からの届出により登録し、送付しているため、相続案件の件数、金額の把握をしていない。そのため、相続人調査が不十分のまま、消滅時効により、不納欠損となる事例 があるとのことであった。人員配置の関係から、全ての相続案件について相続人調査をすることができないという実情は理解できなくもない。しかし、全く相続人調査をしないまま、消滅時効により不納欠損するという事務処理は、不適切である。滞納金額が大きい事案など一定の基準を設けた上で、戸籍調査等を行い、相続人にも、滞納している市税を請求すべきである(指摘)。	H29	固定資産税など死亡後も資産の所有者登記が変更されず死亡者のまま課税が続けられている案件を中心に着手した。

包括外部監査

措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

(結果欄の記載方法)

対 象	岐阜市の包括外部監査の結果に対する措置状況
監査実施年度	令和4年度
包括外部監査人	竹中 雅史
提 出 日(最新提出日)	令和5年7月31日

- 、△、×のいずれかを記入
- :措 置 済 措置を講じた(実施中含む)もの
- △:検 討 中 検討中のもの
- ×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したもの

令和5年7月末時点の措置状況 (既に措置済みのものも含む)

措置済	検討中	未実施決定済	合計
102	105	10	217

										<参考> ※令和4年度の監査は、過去の監査結果への措置状況がテーマであるため、以下に参考として、過去の内容を記載する。	
指摘及び意見	種別	措置状況(令和5年7月末)	結果欄	部	課	本欄頁	年度	過去の指摘・意見の内容	年度	過去の措置状況	
12	意見	市税において現行、代表相続人指定届は各税目別に届出する運用をしていることから、相続人の負担軽減と税各課の情報共有を図るため、被相続人に係る全ての税目を対象とする様式を設ける等を検討する。また、相続人調査の結果は、税システムにて税各課情報共有済み。調査中のものは、調査の重複を防止するため、税システムで確認ができるように運用する予定。税以外の強制徴収公債権についても共通システムによる情報共有を検討する。非強制徴収公債権、私債権については、法令で規定されている場合に限り、情報共有を個別に対応する。	△	財政部	納税課	224	H28	相続人に対する請求については、納税通知書の送付先を相続人からの届出により登録し、送付をしているため、相続案件の件数、金額の把握をしていない。そのため、相続人調査が不十分のまま、消滅時効により、不納欠損となる事例があるとのことであった。人員配置の関係から、全ての相続案件について相続人調査をすることができないという実情は理解できなくもない。しかし、全く相続人調査をしないまま、消滅時効により不納欠損するという事務処理は、不適切である。滞納金額が大きい事案など一定の基準を設けた上で、戸籍調査等を行い、相続人にも、滞納している市税を請求すべきである(指摘)。	H29	固定資産税など死亡後も資産の所有者登記が変更されず死亡者のまま課税が続けられている案件を中心に着手した。	
13	指摘	債権管理調整会議でもって岐阜市債権管理条例に定める責務を全うするというのであれば、債権管理調整会議においては、委員となる課の担当する債権の一部だけでなく、市の債権全体について取り扱うべきである。債権管理調整会議以外の方法で市の債権全体に関する事務の状況を把握して、適正な管理を行うのであれば、その方策をとるべきである。	○	財政部	納税課	225	H28	岐阜市債権管理調整会議事務局において、岐阜市債権管理条例第2条の定める「市の債権」について、その定義以上には何を指すのかについて明確な回答はなく、全庁的な具体的事実関係が把握できていない。本市の債権を適正に管理する前提として、市の債権に関する事務の状況を的確に把握することが必要である。更にその前提として、「市の債権」として具体的にどのようなものが存在するかを把握しておくべきである(指摘)。対象の全体像を明らかにすることで、適正に管理すべき債権を的確に抽出することが可能となる。今回の債権調査票による回答を参考にすれば、岐阜市の債権の全体像を明らかにすることは可能と思われる。	H29	今回の監査を通じて市の債権の全様を把握した。今後は、債権管理調整会議担当課に含めるか否かを判断の上、該当する債権については回収状況について把握していく。	
14	指摘	延滞金についても市の債権に含まれる。全庁的に、延滞金の発生、確定、徴収状況を的確に把握し、各課において延滞金の徴収事務が適正になされているかを管理すべきである。	○	財政部	納税課	226	H28	条例改正後の各担当課における督促手数料及び延滞金徴収の実績については、会議においてデータとして集積されていない。条例改正後、各担当課にて督促手数料及び延滞金の徴収事務がどのように執行されているか不明のままであった。よって、条例の改正により新設された減免手続の適用の有無も不明のままであった。督促手数料及び延滞金の徴収は、特に債権回収の強化に関することに關わる。また、納期限までに納付する住民との公平性という観点からも重要な事務である。会議で議題として取り上げられているが、会議の存在意義からすれば、実際に各課が適正に管理しているかまで把握する必要がある。複数年度にわたり議論したということは、重要な事項と認識してのものであろう。本債権と同様に、それに付随する督促手数料及び延滞金の徴収実績を確認すべく、担当課よりデータを集積し、その上で、担当課において、督促手数料及び延滞金徴収事務が適正になされているかを確認すべきである(指摘)。	R3	督促手数料及び延滞金(以下延滞金等という)の徴収実績(徴収率等)は発生額の把握が必要となるものの、債権によっては把握が困難な状況にある。市税の例によれば、滞納件数は膨大であり、把握にはシステムによる集計が必要となる。税基幹システムにより、延滞金等の確定額は随時把握しているものの、発生額は現行システムでは仕様(なく改修も不能。2025年度までに導入予定の全国標準システムにおいても仕様(なく改修も不能。2025年度までに導入予定の全国標準システム)においても仕様(なく改修も不能。2025年度までに導入予定の全国標準システム)に、研修等を通じて延滞金等を含めた滞納整理の強化を図る。	
15	意見	全庁的に消滅時効の管理が適正に行われているかどうかの定期的な把握を行い、周知した情報により適正な債権管理が行われているかどうかを確認することが望ましい。	○	財政部	納税課	227	H28	時効管理は債権管理にとって重要な事務である。その知識が不正確なままでは適正な債権管理はできない。会議においては、時効の起算点等、時効にかかる概念を整理の上(①時効の当初起算点、②時効の中断事由・時期(督促、債務承認、一部弁済など)、③時効期間(解釈による部分も含む))、担当課に対して、正確な情報を提供し、正確な情報による債権管理を徹底させるべきである。	H29	「岐阜市債権管理及び回収に関する基本指針」にて、時効の起算点、中断事由、期間についても記載をし、債権管理担当課はもとより、全庁的に周知を行った。	
16	指摘	「岐阜市債権管理及び回収に関する基本指針」における上記のような簡素な条文内レベルの記載では、岐阜市債権取扱規則の規定(督促状や債権管理簿の様式等)や地方自治法施行令の規定など、岐阜市の債権に関する事務手続根拠について、正しい情報を提供・共有したとは言いがたい。措置状況にある「債権の発生から消滅にかかる一連の事務」について記載したとも言い難い。根拠規定の案内をできるだけ具体的な情報を提供すべきである。	○	財政部	納税課	228	H28	地方自治法施行令や岐阜市債権取扱規則等の根拠規定に関し、会議で言及がなされた形跡に乏しく、規則を遵守していない、あるいは、利用していない担当課が存在していた。債権にかかる事務を執行するにあたり、事務根拠の意識は最も重要な事項である。岐阜市の債権にかかる事務において、地方自治法施行令や岐阜市債権取扱規則の適用場面は広いはずである。特に、督促は、債権回収措置の出発点、そして、債権管理簿は、日常管理の土台として、それぞれ、極めて重要な規定のはずである。担当課に対し、岐阜市債権取扱規則の規定(督促状や債権管理簿の様式等)や地方自治法施行令の規定など、岐阜市の債権に関する事務手続根拠について、正しい情報を提供・共有し、担当課に事務根拠の遵守を徹底させるべきである(指摘)。	H29	「岐阜市債権管理及び回収に関する基本指針」にて、債権の発生から消滅にかかる一連の事務について記載をし、債権管理担当課はもとより、全庁的に周知を行った。	
17	指摘	根拠規定の遵守を徹底させるためには、情報を提供して終わるだけでは不十分である。実際に遵守できているかどうかを定期的に確認すべきである。	○	財政部	納税課	228	H28	地方自治法施行令や岐阜市債権取扱規則等の根拠規定に関し、会議で言及がなされた形跡に乏しく、規則を遵守していない、あるいは、利用していない担当課が存在していた。債権にかかる事務を執行するにあたり、事務根拠の意識は最も重要な事項である。岐阜市の債権にかかる事務において、地方自治法施行令や岐阜市債権取扱規則の適用場面は広いはずである。特に、督促は、債権回収措置の出発点、そして、債権管理簿は、日常管理の土台として、それぞれ、極めて重要な規定のはずである。担当課に対し、岐阜市債権取扱規則の規定(督促状や債権管理簿の様式等)や地方自治法施行令の規定など、岐阜市の債権に関する事務手続根拠について、正しい情報を提供・共有し、担当課に事務根拠の遵守を徹底させるべきである(指摘)。	H29	「岐阜市債権管理及び回収に関する基本指針」にて、債権の発生から消滅にかかる一連の事務について記載をし、債権管理担当課はもとより、全庁的に周知を行った。	
18	指摘	条例等で私債権の督促状の発付時期を定めていることについて、他都市の対応状況について調査を実施し、調査結果をもとに、市の債権の適正な管理を目的として設置されている債権管理調整会議において今後の対応を協議し決定する。	△	財政部	納税課	230	H28	岐阜市の私債権については、特別の定めなき限り、岐阜市債権取扱規則第2条「履行の督促は督促状を債務者に送付することにより行うものとする」という規定が適用される。しかしながら、同規則では、督促状の発付時期について定めていない。監査の結果、担当課により、督促の時期はまちまちであった。私債権の督促は、回収措置の前提となり、また、時効中断の効力が生じる(地方自治法第236条第4項)という点でも、極めて重要な事務であり、条例等の事務根拠にて、督促状の発付時期を明確にすべきである(指摘)。公債権にかかる市税以外の諸納付金の督促手数料及び延滞金徴収条例第2条「納期限後20日以内」参照。	H29	「岐阜市債権管理及び回収に関する基本指針」にて、債権の発生から消滅にかかる一連の事務について記載をし、債権管理担当課はもとより、全庁的に周知を行った。	

包括外部監査

措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

(結果欄の記載方法)

対 象	岐阜市の包括外部監査の結果に対する措置状況
監査実施年度	令和4年度
包括外部監査人	竹中 雅史
提 出 日(最新提出日)	令和5年7月31日

- 、△、×のいずれかを記入
- :措 置 済 措置を講じた(実施中含む)もの
- △:検 討 中 検討中のもの
- ×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したもの

令和5年7月末時点の措置状況 (既に措置済みのものも含む)

措置済	検討中	未実施決定済	合計
102	105	10	217

<参考> ※令和4年度の監査は、過去の監査結果への措置状況がテーマであるため、以下に参考として、過去の内容を記載する。											
措置及び意見	種別	措置状況(令和5年7月末)	結果欄	部	課	本欄頁	年度	過去の措置・意見の内容	年度	過去の措置状況	
19	指摘	地方自治法施行令第171条の2に基づいてとらなければならない措置は、支払督促に限られない。支払督促手続マニュアルだけでは、支払督促をするかどうかを検討する場合にしか参照されない。これでは、地方自治法施行令第171条の2が遵守されていない実態が変わらない。債権管理条例において、地方自治法施行令第171条の2と同趣旨の規定を定め、債権管理条例施行規則において、「相当の期間」に関する定めを設けるべきである。例えば、浜松市は、そのように定めている。債権取扱規則で定めれば足りるとの考えもありうるが、地方自治法第228条は、分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については条例でこれを定めなければならないとしていること、市民にとってみれば、督促を受けた後どれくらいの期間履行しなかった場合に強制的な措置が取られるのかを示すものであることからすれば、規則ではなく、条例及び条例施行規則で定めるべきである。なお、北九州市の「条例及び規則で規定する事項の整理に関する基本的な方針」では、「地方自治法において条例で定める旨規定されているもの」は必ず条例で定めるものとし、「金銭の徴収を行うもの」は原則として条例で定めるものとしている。また、債権取扱事務要領などの内規において、「その他特別の事情があると認める場合」に関する例示を記載すべきである。	△	財政部	納税課	231	H28	地方自治法施行令第171条の2の規定によれば、督促後相当期間経過後に履行がない場合には、原則として強制執行等の手続をとることが義務とされているにもかかわらず、岐阜市の債権事務においては、強制執行等の手続の利用が十分になされていたとはいえない状況であった。保証人がいても保証人に請求していない事例、担保権を実行していない事例などがあった。地方自治法施行令第171条の2(強制執行等)規定の「相当の期間を経過してもなお履行されないとき」という要件につき、条例等の根拠にて「相当の期間」を明確にすべきである。「その他特別の事情があると認める場合」についても、内規等にて、具体的事由を例示するなどして該当する場合を明確にすべきである。前者の「相当の期間」とは、債権の性質、取引の実態、時効期間の長短等を考慮して決すべきであり、認定が遅れて債権の完全な実現を阻害することないように配慮する必要がある(新版逐条地方自治法第8次改訂版松本英昭著学術書房1,005頁)。6ヶ月～1年など具体的な期間を設定することが必要である。なお、当然ではあるが、ここで述べているのは、あくまで「限度」であって、事務執行にあたり、一律にその期間にすべきと述べているのではない。個別債権によってその時期を早めることを妨げるものではない。後者の「その他特別の事情があると認める場合」とは、債権放棄が見込まれる場合など法的措置を執らないことに合理的な理由がある場合を指すと考えられる。執行停止、履行延期の特約等の措置を採る場面でなくとも、事実上強制執行手続をとる必要がなくなるという意味で重要な要素である。債権取扱課が利用できるようにするためには、具体的にどのような場合を指すのかを検討し、内規等で明確化する必要があろう(指摘)。	H29	行政課のリーガルチェック制度を活用し、「支払督促」の基準を設けるにあたり、「相当の期間」についても協議のうえ、明確にした。	
20	指摘	支払督促の申立ては、訴えの提起(地方自治法第96条第1項第12号)に含まれないとしても、異議申立てがなされて訴えの提起があったものとみなされる場合においては、議会の議決を経なければならない。議会の議決が速やかに得られるとは思えない。強制執行等の手続利用の促進のため、少なくとも、多くの自治体で専決処分として定められている。支払督促や少額訴訟などについて、専決処分として定めることが望ましい。	△	財政部	納税課	233	H28	訴えの提起(民事訴訟法第133条)のほか、支払督促(同法第383条)、即決和解(同法第275条)など様々な手段がある。法的手続は、債権回収において有効な手続であり、利用が要請される場面が多くあろう。しかしながら、訴訟手続による履行請求をする際には議会の議決が必要となる(地方自治法第96条第1項第12号)(ただし、岐阜市には、地方自治法第180条第1項の規定による市長の専決処分事項(昭和51年10月1日市議会議決改正平成12年4月1日)が存在し、市営住宅などの訴えの提起、和解及び調停などが専決処分事項とされている)。強制執行等の手続利用の促進という観点からは、少なくとも、一定の手段については、条例等の事務根拠にて、地方自治法第180条第1項の専決処分として定めることを検討することが望ましい(意見)。	H29	行政課のリーガルチェック制度を活用し、「支払督促」の基準について策定を行った。	
21	意見	地方自治法施行令第171条の5に規定する徴収停止に係る「履行期限後相当の期間」や徴収停止後の措置について、強制執行等との均衡なども踏まえ検討する必要があること、また事務手続きの根拠となる例規の適切なあり方等について検討するため、他都市の対応状況について調査を実施し、調査結果をもとに、市の債権の適正な管理を目的として設置されている債権管理調整会議において今後の対応を協議し決定する。	△	財政部	納税課	234	H28	監査の限り、非強制徴収公債権及び私債権については、徴収停止手続が利用された形跡は見当たらなかった。担当課職員とのヒアリングにおいて、かかる手続の存在を知らせると、その必要性を複数聞いたが、これまで利用したことがなく、どのように手続をしてよいか分からないとのことであった。債権の回収を尽くしても回収の見込みが立たない場合は少なくないと思われる。その場合、債権回収措置を講じ続けることが有効性、経済性、効率性の見地から相当といえるのが問題になる。他方で、債権回収措置を講じないことが「怠る事実」として住民監査の対象とならないようにする必要がある(地方自治法第242条)。そこで、条例等の事務根拠にて、徴収停止の規定の要件を明確にし、措置を利用できるようにすることが望ましい。まず、「相当の期間を経過」については、強制執行等の「相当の期間」との均衡も考慮して、期間としては強制執行等の「相当の期間」と同一としていることが参考になる。また、「差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用をこえないと認められるとき(1号)」「その他これに類するとき(2号)」、「債権金額が少額で、取立てに要する費用に満たないと認められるとき(3号)」という要件については、債権取扱課が事務処理の根拠・基準として利用することができるものとすべく、具体的にどのような場合を指すのかを検討し、内規等で明確化する必要があろう。1号、2号関係については、「差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められるとき」とは、差し押さえることができる財産がないときのほか、財産があっても強制執行の措置を採ることが経済的合理性に欠ける場合を指すと考えられる。「その他これに類するとき」とは、債務者の所在不明と同様に扱うことが可能な場合(債務者死亡事案で相続人のあることが明らかでない、債務者が外国にいて帰国の見込みがないなど)を指すと考えられる(自治体のための債権管理マニュアル東京弁護士会弁護士業務改革委員会自治体債権管理問題検討チーム編57頁)。3号関係については、一定の目安を定めることはありうる。「取立てに要する費用」をどこまで見るかにより「少額」を検討することとなろう。訴訟費用(印紙代、郵券)、弁護士費用、強制執行費用などどこまで含むと考えるかによる(意見)。	H29	行政課のリーガルチェック制度を活用し、「徴収停止」の基準について策定を行った。	

包括外部監査

措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

(結果欄の記載方法)

- 、△、×のいずれかを記入
- :措置済 措置を講じた(実施中含む)もの
- △:検討中 検討中のもの
- ×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したもの

対象	岐阜市の包括外部監査の結果に対する措置状況
監査実施年度	令和4年度
包括外部監査人	竹中 雅史
提出日(最新提出日)	令和5年7月31日

令和5年7月末時点の措置状況 (既に措置済みのものも含む)

措置済	検討中	未実施決定済	合計
102	105	10	217

<参考> ※令和4年度の監査は、過去の監査結果への措置状況がテーマであるため、以下に参考として、過去の内容を記載する。											
指摘及び意見	種別	措置状況(令和5年7月末)	結果欄	部	課	本欄頁	年度	過去の指摘・意見の内容	年度	過去の措置状況	
22	意見	市の債権の適正な管理を目的として設置されている債権管理調整会議において、地方自治法施行令第171条の2を遵守した適正な債権管理が行われているか各課に照会し、確認する。	△	財政部	納税課	234	H28	監査の限り、非強制徴収公債権及び私債権については、徴収停止手続が利用された形跡は見当たらなかった。担当課職員とのヒアリングにおいて、かかる手続の存在を知らせると、その必要性を複数聞いたが、これまで利用したことがなく、どのように手続をしてよいか分からないとのことであった。債権の回収を尽くしても回収の見込みが立たない場合は少なくないと思われる。その場合、債権回収措置を講じ続けることが有効性、経済性、効率性の見地から相当といえるのかが問題になる。他方で、債権回収措置を講じないことが「急る事実」として住民監査の対象とならないようにする必要がある(地方自治法第242条)。そこで、条例等の事務根拠にて、徴収停止の規定の要件を明確にし、措置を利用できるようにすることが望ましい。また、「相当の期間を経過」については、強制執行等の「相当の期間」との均衡も考慮して、期間を決定する必要がある。この点、名古屋債権管理条例施行細則第7条では、1年を超えない期間とし、限度としては強制執行等の「相当の期間」と同一としていることが参考になる。また、「差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用をこえないと認められるとき(1号)」「その他これに類するとき(2号)」、「債権金額が少額で、取立てに要する費用に満たないと認められるとき(3号)」という要件については、債権取扱課が事務処理の根拠・基準として利用することができるものとするべく、具体的にどのような場合を指すのかを検討し、内規等で明確化する必要がある。1号、2号関係については、「差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められるとき」とは、差し押さえることができる財産がないときのほか、財産があっても強制執行の措置を採ることが経済的合理性に欠ける場合を指すと考えられる。「その他これに類するとき」とは、債務者の所在不明と同様に取り扱うことが可能な場合(債務者死亡事案で相続人のあることが明らかでない、債務者が外国にいて帰国の見込みがないなど)を指すと考えられる(自治体のための債権管理マニュアル東京弁護士会弁護士業務改革委員会自治体債権管理問題検討チーム編57頁)。3号関係については、一定の目安を定めることはありうる。「取立てに要する費用」をどこまで見るかにより「少額」を検討することとなる。訴訟費用(印紙代、郵券)、弁護士費用、強制執行費用などどこまで含むと考えるかによる(意見)。	H29	行政課のリアルチェック制度を活用し、「徴収停止」の基準について策定を行った。	
23	指摘	債権管理に係る事務根拠の条例等の整理状況について、他都市の対応状況について調査を実施し、調査結果をもとに、市の債権の適正な管理を目的として設置されている債権管理調整会議において今後の対応を協議し決定する。	△	財政部	納税課	236	H28	岐阜市債権管理条例においては、債権回収に向けた措置、回収緩和措置などに関する具体的規定が存在しない。その前提となる徴収計画や管理の土台となる台帳の整備などの規定も存在しない。他方、昭和39年4月1日に制定された岐阜市債権取扱規則においては、具体的規定が存在している。条例と規則のそれぞれ別に定めがあったとしても、担当職員が、自らの事務にかかる適用根拠を的確に認識し、遵守していれば問題は無いといえる。しかしながら、地方自治法、同施行令、それを受けた岐阜市債権取扱規則が遵守されていないケースが多く見られたのである。確かに、自治体の債権管理条例においては、岐阜市のように債権放棄の規定を主とする条例と、それだけではなく地方自治法施行令第171条以下に規定される債権回収措置等についても盛り込む条例がある。どこまでの規定を盛り込むかは、自治体の判断による。しかしながら、本監査における個別債権の検証で明らかとなった事務実態の課題を踏まえると、議会の議決が必要な条例のレベルで、徴収計画に始まり、督促、回収から消滅に至るまでの事務根拠を盛り込むことが必要なのではないかと考える。職員の法令遵守の意識が高まる効果が期待される。また、根拠が一元化されていけば、全庁的に統一して適正な債権事務が可能になる。条例制定にかかる法裁資料において、条例制定後の課題として、条例等の見直しを定期的に行う必要があると考えられていたこともある。本監査を契機として、岐阜市債権管理条例の見直しを検討すべきである(指摘)。仮に、岐阜市において債権管理条例の見直しをしないという判断をするのであれば、岐阜市債権取扱規則等、岐阜市の債権にかかる事務根拠一切を統一的に整理した上で(例えば「別に定め」などが何を指すのかなどの整理)、現場が混乱なく根拠を的確に適用し、適正に実施することに責任を持つべきである。各自治体の条例において様々な工夫がなされているが、監査人が参考になると考えた条例の一つとして、明石市債権の管理に関する条例があるので、ここで紹介する。同条例は、債権に関する事務全般を基本的に網羅している。監査人は、岐阜市の債権管理条例には、明石市債権の管理に関する条例に規定されているような事項を盛り込むことが相当であると考える。	H29	「岐阜市債権管理及び回収に関する基本指針」にて、債権の発生から消滅にかかる一連の事務について記載をし、債権管理担当課はもとより、全庁的に周知を行った。	
24	意見	R5から市税と国民健康保険料の債権回収の一元化を開始した。	○	財政部	納税課	238	H28	岐阜市債権管理調整会議の現状と課題は前章(第6章)で述べたが、全庁的な取組みである現在の会議を充実させることがまず必要なことであろう。例えば、岐阜市においては、産業廃棄物不法投棄弁償金の債権回収の事例があるが、回収に携わった職員を含めた事例検討会を実施するなど、庁内にある回収のノウハウを共有することが望ましい。また、会議においては、各債権担当課、そして実際に事務を行う職員まで会議において共有された情報が浸透していない様子も見とれた。実際に債権管理事務を担当するのは会議ではなく、存在意義に限界はある。そこで、債権回収の効果を上げるとい意味でも、個々の職員の負担を減らすという意味でも、債権回収の一元化、あるいは、債権回収業務にかかる民間委託を積極的に検討することが望ましい。公金債権の徴収一元化については、平成26年度第4回(9月)定例会(第3日目)でも取り上げられていたようであるが(岐阜市議会ホームページ本会議検索により閲覧可能)、本監査で報告した岐阜市の債権事務の現状を踏まえ、真摯に検討されたい。また、平成27年度現在、岐阜市の債権回収において、弁護士委託がなされているのは1件であるが、回収の実績に応じた弁護士報酬の設定もできるものであるから、費用面からしても利用に躊躇する事情はさほどないものと思われる。	H29	平成29年度債権管理調整会議にて環境事業政策課から、事例発表がなされた。また、民間委託については平成28年度第2回検討部会にて事例報告を行い、有効性、実施方法について情報共有を行った。	
25	指摘	措置状況報告書の指摘及び意見の欄には、事実関係や問題意識を把握できるよう、報告書本文の指摘及び意見の内容を抽出して記載することとした。	○	行政部	行政課	240	R4	指摘及び意見一覧の記載のみに答えようとしており、報告書本文に記載された事実関係や問題意識に答えようとしていない措置状況があった。措置状況報告書における報告書のページ番号に、指摘及び意見一覧のページ番号が記載されているものもあった。			
26	指摘	令和4年度の外部監査報告以降、意思表示のみで「措置済」としている措置状況報告書については、対応が完結してから「措置済」とするよう指導を行い、不適当なものは修正を行わせた。	○	行政部	行政課	240	R4	検討する、努めるという意思表示のみで措置済としているものがあった。しかも、実施する旨を表明していながら、実施していなかったというものもあった。			
27	意見	措置状況報告書の記載のあり方について、事前対策として、依頼文に新たに箇条書きの注意事項を追加した。また行政課で報告書を確認する際は、令和4年度外部監査報告書の主な指摘事項を参考に、担当者複数人でのチェックを行い、記載内容に齟齬がないか確認を行い、内容に疑義がある場合は担当課と協議を行うよう、確認体制を整備した。行政課で確認する際の確認事項書については作成を検討中。	△	行政部	行政課	240	R4	検討する、努めるという意思表示のみで措置済としているものがあった。しかも、実施する旨を表明していながら、実施していなかったというものもあった。			

対 象	岐阜市の包括外部監査の結果に対する措置状況
監査実施年度	令和4年度
包括外部監査人	竹中 雅史
提 出 日(最新提出日)	令和5年7月31日

- 、△、×のいずれかを記入
- :措 置 済 措置を講じた(実施中含む)もの
- △:検 討 中 検討中のもの
- ×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したものを

令和5年7月末時点の措置状況 (既に措置済みのものも含む)

措置済	検討中	未実施決定済	合計
102	105	10	217

										<参考> ※令和4年度の監査は、過去の監査結果への措置状況がテーマであるため、以下に参考として、過去の内容を記載する。	
指摘及び意見	種別	措置状況(令和5年7月末)	結果欄	部	課	本欄頁	年度	過去の指摘・意見の内容	年度	過去の措置状況	
28	指摘	基準を定めるべき、という指摘や意見に対して要領、内規、決裁といった形で定められるのがほとんどであった。条例や規則となれば、市長決裁となり、条例となれば、議決も必要となる。できれば内規で対応したいという気持ちはわかる。しかし、内規で定めてしまうと、担当部署・担当課の考えによって、都合の良い内容になってしまうおそれがあり、現にそう受け止めざるを得ない内規は存在した。それでは、定める意味がない。民主主義、法律による行政の観点から、まずは、条例で定めることが適切でないかを考える必要がある。次に、規則である。措置状況報告書の確認の際には、どのような法形式で対応するのが適切であるのかを担当課と協議して確認すべきである。	○	行政部	行政課	240	R4	基準を定めるべきであるという指摘や意見に対して、要領、内規、決裁といった形で定められるのがほとんどであった。内容によっては、条例や規則で定めるべきと考えられるものも、それを避けているように感じられた。			
29	意見	市の住民自治基本条例は、行政運営の指針を定めた条項が存在しない。例えば、北九州市は、自治基本条例において、市は条例及び規則で規定する事項の整理に関する基本的な方針を定めるものとするとし、市において、「条例及び規則で規定する事項の整理に関する基本的な方針」を定めて公表している。ここにおいては、「必ず条例で定めるもの」「原則として条例で定めるもの」「必ず規則で定めるもの」「原則として規則で定めるもの」を明示されている。住民自治基本条例の中に、あるいはそれとは別に、行政運営の指針を定め、条例及び規則で定める事項を明示することが望ましい。	△	行政部	行政課	240	R4	基準を定めるべきであるという指摘や意見に対して、要領、内規、決裁といった形で定められるのがほとんどであった。内容によっては、条例や規則で定めるべきと考えられるものも、それを避けているように感じられた。			
30	意見	根拠規定を作成するという措置については、当該根拠規定の内容を確認し、包括外部監査の結果における問題意識を捉えた適切な内容であるかどうかを検討することが望ましい。	○	行政部	行政課	241	R4	包括外部監査の結果では、現状に問題があると指摘しているにもかかわらず、現状を追認するような根拠規定を作成して措置済としているものがあつた。形式だけを繕って、実質的な問題点に向き合おうとしないという受け止めざるを得ないものもあつた。本監査においても、事実であるにもかかわらず、それを表面化させたくないという対応もあつた。			
31	指摘	あることを実施する必要があるとの指摘・意見に対して、実施することを指導したとして措置済にしているものについては、実施したことを確認してから措置済とするよう指導し、不適当なものは修正を行わせた。	○	行政部	行政課	241	R4	あることを実施する必要があるとの指摘・意見に対して、実施することを指導したとして措置済にしているものがあつた。指導をしただけで、指導した内容が実現されているかどうかの確認はなされていないものもあつた。			
32	意見	なぜ検討中なのか、何を検討しているのか、今後はどうするのかを記載させることが望ましい。また、意見ではなく指摘とされた事項については、検討中とするのではなく、可能な限り速やかに措置をとるようにさせることが望ましい。	○	行政部	行政課	242	R4	検討中を何年も継続しているものがあつた。その中には、やむを得ない事情があるものもあつたが、速やかに措置をとれると考えられるものもあつた。			
33	指摘	他の中核市が行っていないからといって、行わないことが適切になるわけではない。他の中核市の事務が適切でないこともありうる。他の中核市の状況を知ることはもちろん必要なことであるが、重要なことは、市として、どのように考えるのかである。他の中核市の状況も踏まえ、どのような根拠をもって未実施決定としたのかを記載させるべきである。	○	行政部	行政課	242	R4	他の中核市の状況を調査し、他の中核市が行っていないから行わないという措置状況報告があつた。			
34	意見	指摘・意見も、当該事務の目的や必要性を完全に否定するものではないと考えられる。目的や必要性が全くないような事務は存在しないはずである。見直しを求める指摘・意見は、その目的や必要性に照らし、その手段の有効性、効率性、経済性を問うものである。措置状況報告書には、未実施決定済の結論に対して、説得的な理由が記載されるよう、確認、指導することが望ましい。	○	行政部	行政課	242	R4	ある事務の見直しを求める指摘・意見に対して、事務の目的や必要性のみを記載して、未実施とするものがあつた。ヒアリングでも、ただ必要性、重要性が述べられるだけで、当該事務がその必要性、重要性にどのようなロジックで結びついているのかの問いには答えられないものがあつた。			
35	意見	見直すことや変更することに何かしらの支障があることは当然のことである。包括外部監査では、現状の問題点を指摘し、現状を見直すことや変更することを求めているのである。それに対して見直すことや変更することをしないのであれば、見直さないことや変更しないことが適切といえるだけの理由を述べなければ、説得力はない。措置状況報告書には、未実施決定済の結論の理由として、実施することについての否定的な理由だけでなく、実施しないことが適切であるという理由も記載させることが望ましい。	○	行政部	行政課	243	R4	ある事務を見直すことや変更することを求める指摘意見に対し、見直すことや変更することを否定する理由だけを述べ、見直さないことや変更しないことが適切であることの理由が述べられていないものがあつた。			
36	意見	現実的な支障が存在することは理解できる。しかし、それで止まっているはいけないと考える。現実的な支障があることを踏まえ、市として、どのような行動をとっていくのかを検討し、説得的かつ合理的な理由で結論を導き出す必要がある。未実施決定済や検討中の措置状況報告の際には、現実的な支障があるというだけの理由しか記載がない場合には、それを踏まえた上で、適切な対応を導き出す理由を記載させることが望ましい。	○	行政部	行政課	243	R4	市の事務には利害関係者が存在する。指摘意見に対応しようとする利害関係者から不平等を言われるから、実施に苦慮するという現実もあつた。指摘意見に対応しようすると、これまでの市の事務に問題があつたと捉えられてしまうので、それを避けたいというような印象を受けるものもあつた。また、マンパワーが足りないから実施が困難という現実もあつた。			

包括外部監査

措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

(結果欄の記載方法)

対 象	岐阜市の包括外部監査の結果に対する措置状況
監査実施年度	令和4年度
包括外部監査人	竹中 雅史
提 出 日(最新提出日)	令和5年7月31日

- 、△、×のいずれかを記入
- :措 置 済 措置を講じた(実施中含む)もの
- △:検 討 中 検討中のもの
- ×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したのもの

令和5年7月末時点の措置状況 (既に措置済みのものも含む)

措置済	検討中	未実施決定済	合計
102	105	10	217

<参考> ※令和4年度の監査は、過去の監査結果への措置状況がテーマであるため、以下に参考として、過去の内容を記載する。											
指摘及び意見	種別	措置状況(令和5年7月末)	結果欄	部	課	本欄頁	年度	過去の指摘・意見の内容	年度	過去の措置状況	
37	意見	事務引継の重要性に鑑み、行財政改革課と協議の上、行財政改革課が年度末に発出する文書に『包括外部監査等の指摘、意見、措置状況等の懸案・検討事項についても確実に引き継ぐ』旨を追記し周知した。また、行政課より各部に措置状況報告の提出を依頼する際にも、注意事項を追加し、事務引継の徹底を周知した。	○	行政部	行政課	243	R4	過去の包括外部監査で指摘・意見された事項、措置状況報告書に記載した事項について、引継ぎがなされておらず、また、資料が残されており、よく分からないという対応が多くあった。			
38	指摘	市からの助成金の使途を、明確にするため要綱を定める予定である。実際にどのように使用されたのかの確認については、市長が会員から任命する議員及び会員が互選した議員で構成した互助会組合において、決算や助成金の使途について報告・議決されており、適正に管理できる体制となっている。	△	行政部	職員厚生課	50	R2	補助対象事業・経費を具体的に規定することで、補助金が充てられるべき経費が明確になり、補助金の残余金の有無が明確になるのみならず、テーマパークのチケット助成のように公金から補助する公益上の必要性を認め難い経費と補助対象経費の区別が明確になったり、補助金額を他事業、例えば給付事業に充てていないため各職員の源泉税の対象とならないことが明確になったりする。支出側、互助会双方にとって必要なことであるとする。具体的な補助対象事業、補助対象経費、補助率、補助の上限を定めるべきである。	R3	助成金の趣旨や他都市の状況等により、令和4年度以降の支出における予算科目を負担金に分類し、岐阜市補助金等ガイドラインで定めた加入団体負担金の支出ルールに沿った交付手続きをすることとしたため、実施しない。	
39	意見	平成24年の監査当時に想定されていた、両データを同一システムに登録し、一定の情報の一覧はできることになった。もっとも、各担当課で財産の更新計画を行うのであれば、公共施設マネジメントシステムにおいて更新計画を行える情報も各課から入手できるよう、また同時に全庁での財産管理も行えるよう、システムの利便性を高めるようにすることが望ましい。	○	行政部	管財課	155	H24	固定資産台帳及び公有財産台帳を更新する場合には、それぞれ所管する管財課と財政課が協力し、両者を統合したシステムとすることが望まれる(意見)。	H25	次回のシステム更新の際には、パッケージソフトの開発状況等を踏まえながら、両台帳を統合したより効果的・効率的なシステムの導入を目指す方針を両課で協議の上で決定した。	
40	指摘	方針を決定したというだけで措置済みにすべきではない。実際に指摘された措置がとられたのは、措置状況報告書から5年経過後であった。措置をとってから措置済みにすべきであり、かつ、速やかに措置をとれない場合は、その具体的な理由を明記すべきである。	○	行政部	管財課	156	H24	今後、システムの改良等を行うに際して、部署別の公有財産の一覧を閲覧、出力する機能を付加すべきである(指摘)。	H25	パッケージシステムに部署別一覧の閲覧・出力機能が追加された場合には、積極的に導入を図る方針を決定した。	
41	指摘	毎年度、公有財産の適正管理についての通知を行っているが、今年度からは、建物の取得価額の記載の徹底についても追記する予定である(10月頃通知予定)。また、取得価額未入力の場合については所管課に個別に依頼する。	△	行政部	管財課	156	H24	公有財産の金額情報は重要であるため、規則に従い、もれなく金額情報を記載すべきである(指摘)。	H26	公有財産台帳の金額情報について、新地方公会計の固定資産台帳の情報を活用して記載する方針を決定した。今後、具体的な記載(入力)作業の方法についての検証が終了次第、全庁に向けて指導する。	
42	指摘	一般競争入札の対象とする設計金額を1億円以上に引き下げたものの、一般競争入札に付されたのは、3億円以上のものを除くと、年間5件以下にとどまっている。これでは、監査の結果の問題意識には応えたとはいえない。あくまでも一般競争入札が原則であること、設計金額が1億円未満のものすべてが「その性質又は目的が一般競争入札に適用しない」とはいえないことは明らかであること、競争性の確保、契約事務の公平性、透明性、経済性の観点から、現在の岐阜市の要綱及び一般競争入札がほとんど行われていない実態は、適切とはいえない。例えば、同じ中核市である豊田市は、業務委託における一般競争入札等実施要領を設け、そこでは、設計金額が800万円を超える場合を一般競争入札の対象としており、岐阜市の実態とはかけ離れている。なお、豊田市は、特定の業務については800万円以下の場合でも一般競争入札の対象としている。他の中核市をはじめとする地方自治体の実情も踏まえ、より多く業務委託に一般競争入札が導入されるよう、要綱を改正すべきである。	△	行政部	契約課	9	H16	岐阜市一般競争入札等実施要綱によれば、3億円以上の契約は一般競争入札によることができることであるが、委託では3億円を超えるものはないため、実質的には委託では一般競争入札は行われていないといえる。一般競争入札は必ずしも適切でない業者が入札に参加する可能性がある。確かにこの危険性は否定できないが、公平な入札の実施及び経済的に効率的な委託契約締結の達成という観点からは、現在の一般競争入札の要件(3億円以上)の金額を引き下げ等により、多額の委託については一般競争入札の導入も検討する必要があると考えられる(意見)。	H20	対象金額を設計金額3億円以上から1億円以上に下げた。中学校給食調理業務委託については、設計金額が1億円未満であったが公募型指名競争により実施した。また、設計金額に関わらず、建築設計業務委託、システム開発業務委託等について、金額のみではなく業者の技術提案、考え方、保守管理費用等も勘案して総合的に業者を選定するプロポーザル方式の導入を推進している。	
43	意見	辞退をした業者及び入札金額の高かった業者から2社を入れ替えたとしても、結果として競争性が確保されていない場合は、指名競争入札の趣旨が十分に発揮されているとはいえない。指名のあり方について、業務委託の指名競争入札を全体としてみて、競争性の確保、契約事務の公平性、透明性、経済性の観点から適切であるといえるのかを検証し、その記録を作成することが望ましい。	○	行政部	契約課	11	H16	同じ業者が毎年落札している。当該委託契約については指名業者が従来と同じ9社であり、十分な競争がなされていないのではないか。指名競争入札の手続上には問題はなく、形式上の合規性は満たしているものの制度の本来の趣旨が十分に機能するよう検討、改善されたい(意見)。	H17	平成17年度から指名業者の一部入れ替えを行い、指名競争入札を行った。	

包括外部監査

措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

(結果欄の記載方法)

対 象	岐阜市の包括外部監査の結果に対する措置状況
監査実施年度	令和4年度
包括外部監査人	竹中 雅史
提 出 日(最新提出日)	令和5年7月31日

- 、△、×のいずれかを記入
- :措 置 済 措置を講じた(実施中含む)もの
- △:検 討 中 検討中のもの
- ×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したものを

令和5年7月末時点の措置状況 (既に措置済みのものも含む)

措置済	検討中	未実施決定済	合計
102	105	10	217

										<参考> ※令和4年度の監査は、過去の監査結果への措置状況がテーマであるため、以下に参考として、過去の内容を記載する。	
指摘及び意見	種別	措置状況(令和5年7月末)	結果欄	部	課	本欄頁	年度	過去の指摘・意見の内容	年度	過去の措置状況	
44	意見	個々の指名競争入札について、指名の判断過程が分かる文書を作成、記録することとした。	○	行政部	契約課	12	H16	指名競争入札における指名業者の選定は、行政管理部契約室により行なわれている。ただし、「岐阜市建設工事請負業者選定委員会要綱」上、4,500万円以上の業務委託については、助役を委員長、委員を各部長とする岐阜市建設工事請負業者選定委員会により審議する旨の規定がある。当該委員会にかからない場合は、指名業者の選定は、契約室により下記を勘案した上で決定されている。 a.当該委託業務が、委託先の希望業種であるか否か、b.業務経歴書(過去の実績)、c.技術者経歴書等、d.委託業者間の機会均等、e.委託業者に対する電話等による最新情報の入手 しかし、上記の判断過程は文書として記録されていないため、今回の監査時においては口頭で確認したのみである。指名業者の選定は、入札金額・落札金額に大きく影響し、また恣意性の介入がないことを明らかにするためにも、できる限り透明化しておく必要があると考える(意見)。	H20	本年度から業務委託の指名に際しては、資格要件、経営規模、従業員数等を内容とした、業務別の業者ランク表を基に指名を行う手順書を作成し、指名行為の透明化を図った。なお、50万円超の業務委託の入札結果については、業務名、落札者、落札金額を公表して透明化を図っている。	
45	意見	随意契約ガイドラインにより、随意契約を適用するにあたっての基準を示しており、契約課においても、契約課合議を受けた際に適用内容を確認している。 具体的には、業務委託の内容は多種多様であることから、一律に詳細な適用基準を示すことは困難であるため、契約課が確認時、適用内容について疑義があれば担当課から理由を求め、全庁的に随意契約ガイドラインの適用が統一されるよう適正な運用を図っている。 今後、事業担当課から契約課合議を受けた際、参考となる随意契約ガイドラインの適用事例を収集し、事業担当課への指導に活かしていく。	○	行政部	契約課	13	H26	所管課担当の契約について、契約課は、随意契約の理由につき、各所管課作成の随意契約理由書にて確認をしている。しかしながら、随意契約ガイドラインの適用については、所管課において判断が区々となっていることから、そうならないように、判断基準を統一させることが望ましい(意見)。	H27	平成27年7月に実施の契約事務研修の際に、随意契約ガイドラインの適用基準の周知を図った。今後も引き続き周知を図っていく。	
46	意見	契約課において、適用条項(令167条の2)を厳格に解釈したうえで適用されているかどうか、安易に前例を踏襲することなく、競争性のある別の契約方法がとれないのかなど見直しが行なわれているかどうか、特定の者に限られる具体的な理由、契約の相手方となり得る者の調査経緯、適用条件等が明確になっているかどうか、この業者しかできないという決定的な理由が明記されているかどうかを確認し、確認したことが分かるような記録を作成することが望ましい。	○	行政部	契約課	13	H27	地方自治法において、契約は、入札が原則である。例外となる随意契約においては、その理由は明確でなければならない。随意契約というのであれば、その理由を、書類上で明確にすべきである(指摘)。	H28	契約の性質上、競争入札に適さないケースについて、代表的なものは岐阜市随意契約ガイドラインで示しており、担当課で行う契約についても、これに準じて随意契約理由を明確にするように研修等で周知していく。	
47	指摘	設計価格作成方針の明確化が必要という監査の結果に対して、研究会を立ち上げ検討するという内容では、回答になっていない。ある行動が必要という監査の結果に対しては、その行動をとったかどうか、とったのであればその具体的な内容を、とらなかったのであればその理由を記載すべきである。	○	行政部	契約課	14	H16	所管部署まかせでは設計価格の不透明の原因にもなり、市としての設計価格作成方針の明確化が必要と考える。例えば、どのような資料でどのように算定するかを明確にする必要がある(意見)。	H17	契約室が事務局となって、庁内各部の政策室職員10人で構成される契約制度研究会を17年8月に立ち上げ検討している。	
48	意見	積算の方法については、「業務委託等積算基準」において、積算の標準的な方法を定め、国等の積算基準や見積結果を参考に適切に算出するよう、入札契約制度説明会や契約事務研修において、庁内に対し更なる周知徹底を図った。	○	行政部	契約課	14	H16	同様な業務で同じ委託先なのに違う単価が採用されているケースもあった。それは、市全体として共有化できる設計価格のデータがなく、所管部署任せの結果と考えられる。設計価格の方針が明確にされ、作成基礎資料についても市全体で共有できるオープンライズされているものがあつたほうが、合理的であり、公平性も維持されると考える(意見)。	H17	契約室が事務局となって、庁内各部の政策室職員10人で構成される契約制度研究会を17年8月に立ち上げ検討している。	
49	意見	積算内容については、業務担当課において予算編成の段階から検討を重ねている。契約課においても、積算方法については、「業務委託等積算基準」を定め周知を図っており、適切な手続きを踏んで積算を行っているかどうかを「契約依頼時における手続きチェックシート」により、契約合議の際に確認し、疑義がある場合は、質問等を行いチェックしている。 また、業務の内容に応じ、より適切な積算を行うため、業務担当課、主管課による十分なチェックを徹底するよう、入札契約制度説明会や契約事務研修において、更なる周知徹底を図った。	○	行政部	契約課	16	H16	設計価格のチェックの体制が極めて希薄すなわち所管部署任せになっていることが、問題があることを感じつつも従来の方法を踏襲しているひとつの原因と考えられる。業務委託は公金を使用しているため納付できるまで業務内容の調査を行い、必要な資料を収集した結果の設計価格を提示するのが本来の姿であろう。 所管部署が積極的に変革改善する意欲を高めるには所管部署が作成した設計価格を十分に検証できる体制の強化、すなわちチェック機能を強化することが所管部署に刺激を与え活性化するとと思われる。どのように設計価格を算定したか、業務内容、単価について十分に質問等を行いチェックすることが設計価格を作成する所管部署に刺激を与えるであろう。チェック体制の強化は市役所内部の組織強化だけでなく、第三者的な機関たとえば業界精通者、学識経験者等市職員以外も構成員となる委員会等の設置が有効と考える(意見)。	H17	契約室が事務局となって、庁内各部の政策室職員10人で構成される契約制度研究会を17年8月に立ち上げ検討している。	
50	指摘	監査の結果は、検査というものが市が述べる業務に係る給付が契約内容に適合しているか、確認する手続きであることを前提として、その際に、単価や人工の報告を受ければ、市が契約時に行った積算の妥当性の検証及び次年度の適切な積算に資する重要な情報を得ることができるという提案をしているものである。それをしないということであれば、その合理的な理由を述べるべきである。	×	行政部	契約課	17	H16	検査では設計段階の数量、人工、単価等のそれぞれとの比較検討することは重要事項であり、この資料を検査調査に含めることが必要と考える。この資料は次年度以降の同様な業務について設計価額を作成するための重要な資料になる(意見)。	H17	契約室が事務局となって、庁内各部の政策室職員10人で構成される契約制度研究会を17年8月に立ち上げ検討している。	
51	指摘	監査の結果は、随意契約の場合のことを指摘しているのに対し、措置状況報告書は、低入札価格調査により調査していると競争入札の場合の回答をしており、対応関係になっていない。監査の結果に対応する形で、措置状況を報告すべきである。	○	行政部	契約課	17	H26	見積書には、内訳明細を付記させるべきである。具体的には、契約規則に、見積の内訳明細を付記する旨の規定を付加するか、第1項の見積書に様式を挿入し、様式では、内訳明細の判る見積書を添付するなどして、見積内訳が判るようにすることが考えられる(指摘)。	H30	適正な積算を行わない業者と契約した場合には契約内容に適合した履行が可能かどうか懸念され、本市では130万円以上の工事では工事費内訳書の提出を求めているほか、5,000万円以上の工事や500万円以上の委託業務では低入札価格調査制度により積算の詳細な内訳書を求めて適正履行が可能か調査しているところである。また、見積書への内訳明細をすべての契約で一律に求めることは業者の過大な負担になること、あり他の多くの中核市でも実施されていない。今後は低入札価格調査等を継続して厳正に行うとともに、その他でも契約内容に適合した履行が懸念される場合などは、必要に応じて担当課で内訳明細を求めて内容を確認するように運用を見直すことで対応していく。	

包括外部監査

措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

(結果欄の記載方法)

対 象	岐阜市の包括外部監査の結果に対する措置状況
監査実施年度	令和4年度
包括外部監査人	竹中 雅史
提 出 日(最新提出日)	令和5年7月31日

- 、△、×のいずれかを記入
- :措 置 済 措置を講じた(実施中含む)もの
- △:検 討 中 検討中のもの
- ×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したものを

令和5年7月末時点の措置状況 (既に措置済みのものも含む)

措置済	検討中	未実施決定済	合計
102	105	10	217

<参考> ※令和4年度の監査は、過去の監査結果への措置状況がテーマであるため、以下に参考として、過去の内容を記載する。										
指摘及び意見	種別	措置状況(令和5年7月末)	結果欄	部	課	本欄頁	年度	過去の指摘・意見の内容	年度	過去の措置状況
52	指摘	積算の段階で、業務担当課において、事業者より内訳明細が付記された見積書を徴取しており、より適正な価格であるかを十分検討した上で、一者随意契約理由書にその内容を記入している。 その後、契約の段階では、業務担当課の設計金額を基に予定価格が設定され、事業者より見積書を徴取した後、予定価格の範囲内で、最低の価格で申し込みをした者と契約を締結しているため、改めて見積書に内訳明細の付記を求めている。 なお、前述の積算の段階で、参考に徴取した見積書(内訳書明細)の価格が適正であるか十分に検討するよう、入札契約制度説明会や契約事務研修において、更なる周知徹底を図った。	×	行政部	契約課	17	H26	見積書には、内訳明細を付記させるべきである。具体的には、契約規則に、見積の内訳明細を付記する旨の規定を付加するか、第1項の見積書に様式を挿入し、様式では、内訳明細の判る見積書を添付するなどして、見積内訳が判るようにすることが考えられる(指摘)。	H30	適正な積算を行わない業者と契約した場合には契約内容に適合した履行が可能かどうか懸念され、本市では130万円以上の工事では工事費内訳書の提出を求めているほか、5,000万円以上の工事や500万円以上の委託業務では低入札価格調査制度により積算の詳細な内訳書を求めて適正履行が可能か調査しているところである。また、見積書への内訳明細をすべての契約で一律に求めることは業者の過大な負担になることもあり他の多くの中核市でも実施されていない。今後は低入札価格調査等を継続して厳正に行うとともに、その他でも契約内容に適合した履行が懸念される場合などは、必要に応じて担当課で内訳明細を求めて内容を確認するように運用を見直すことで対応していく。
53	指摘	市と受注者との間の契約における解除事項を適用するためには、受注者が知りながら再委託業者と契約したことが立証できなければならないが、それは容易なことではない。市と受注者との間の契約に解除事項があるというだけでは、再委託業者に暴力団等反社会的勢力が入り込むことを防ぐ効果は弱い。岐阜県暴力団排除条例では、事業者は書面により契約を締結する際は暴力団排除事項を定めるよう努めなければならないとされており、市が受注者に対して、再委託業者との間で暴力団排除事項を導入した契約書を締結するよう求めることは、条例の趣旨に沿ったものであり、それを躊躇する必要はない。加えて、誓約書を提出させることは、より暴力団排除の抑止効果がある。再委託業者による暴力団等ではないことの誓約(暴力団排除事項を導入した契約書への署名押印)があることを、再委託承認の条件とすべきである。	△	行政部	契約課	19	H26	再委託業者による暴力団等ではないことの誓約(暴力団排除事項を導入した契約書への署名押印)があることを、再委託承認の条件とすべきである(指摘)。	H27	契約約款において、市が何ら催告を要せず契約解除出来る場合として、「受注者の役員等が、暴力団若しくは暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している業者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用しているとき。」と規定されており、別途、誓約書を徴取する必要はないと考える。
54	指摘	市が策定した「公の施設の使用料算定基準」に基づき、公の施設の入場料の受益者負担適正化を図る。 今後は、指定管理者制度の導入などを検討し、効果的かつ効率的な施設運営を目指す。	△	ぎふ魅力づくり推進部	観光コンベンション課	26	H19	岐阜市は城郭収入について、入場者数や収支状況の年度推移を把握しているが、これらのデータを活用した比較分析は行っていない。収支状況を改善していくためには、毎年の収入・支出を比較分析することによって収入を最大化し、無駄な費用を削減する活動が不可欠である。収支データを活用して財務分析を行い、入場料の価格設定や無駄な費用の削減に活かすべきである(監査の結果)。	H25	お客様の要望やイベントの開催状況、岐阜城に関わる民間企業との協議によって、開催日を設定しており、毎年1万人程度の入場客数がある。パノラマ夜景開催時は、圧倒的に大人の入場者割合が多く、入場料収入には貢献しているものと考えられる。今後も、継続的なアンケート調査の実施により、効率的な開催期間等の設定を行っていく。
55	指摘	来場者アンケートを6月16日から8月15日(予定)まで実施している。 今年度から年に2回(計4カ月間)実施する予定である。	○	ぎふ魅力づくり推進部	観光コンベンション課	26	H19	岐阜市は城郭収入について、入場者数や収支状況の年度推移を把握しているが、これらのデータを活用した比較分析は行っていない。収支状況を改善していくためには、毎年の収入・支出を比較分析することによって収入を最大化し、無駄な費用を削減する活動が不可欠である。収支データを活用して財務分析を行い、入場料の価格設定や無駄な費用の削減に活かすべきである(監査の結果)。	H25	お客様の要望やイベントの開催状況、岐阜城に関わる民間企業との協議によって、開催日を設定しており、毎年1万人程度の入場客数がある。パノラマ夜景開催時は、圧倒的に大人の入場者割合が多く、入場料収入には貢献しているものと考えられる。今後も、継続的なアンケート調査の実施により、効率的な開催期間等の設定を行っていく。
56	指摘	運営経費の約7割を占める委託費は、主に人件費である。受付や清掃などを最小限の人員による委託としており、これ以上の削減は困難である。 また、市職員(会計年度任用職員2名)についても、365日営業している施設であることから、施設管理する上で削減は困難である。 今後は、耐震化工事後のリニューアルオープンに向け、指定管理者制度の導入などを検討し、効果的かつ効率的な施設運営を目指す。	△	ぎふ魅力づくり推進部	観光コンベンション課	27	H19	城郭運営は概ね収支均衡の状態にあると推定できるが、平成9年の大改修における約3億円の資本的支出を考慮すると採算がとれていることにはならない。仮に50年で均等に回収するとした場合、毎年6百万円の収支黒字を計上しなければならない。そのため、入場者数増加に向けた施策のほか、委託料や報酬といった人件費の削減にも努力する必要がある(監査の結果)。	H27	平成19年度以降、岐阜城の入場者は総じて増加しており、平成25年度の入場者数は233,691人と、20年ぶりに23万人を超え、城郭入場料収入も増加している。また、平成26年度は、岐阜市内共通入場券事業に参画するなど、更なる入場者数の増加に向けた取り組みを行っている。 現在の運営形態での委託料・人件費の削減は、利用者サービスの低下につながるため厳しいと考えるが、これまで、負担金や使用料の削減などに取り組んでおり、今後も継続的に全体の経費削減に努める。
57	指摘	同様の事例があった場合には、適切に対応する。	○	ぎふ魅力づくり推進部	観光コンベンション課	33	H26	「市内の唯一の団体」であるとして、随意契約とすることにつき、民間ではできないのか、他の自治体の類似業務の状況など、様々な角度から、適切に検証を行うべきである(指摘)。	R3	観光案内所に関する他都市照会調査を行った結果、回答施設数(53施設)のうち、市が直営で運営する施設は1施設(2%)のみである。また、(公社)岐阜観光コンベンション協会と同様な営利を目的としない観光関係団体が運営主体となっている施設は46施設(87%)ある。 また、当協会は、観光事業者3社からも出向を受けるなど、特定の偏った情報ではなく公益性を担保した情報発信ができ、常に観光事業とコンベンション事業のノウハウや最新情報・資料を有しているのは、岐阜観光コンベンション協会しかいないため、随意契約することは適切であると考える。
58	指摘	公益財団法人岐阜観光コンベンション協会は、岐阜市及び周辺の産業、技術及び文化、歴史などの資源を活用し、コンベンションの誘致、開催支援、国際会議観光都市岐阜の広報、宣伝等の事業を行うことにより、岐阜市におけるコンベンション並びに観光の振興を図り、もって国際相互理解の増進並びに地域経済の活性化及び文化の向上に資することを目的として設立された組織である。なお、会員は会費を支払っているが、協会に関する活動はしていない。 観光客に公平かつ最新の情報を提供することを求めている観光案内所の運営は、地方公共団体及び各種団体と観光情報の受入態勢を構築している必要がある。現状、対応できる事業者は、観光コンベンション協会のみである。 なお、観光コンベンション協会が再委託している主な業務は、観光案内所における案内業務である。案内業務従事者には、英語を話せる者を配置するなどの条件を付していることから、再委託について承認しているところである。 今後は、観光コンベンション協会とDMO(観光地域づくり法人)の設立及び運営体制について協議を行い、観光案内所の運営についても方針を決定していく予定である。	△	ぎふ魅力づくり推進部	観光コンベンション課	33	H26	「市内の唯一の団体」であるとして、随意契約とすることにつき、民間ではできないのか、他の自治体の類似業務の状況など、様々な角度から、適切に検証を行うべきである(指摘)。	R3	観光案内所に関する他都市照会調査を行った結果、回答施設数(53施設)のうち、市が直営で運営する施設は1施設(2%)のみである。また、(公社)岐阜観光コンベンション協会と同様な営利を目的としない観光関係団体が運営主体となっている施設は46施設(87%)ある。 また、当協会は、観光事業者3社からも出向を受けるなど、特定の偏った情報ではなく公益性を担保した情報発信ができ、常に観光事業とコンベンション事業のノウハウや最新情報・資料を有しているのは、岐阜観光コンベンション協会しかいないため、随意契約することは適切であると考える。

包括外部監査

措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

(結果欄の記載方法)

対 象	岐阜市の包括外部監査の結果に対する措置状況
監査実施年度	令和4年度
包括外部監査人	竹中 雅史
提 出 日(最新提出日)	令和5年7月31日

- 、△、×のいずれかを記入
- :措 置 済 措置を講じた(実施中含む)もの
- △:検 討 中 検討中のもの
- ×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したもの

令和5年7月末時点の措置状況 (既に措置済みのものも含む)

措置済	検討中	未実施決定済	合計
102	105	10	217

<参考> ※令和4年度の監査は、過去の監査結果への措置状況がテーマであるため、以下に参考として、過去の内容を記載する。											
措置及び意見	種別	措置状況(令和5年7月末)	結果欄	部	課	本欄頁	年度	過去の措置・意見の内容	年度	過去の措置状況	
59	指摘	同様の事例があった場合には、適切に対応する。	○	ぎふ魅力づくり推進部	観光コンベンション課	35	H26	委託料の積算をするに際しては、他の自治体における同種業務との比較をするなど、様々な角度から、検証すべきである(指摘)。	R3	観光案内所に関する他都市照会調査を行った結果、回答施設数(53施設)のうち、運営経費が5,000千円以下が6施設(11%)、10,000千円以下が11施設(21%)、15,000千円以下が10施設(19%)、20,000千円以下が11施設(21%)、20,000千円以上が15施設(28%)である。本市の委託料は13,339千円であり過度に高額とは言えず、委託料の積算においては市場の動向を反映させており、近年人件費単価が上昇傾向であるが適切であると考える。	
60	指摘	同様の事例があった場合には、適切に対応する。 なお、当該案件については、観光コンベンション協会とDMO(観光地域づくり法人)の設立及び運営体制について協議を行い、観光案内所の運営についても方針を決定していく予定である。	△	ぎふ魅力づくり推進部	観光コンベンション課	35	H26	委託料の積算をするに際しては、他の自治体における同種業務との比較をするなど、様々な角度から、検証すべきである(指摘)。	R3	観光案内所に関する他都市照会調査を行った結果、回答施設数(53施設)のうち、運営経費が5,000千円以下が6施設(11%)、10,000千円以下が11施設(21%)、15,000千円以下が10施設(19%)、20,000千円以下が11施設(21%)、20,000千円以上が15施設(28%)である。本市の委託料は13,339千円であり過度に高額とは言えず、委託料の積算においては市場の動向を反映させており、近年人件費単価が上昇傾向であるが適切であると考える。	
61	指摘	同様の事例があった場合には、適切に対応する。	○	ぎふ魅力づくり推進部	観光コンベンション課	36	H23	様々な事業の積み上げで算定された金額であるため、本来は、各事業内容を精査した上で、負担金額を決定すべきである(指摘)。	R3	令和4年度予算作成時より、負担金額決定プロセスを記録し、資料として残す。	
62	意見	現在、観光コンベンション協会とDMO(観光地域づくり法人)の設立に向けて協議中であることも踏まえ、事業を対象経費の整理を進めるとともに、引き続き、負担金額の決定プロセスの明確化に努める。	△	ぎふ魅力づくり推進部	観光コンベンション課	36	H23	様々な事業の積み上げで算定された金額であるため、本来は、各事業内容を精査した上で、負担金額を決定すべきである(指摘)。	R3	令和4年度予算作成時より、負担金額決定プロセスを記録し、資料として残す。	
63	意見	観光の定義については指摘の通り、政府観光政策審議会の中で「余暇時間の中で、日常生活圏を離れて行う様々な活動であって、触れ合い、学び、遊ぶといったことを目的とするもの」と定義づけられている。観光のとらえ方はニーズの多様化により常に変化しており、文化財やスポーツ等もとらえ方によっては観光の範疇に含まれることもあることから、観光に関する根幹となる考え方は国の答申で示された定義とし、広範囲で捉えることが妥当と考える。	×	ぎふ魅力づくり推進部	観光コンベンション課	38	H19	岐阜市が観光行政を行う上で、まず検討・整理しなくてはならないのは「観光」の定義を明確にすることである。本報告書では先述したとおり、政府観光政策審議会での定義を基礎に「観光」の範囲を特定してきた。この観光の定義及び観光の範囲については個々の行政団体によりその個性や実情を踏まえ、具体的に一律ではなくポリシーに基づいた定義が構築されて施策など議論されるものである。先述したとおり、岐阜市は産業の町であると同時に観光の町であるという漠然とした認識はあるものの、その「観光」としての定義及び位置づけが不明瞭であるがゆえに、その施策、予算、構想、実態分析などがすべて漠然としてしまい、単に目的が不明確な予算を消化している可能性も否定できない。今後は、観光行政の入り口ともいえる観光の定義を明確にし、その定義に基づく岐阜市の観光の範囲を明確にし、部署を超えた観光行政事業全体の規模等勘案し、構想及び施策を検討していく必要がある。	H23	観光は、地域の特性を探り、人的交流を通じて異文化との交流を進めることとされている。観光客は歴史文化に加え、町並みや日々の暮らし等との出会いを求めて観光に向向くのである。したがって、岐阜市固有の伝統、文化、自然を生かした魅力ある観光地づくりが必要不可欠である。また、観光には経済活動が伴うため、交流人口の拡大により地域経済を支えることも重要となってきている。平成23年度には、岐阜城跡として国史跡に指定された金華山一帯の観光地域資源を活かし、まちなか歩き・まちなか観光を組み合わせた岐阜市の観光振興策立案に向けて商工観光部、企画部、都市建設部、教育委員会で組織するプロジェクトチームで取り組む。	
64	意見	観光の定義については指摘の通り、政府観光政策審議会の中で「余暇時間の中で、日常生活圏を離れて行う様々な活動であって、触れ合い、学び、遊ぶといったことを目的とするもの」と定義づけられている。観光のとらえ方はニーズの多様化により常に変化しており、文化財やスポーツ等もとらえ方によっては観光の範疇に含まれることもあることから、観光に関する根幹となる考え方は国の答申で示された定義とし、広範囲で捉えることが妥当と考える。	×	ぎふ魅力づくり推進部	ぎふ魅力づくり推進政策課	38	H19	岐阜市が観光行政を行う上で、まず検討・整理しなくてはならないのは「観光」の定義を明確にすることである。本報告書では先述したとおり、政府観光政策審議会での定義を基礎に「観光」の範囲を特定してきた。この観光の定義及び観光の範囲については個々の行政団体によりその個性や実情を踏まえ、具体的に一律ではなくポリシーに基づいた定義が構築されて施策など議論されるものである。先述したとおり、岐阜市は産業の町であると同時に観光の町であるという漠然とした認識はあるものの、その「観光」としての定義及び位置づけが不明瞭であるがゆえに、その施策、予算、構想、実態分析などがすべて漠然としてしまい、単に目的が不明確な予算を消化している可能性も否定できない。今後は、観光行政の入り口ともいえる観光の定義を明確にし、その定義に基づく岐阜市の観光の範囲を明確にし、部署を超えた観光行政事業全体の規模等勘案し、構想及び施策を検討していく必要がある。	H23	観光は、地域の特性を探り、人的交流を通じて異文化との交流を進めることとされている。観光客は歴史文化に加え、町並みや日々の暮らし等との出会いを求めて観光に向向くのである。したがって、岐阜市固有の伝統、文化、自然を生かした魅力ある観光地づくりが必要不可欠である。また、観光には経済活動が伴うため、交流人口の拡大により地域経済を支えることも重要となってきている。平成23年度には、岐阜城跡として国史跡に指定された金華山一帯の観光地域資源を活かし、まちなか歩き・まちなか観光を組み合わせた岐阜市の観光振興策立案に向けて商工観光部、企画部、都市建設部、教育委員会で組織するプロジェクトチームで取り組む。	
65	意見	観光ビジョンは2020年度から2029年度までの10か年計画とし、アクションプランは5年目に見直すこととしている。新型コロナウイルスの感染拡大に関する環境変化への対応は重点アクションプラン内で行い具体的な施策として反映させることを検討する。	△	ぎふ魅力づくり推進部	観光コンベンション課	38	H19	岐阜市が観光行政を行う上で、まず検討・整理しなくてはならないのは「観光」の定義を明確にすることである。本報告書では先述したとおり、政府観光政策審議会での定義を基礎に「観光」の範囲を特定してきた。この観光の定義及び観光の範囲については個々の行政団体によりその個性や実情を踏まえ、具体的に一律ではなくポリシーに基づいた定義が構築されて施策など議論されるものである。先述したとおり、岐阜市は産業の町であると同時に観光の町であるという漠然とした認識はあるものの、その「観光」としての定義及び位置づけが不明瞭であるがゆえに、その施策、予算、構想、実態分析などがすべて漠然としてしまい、単に目的が不明確な予算を消化している可能性も否定できない。今後は、観光行政の入り口ともいえる観光の定義を明確にし、その定義に基づく岐阜市の観光の範囲を明確にし、部署を超えた観光行政事業全体の規模等勘案し、構想及び施策を検討していく必要がある。	H23	観光は、地域の特性を探り、人的交流を通じて異文化との交流を進めることとされている。観光客は歴史文化に加え、町並みや日々の暮らし等との出会いを求めて観光に向向くのである。したがって、岐阜市固有の伝統、文化、自然を生かした魅力ある観光地づくりが必要不可欠である。また、観光には経済活動が伴うため、交流人口の拡大により地域経済を支えることも重要となってきている。平成23年度には、岐阜城跡として国史跡に指定された金華山一帯の観光地域資源を活かし、まちなか歩き・まちなか観光を組み合わせた岐阜市の観光振興策立案に向けて商工観光部、企画部、都市建設部、教育委員会で組織するプロジェクトチームで取り組む。	
66	意見	観光ビジョンは2020年度から2029年度までの10か年計画とし、アクションプランは5年目に見直すこととしている。新型コロナウイルスの感染拡大に関する環境変化への対応は重点アクションプラン内で行い具体的な施策として反映させることを検討する。	△	ぎふ魅力づくり推進部	ぎふ魅力づくり推進政策課	38	H19	岐阜市が観光行政を行う上で、まず検討・整理しなくてはならないのは「観光」の定義を明確にすることである。本報告書では先述したとおり、政府観光政策審議会での定義を基礎に「観光」の範囲を特定してきた。この観光の定義及び観光の範囲については個々の行政団体によりその個性や実情を踏まえ、具体的に一律ではなくポリシーに基づいた定義が構築されて施策など議論されるものである。先述したとおり、岐阜市は産業の町であると同時に観光の町であるという漠然とした認識はあるものの、その「観光」としての定義及び位置づけが不明瞭であるがゆえに、その施策、予算、構想、実態分析などがすべて漠然としてしまい、単に目的が不明確な予算を消化している可能性も否定できない。今後は、観光行政の入り口ともいえる観光の定義を明確にし、その定義に基づく岐阜市の観光の範囲を明確にし、部署を超えた観光行政事業全体の規模等勘案し、構想及び施策を検討していく必要がある。	H23	観光は、地域の特性を探り、人的交流を通じて異文化との交流を進めることとされている。観光客は歴史文化に加え、町並みや日々の暮らし等との出会いを求めて観光に向向くのである。したがって、岐阜市固有の伝統、文化、自然を生かした魅力ある観光地づくりが必要不可欠である。また、観光には経済活動が伴うため、交流人口の拡大により地域経済を支えることも重要となってきている。平成23年度には、岐阜城跡として国史跡に指定された金華山一帯の観光地域資源を活かし、まちなか歩き・まちなか観光を組み合わせた岐阜市の観光振興策立案に向けて商工観光部、企画部、都市建設部、教育委員会で組織するプロジェクトチームで取り組む。	

包括外部監査

措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

(結果欄の記載方法)

対 象	岐阜市の包括外部監査の結果に対する措置状況
監査実施年度	令和4年度
包括外部監査人	竹中 雅史
提 出 日(最新提出日)	令和5年7月31日

- 、△、×のいずれかを記入
- :措 置 済 措置を講じた(実施中含む)もの
- △:検 討 中 検討中のもの
- ×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したもの

令和5年7月末時点の措置状況 (既に措置済みのものも含む)

措置済	検討中	未実施決定済	合計
102	105	10	217

		<参考> ※令和4年度の監査は、過去の監査結果への措置状況がテーマであるため、以下に参考として、過去の内容を記載する。								
指摘及び意見	種別	措置状況(令和5年7月末)	結果欄	部	課	本欄頁	年度	過去の指摘・意見の内容	年度	過去の措置状況
67	意見	『岐阜市観光ビジョン』の策定にあたり、市民ワークショップの開催、主要観光・宿泊先へのアンケート、アドバイザーへの聞き取り等が行われていたが、『岐阜市観光ビジョン』の改定にあたってはもろろんのこと、改定後も継続的に行うことが望ましい。	△	ぎふ魅力づくり推進部	観光コンベンション課	38	H19	岐阜市が観光行政を行う上で、まず検討・整理しなくてはならないのは「観光」の定義を明確にすることである。本報告書では先述したとおり、政府観光政策審議会での定義を基礎に「観光」の範囲を特定してきた。この観光の定義及び観光の範囲については個々の行政団体によりその個性や実情を踏まえ、具体的に一律ではなくポリシーに基づいた定義が構築されてきた。先述したとおり、岐阜市は産業の町であると同時に観光の町であるという漠然とした認識はあるものの、その「観光」としての定義及び位置づけが不明瞭であるがゆえに、その施策、予算、構想、実態分析などがすべて漠然としてしまい、単に目的が不明瞭な予算を消化している可能性も否定できない。今後は、観光行政の入り口ともいえる観光の定義を明確にし、その定義に基づく岐阜市の観光の範囲を明確にし、部署を超えた観光行政事業全体の規模等勘案し、構想及び施策を検討していく必要がある。	H23	観光は、地域の特性を探り、人的交流を通じて異文化との交流を進めることとされている。観光客は歴史文化に加え、町並みや日々の暮らし等との出会いを求めて観光に向かうのである。したがって、岐阜市固有の伝統、文化、自然を生かした魅力ある観光地づくりが必要不可欠である。また、観光には経済活動が伴うため、交流人口の拡大により地域経済を支えることも重要となっている。平成23年度には、岐阜城跡として国史跡に指定された金華山一帯の観光地域資源を活かし、まちなか歩き・まちなか観光を組み合わせた岐阜市の観光振興策立案に向けて商工観光部、企画部、都市建設部、教育委員会で組織するプロジェクトチームで取り組む。
68	意見	『岐阜市観光ビジョン』の策定にあたり、市民ワークショップの開催、主要観光・宿泊先へのアンケート、アドバイザーへの聞き取り等が行われていたが、『岐阜市観光ビジョン』の改定にあたってはもろろんのこと、改定後も継続的に行うことが望ましい。	△	ぎふ魅力づくり推進部	ぎふ魅力づくり推進政策課	38	H19	岐阜市が観光行政を行う上で、まず検討・整理しなくてはならないのは「観光」の定義を明確にすることである。本報告書では先述したとおり、政府観光政策審議会での定義を基礎に「観光」の範囲を特定してきた。この観光の定義及び観光の範囲については個々の行政団体によりその個性や実情を踏まえ、具体的に一律ではなくポリシーに基づいた定義が構築されてきた。先述したとおり、岐阜市は産業の町であると同時に観光の町であるという漠然とした認識はあるものの、その「観光」としての定義及び位置づけが不明瞭であるがゆえに、その施策、予算、構想、実態分析などがすべて漠然としてしまい、単に目的が不明瞭な予算を消化している可能性も否定できない。今後は、観光行政の入り口ともいえる観光の定義を明確にし、その定義に基づく岐阜市の観光の範囲を明確にし、部署を超えた観光行政事業全体の規模等勘案し、構想及び施策を検討していく必要がある。	H23	観光は、地域の特性を探り、人的交流を通じて異文化との交流を進めることとされている。観光客は歴史文化に加え、町並みや日々の暮らし等との出会いを求めて観光に向かうのである。したがって、岐阜市固有の伝統、文化、自然を生かした魅力ある観光地づくりが必要不可欠である。また、観光には経済活動が伴うため、交流人口の拡大により地域経済を支えることも重要となっている。平成23年度には、岐阜城跡として国史跡に指定された金華山一帯の観光地域資源を活かし、まちなか歩き・まちなか観光を組み合わせた岐阜市の観光振興策立案に向けて商工観光部、企画部、都市建設部、教育委員会で組織するプロジェクトチームで取り組む。
69	意見	平成21年3月に作成された「産業振興ビジョン」で示されたとする観光行政の指標、目標について、その後、どうなったのかという結果とその分析を踏まえた上で、『岐阜市観光ビジョン』の目標が設定されているとよかった。また、『岐阜市観光ビジョン』における現状と課題、基本理念、重点アクションプランと、目標値との関連性が弱い。当該目標値を達成することによって、どのように課題が解決されるのか、どのように基本理念が達成されるのか、そのロジックを意識して、市民に説明できるような目標及び目標値の設定をすることが望ましい。そうでなければ、立派な基本理念を立てただけで終わってしまう。	△	ぎふ魅力づくり推進部	観光コンベンション課	42	H19	岐阜市では現在に至るまで明確な目標値を設定していなかった。「第一次総合計画」～「第四次総合計画」に至るまで漠然とした施策を打ち立てているものの明確な目標は立てておらず、各年度において次年度の予算を編成する時に鶴岡の来客数の予想人数を掲げているのみであった。岐阜市は、現在目標値としている「鶴岡」の人員については短期計画(予算編成)上の精度を向上させるために分析を行うとともに、短期目標ではなく概ね5年間の中期及び長期の目標を計算根拠とともに示す必要がある。また、「鶴岡」のみの指標ではなく、「鶴岡」を含めた岐阜市の総合的な指標を作成し、これらも計算根拠とともに公表することが必要である。	H20	平成21年3月に、商工観光部として「産業振興ビジョン」を作成し、今後の観光行政の指標、目標を示した。
70	意見	平成21年3月に作成された「産業振興ビジョン」で示されたとする観光行政の指標、目標について、その後、どうなったのかという結果とその分析を踏まえた上で、『岐阜市観光ビジョン』の目標が設定されているとよかった。また、『岐阜市観光ビジョン』における現状と課題、基本理念、重点アクションプランと、目標値との関連性が弱い。当該目標値を達成することによって、どのように課題が解決されるのか、どのように基本理念が達成されるのか、そのロジックを意識して、市民に説明できるような目標及び目標値の設定をすることが望ましい。そうでなければ、立派な基本理念を立てただけで終わってしまう。	△	ぎふ魅力づくり推進部	ぎふ魅力づくり推進政策課	42	H19	岐阜市では現在に至るまで明確な目標値を設定していなかった。「第一次総合計画」～「第四次総合計画」に至るまで漠然とした施策を打ち立てているものの明確な目標は立てておらず、各年度において次年度の予算を編成する時に鶴岡の来客数の予想人数を掲げているのみであった。岐阜市は、現在目標値としている「鶴岡」の人員については短期計画(予算編成)上の精度を向上させるために分析を行うとともに、短期目標ではなく概ね5年間の中期及び長期の目標を計算根拠とともに示す必要がある。また、「鶴岡」のみの指標ではなく、「鶴岡」を含めた岐阜市の総合的な指標を作成し、これらも計算根拠とともに公表することが必要である。	H20	平成21年3月に、商工観光部として「産業振興ビジョン」を作成し、今後の観光行政の指標、目標を示した。
71	意見	平成21年3月に作成された「産業振興ビジョン」の時もそうであったが、目標や指標を示すだけではなく、それが現在、どのように進んでいるのか、今年度はどのような結果であったのか、毎年、市民に進捗状況を公表することが望ましい。	△	ぎふ魅力づくり推進部	観光コンベンション課	42	H19	岐阜市では現在に至るまで明確な目標値を設定していなかった。「第一次総合計画」～「第四次総合計画」に至るまで漠然とした施策を打ち立てているものの明確な目標は立てておらず、各年度において次年度の予算を編成する時に鶴岡の来客数の予想人数を掲げているのみであった。岐阜市は、現在目標値としている「鶴岡」の人員については短期計画(予算編成)上の精度を向上させるために分析を行うとともに、短期目標ではなく概ね5年間の中期及び長期の目標を計算根拠とともに示す必要がある。また、「鶴岡」のみの指標ではなく、「鶴岡」を含めた岐阜市の総合的な指標を作成し、これらも計算根拠とともに公表することが必要である。	H20	平成21年3月に、商工観光部として「産業振興ビジョン」を作成し、今後の観光行政の指標、目標を示した。
72	意見	平成21年3月に作成された「産業振興ビジョン」の時もそうであったが、目標や指標を示すだけではなく、それが現在、どのように進んでいるのか、今年度はどのような結果であったのか、毎年、市民に進捗状況を公表することが望ましい。	△	ぎふ魅力づくり推進部	ぎふ魅力づくり推進政策課	42	H19	岐阜市では現在に至るまで明確な目標値を設定していなかった。「第一次総合計画」～「第四次総合計画」に至るまで漠然とした施策を打ち立てているものの明確な目標は立てておらず、各年度において次年度の予算を編成する時に鶴岡の来客数の予想人数を掲げているのみであった。岐阜市は、現在目標値としている「鶴岡」の人員については短期計画(予算編成)上の精度を向上させるために分析を行うとともに、短期目標ではなく概ね5年間の中期及び長期の目標を計算根拠とともに示す必要がある。また、「鶴岡」のみの指標ではなく、「鶴岡」を含めた岐阜市の総合的な指標を作成し、これらも計算根拠とともに公表することが必要である。	H20	平成21年3月に、商工観光部として「産業振興ビジョン」を作成し、今後の観光行政の指標、目標を示した。
73	指摘	漠然とした綺麗な基本理念や構想を掲げ、観光統計の数値を集めるだけでは、適正な事業評価はできない。観光事業の評価が難しいことは理解できるが、各事業について、目的と手段との具体的な関連性を意識した事業評価のルールを構築し、分析方法を確立すべきである。	△	ぎふ魅力づくり推進部	観光コンベンション課	44	H19	岐阜市の各種観光事業及び観光施設の設置及び運営等について、事業評価調書は作成しているが形式的であり、適切な業績評価基準が存在しないのが現状である。従って、各種施設及び事業について存続または撤退の意思決定に資するルールを構築することが必要となる。ルールを構築するためには、以下のことに留意する必要がある。まず、第1に適正な業績評価ルールを構築することであり、第2に業績評価のための基礎資料となる各種事業目標指標と実績との分析作業を十分にすることである。具体的には、無作為アンケートによる認知度の統計や利用経験の有無・利用回数・自己申告の集計なども指標に加えることも考えられる。利用者数等のデータについては、岐阜市は関係団体から一方的に報告をうけている場合が多いが、岐阜市職員も抜き打ち(サブプライズ)で現場に赴き、関係団体の報告内容の信憑性を確認する方法もある。	H22	適切な事業評価基準づくりのための、目標指標、実績の分析に必要なデータ収集について、今年度実施している観光統計調査と岐阜公園入り込み客数調査の検証を踏まえ、今後も継続的にマーケティング調査等を実施していく。

包括外部監査

措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

(結果欄の記載方法)

対 象	岐阜市の包括外部監査の結果に対する措置状況
監査実施年度	令和4年度
包括外部監査人	竹中 雅史
提 出 日(最新提出日)	令和5年7月31日

- 、△、×のいずれかを記入
- :措 置 済 措置を講じた(実施中含む)もの
- △:検 討 中 検討中のもの
- ×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したもの

令和5年7月末時点の措置状況 (既に措置済みのものも含む)

措置済	検討中	未実施決定済	合計
102	105	10	217

<参考> ※令和4年度の監査は、過去の監査結果への措置状況がテーマであるため、以下に参考として、過去の内容を記載する。											
指摘及び意見	種別	措置状況(令和5年7月末)	結果欄	部	課	本欄頁	年度	過去の指摘・意見の内容	年度	過去の措置状況	
74	指摘	観光事業の事業評価は入込客数や、事業に係る経済効果などの数値があるが、いずれが各事業に共通する評価軸とならぬか検討を行い、分析方法を検討していく。	△	ぎふ魅力づくり推進部	ぎふ魅力づくり推進政策課	44	H19	岐阜市の各種観光事業及び観光施設の設置及び運営等について、事業評価調査は作成しているが形式的であり、適切な業績評価基準が存在しないのが現状である。従って、各種施設及び事業について存続または撤退の意思決定に資するルールを構築することが必要となる。ルールを構築するためには、以下のことに留意する必要がある。まず、第1に適正な業績評価ルールを構築することであり、第2に業績評価のための基礎資料となる各種事業目標指標と実績との分析作業を十分に行うことである。具体的には、無作為アンケートによる認知度の統計や利用経験の有無・利用回数の自己申告の集計なども指標に加えることも考えられる。利用者数等のデータについて、岐阜市は関係団体から一方的に報告をうけている場合が多いが、岐阜市職員も抜き打ち(サブプライズ)で現場に赴き、関係団体の報告内容の信憑性を確認する方法もある。	H22	適切な事業評価基準づくりのための、目標指標、実績の分析に必要なデータ収集について、今年度実施している観光統計調査と岐阜公園入り込み客数調査の検証を踏まえ、今後も継続的にマーケティング調査等を実施していく。	
75	指摘	改正された交付要綱は、現状を承認するだけのものであり、令和2年度の監査の結果における問題意識に応えたものではない。交付要綱上は抽象的な補助対象事業にしつつ、内規によって具体的に特定するという方式は、透明性の観点からも適切ではない。具体的に特定した事業を補助するのであれば、それが分かるような補助金の名称にした上で、交付要綱において、特定の事業を補助する具体的な目的を記載すべきである。補助対象経費についても、当該事業に要する費用のうち、補助をする公益の必要性が認められる経費に限定すべきである。	○	ぎふ魅力づくり推進部	観光コンベンション課	45	R2	補助対象事業は、交付要綱で、次のように書かれている。(1)観光客誘致に資する事業(2)地域の活性化に資する事業(3)市内の観光資源、自然等を広く宣伝できる事業(4)観光資源の保全育成に関する事業(5)その他市長が特に必要と認めた事業 補助対象経費は、上記事業の実施に要する経費としか定められていない。市は、食糧費以外の経費の全て(合計1,868,259円)を補助対象経費としており、総会の会場費も補助対象経費に加えているが、総会が上記の補助対象事業に該当するの不明である。地方自治法では、普通地方公共団体は、「その公益上の必要がある場合」においては、補助をすることができる(第232条の2)。岐阜市補助金等交付規則では、補助金等に係る予算の執行は、補助金等の交付の目的に従って公正かつ効率的に行わなければならないとされている(第3条)。テーマ別マニュアルでは、『補助事業等の内容』『経費の配分』執行計画書は、いずれもあらゆる補助事業等について、その適正な執行を確保するために必要不可欠なものであるとされ、特に『経費の配分』は、補助金等の使途明細として総事業費を割り振った具体的な『費用の配分』をいい、交付決定にあたって重要な審査項目であるとされ、補助対象とするものの要件を個別・具体的に定めることとされている。参考例として挙げられている交付要綱では、個別具体的な費用が補助対象経費として定められている。また、補助対象事業完了時に事業費に増減が生じた場合、補助確定額が明確に確認できるよう、補助対象経費の詳細が分かる内訳等を添付することが望ましいとされている。交付要綱(本補助金では実施要綱)は、上記の要請を達成するために重要な規範となるものである。交付要綱の記載が抽象的では、個々の職員の判断によることになり、手続きの公正さが確保できない。補助対象事業及び補助対象経費を交付要綱において具体的に定めるべきである。市によれば、補助団体が行う事業内容によって、補助経費が多岐にわたるため、交付要綱で一律に定めるのではなく、決裁で個別具体的に判断の方が効率的とのことである。しかし、このような考えこそが、まさに手続きの公正さが確保されない要因である。決裁されればよいというのは、法律による行政の原則に反するのではないかと考える。また、交付要綱で具体的に定めたほうがむしろ効率性を高めることができる。	R3	岐阜市観光事業補助金交付要綱の全部を改正するとともに、要綱の取扱いに関する内規の制定により、補助対象経費を具体的に定めた。今後は改正した要綱及び新たに制定した内規に従い補助金額を算定する。	
76	意見	補助金の額の上限は、前年踏襲で固定的にするのではなく、毎年度、前年度の目的達成の度合い(効果検証)、当該事業を補助する必要性の程度、経費の妥当性などを検討したうえで、設定することが望ましい。	○	ぎふ魅力づくり推進部	観光コンベンション課	45	R2	補助対象事業は、交付要綱で、次のように書かれている。(1)観光客誘致に資する事業(2)地域の活性化に資する事業(3)市内の観光資源、自然等を広く宣伝できる事業(4)観光資源の保全育成に関する事業(5)その他市長が特に必要と認めた事業 補助対象経費は、上記事業の実施に要する経費としか定められていない。市は、食糧費以外の経費の全て(合計1,868,259円)を補助対象経費としており、総会の会場費も補助対象経費に加えているが、総会が上記の補助対象事業に該当するの不明である。地方自治法では、普通地方公共団体は、「その公益上の必要がある場合」においては、補助をすることができる(第232条の2)。岐阜市補助金等交付規則では、補助金等に係る予算の執行は、補助金等の交付の目的に従って公正かつ効率的に行わなければならないとされている(第3条)。テーマ別マニュアルでは、『補助事業等の内容』『経費の配分』執行計画書は、いずれもあらゆる補助事業等について、その適正な執行を確保するために必要不可欠なものであるとされ、特に『経費の配分』は、補助金等の使途明細として総事業費を割り振った具体的な『費用の配分』をいい、交付決定にあたって重要な審査項目であるとされ、補助対象とするものの要件を個別・具体的に定めることとされている。参考例として挙げられている交付要綱では、個別具体的な費用が補助対象経費として定められている。また、補助対象事業完了時に事業費に増減が生じた場合、補助確定額が明確に確認できるよう、補助対象経費の詳細が分かる内訳等を添付することが望ましいとされている。交付要綱(本補助金では実施要綱)は、上記の要請を達成するために重要な規範となるものである。交付要綱の記載が抽象的では、個々の職員の判断によることになり、手続きの公正さが確保できない。補助対象事業及び補助対象経費を交付要綱において具体的に定めるべきである。市によれば、補助団体が行う事業内容によって、補助経費が多岐にわたるため、交付要綱で一律に定めるのではなく、決裁で個別具体的に判断の方が効率的とのことである。しかし、このような考えこそが、まさに手続きの公正さが確保されない要因である。決裁されればよいというのは、法律による行政の原則に反するのではないかと考える。また、交付要綱で具体的に定めたほうがむしろ効率性を高めることができる。	R3	岐阜市観光事業補助金交付要綱の全部を改正するとともに、要綱の取扱いに関する内規の制定により、補助対象経費を具体的に定めた。今後は改正した要綱及び新たに制定した内規に従い補助金額を算定する。	
77	指摘	今後同様の事例があった場合は、具体的な措置をとってから措置済みとする。	○	ぎふ魅力づくり推進部	観光コンベンション課	48	R2	実施することによって市が所期する目的がどれだけ達成されるのか、6,000,000円もの多額の公金を支出することの費用対効果は適切といえるのか、打上花火の縮小又は廃止等により費用の削減を図ることとはできないのか、民間からの協賛金を増やすことはできないのか、種々の点から、本負担金の在り方を見直すべきである。他の地域の祭りとの比較、来場者数と実際の成果に鑑みれば、「岐阜市観光事業補助金交付要綱」に基づく補助金に変更するか、負担金の形で続けるとしても公平を失わない適切な負担額に留めるべきである(指摘)。	R3	事業内容の見直しに向けた協議を地元奉賛会と進めている。また、市全体のイベントの在り方の検討を内部で進める。	
78	意見	ぎふ長良川の鶴飼の魅力は「鶴と鶴匠、船頭の呼吸が一体となって生まれる調和」であり、それらが生み出す非日常を十分に堪能するために、高級観覧船3艘の運航を開始し、より質の高い鶴飼観覧を提供するとともに、鶴飼ホームページの内容の見直しや、鶴飼PRTシャツの販売、事務所横の焼き鮎販売などの話題作りにより、積極的な周知を行った。また、インバウンド客の増加を見据え、令和5年度には、椅子席の観覧船1艘の運航を開始した。	○	ぎふ魅力づくり推進部	鶴飼観覧船事務所	29	H19	岐阜市は現状のままでは鶴飼事業から生ずる歳出超過分を毎年一般財源から支払い続けることになる。歳出超過を少しでも解消するためには、鶴飼の魅力を高め、かつアピールして集客数を増やす努力をこれまで以上に払うとともに、合理化による経費節減にさらに努める必要がある(監査の結果)。	H20	今後も質の高い鶴飼観覧を提供し、鶴飼の魅力を高め企画船の就航等ニーズに対応し集客の増加に努めている。鶴飼事業は、人件費比率が高いので労使交渉をふまえ、船の配船等効率的な運航と経費節減に努めている。	

包括外部監査

措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

(結果欄の記載方法)

対 象	岐阜市の包括外部監査の結果に対する措置状況
監査実施年度	令和4年度
包括外部監査人	竹中 雅史
提 出 日(最新提出日)	令和5年7月31日

- 、△、×のいずれかを記入
- :措 置 済 措置を講じた(実施中含む)もの
- △:検 討 中 検討中のもの
- ×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したもの

令和5年7月末時点の措置状況 (既に措置済みのものも含む)

措置済	検討中	未実施決定済	合計
102	105	10	217

<参考> ※令和4年度の監査は、過去の監査結果への措置状況がテーマであるため、以下に参考として、過去の内容を記載する。											
指摘及び意見	種別	措置状況(令和5年7月末)	結果欄	部	課	本欄頁	年度	過去の指摘・意見の内容	年度	過去の措置状況	
79	指摘	集計事務の効率化を図るためLoGoフォームを活用、シーズンを通して乗船客にアンケートを実施することで回収数の向上を図っている。また、満足・不満足の原因を自由記述で求めるなど質問内容の見直しを行い、貴重な意見を業務改善に繋げている。	○	ぎふ魅力づくり推進部	鶴岡観覧船事務所	32	H19	観覧回数別にアンケート集計したり、市内・県内・県外の別にアンケートを集計するべきである。説明の有無だけを質問しているが、実施することは当然であるから、質問するのであれば、わかりやすかったか、聞き取りやすかったか、など程度の良し悪しに重点を置いて質問すべきである。アンケート調査を行う目的は「満足した」「楽しかった」等の感想を得るためではなく、「どの様にしたら魅力ある鶴岡にすることができ、乗船客を増加させることが出来るか」のヒントを得るためにある。目的を踏まえて、質問内容・分析方法を再点検するべきである(監査の結果)。	H22	アンケート内容を再検討し、不満足の原因となった部門が判明しやすきよう設問を分割し、また、誘客につながる情報を入手するための項目を追加するなどの改良を実施した。今後ともアンケート内容の検討及びその情報解析を重ねることにより、魅力ある鶴岡の創出に努めていく。	
80	指摘	補助金交付団体について、現状のような厳格な対象者要件を課してしまうと、実質的には、公益財団法人岐阜市国際交流協会にしか、本補助金は交付されない。そもそも、市は、補助金交付団体の公募もしていない。「外国人等が日本語を習得するための機会の確保及び環境の整備を図り、もって本市における多文化共生の推進に寄与するため」という補助金の目的からすれば、(1)のような公益法人に限定する必要はない。また、(3)の要件は抽象的に過ぎる。実質的に変化のないような形だけの改正は適切ではない。公益財団法人岐阜市国際交流協会以外の団体も本補助金の交付の対象となるよう、交付要綱を改正し直した上で、補助金交付団体を公募すべきである。	△	ぎふ魅力づくり推進部	国際課	53	R2	交付目的の正しい設定、同法人の実施する日本語講座事業のみを補助する必要性、合理性を明らかにした上で、同法人の実施する日本語講座の規模や内容、講師賃金や受講料の額の妥当性を検討するとともに、市が補助しなければ同法人が事業を実施できないかどうかを検討し、それらの検討結果に基づいて、本補助金を継続する公益上の必要性があるといえるのか見直しを行い、その結果を書面で明らかにすべきである(指摘)。	R3	交付目的を正しく設定し、補助対象者の要件を定めるとともに、具体的な補助対象経費を記載するなどの交付要綱を改正した。また、現在補助をしている日本語講座の規模や内容、講師賃金や受講料の額の妥当性を検討し、本補助金を継続する公益上の必要性があることを書面で明らかにした。	
81	指摘	昨今の中央卸売市場の状況を考えると、施設使用料を値上げすることも、値下げすることも困難という状況は理解し得る。しかし、問題は、施設使用料の算定式において、「変動項目」という個々具体的な状況に鑑みて算出する指数を用いながら、現実の運用として、個々具体的な状況を確認することなく、定額定率の指数を漫然と維持してきたことにある。仮に、値上げをすることも、値下げをすることも困難であるということであれば、そもそも算定式を変えるか、あるいは、算定式通りに算出した上で、減免などによるいった対応をすべきである。	△	経済部	中央卸売市場	211	H18	施設使用料は硬直的であり、過去の改定は資本的支出が行われた際、当該施設の使用料が改定されるにとどまっていた。施設使用料の算定式を構成する一般管理費は、算定後数年程度経過しても、大きくは変動しないと予想されるが、それ以上経過した場合にはコスト構造が変化すると考えるべきである。よって、施設使用料の算定に一般管理費や売上高割使用料のような変動項目を用いる場合は、数年単位、例えば5年単位で積算し直し、定期的に施設使用料の改定を実施すべきである(指摘)。	H21	日本の経済環境が、昨年より急激に悪化し、市場を取り巻く経営環境が相当厳しくなっています。このような経済状況下で、施設使用料を値上げすると場内業者の経営を圧迫することになり事業継続に多大な影響を与えかねません。一方、施設使用料を値下げすることは、売上高割使用料が減少傾向にある現状では、市場の収益を圧迫することになります。以上のことを考慮し施設使用料の見直しを適切な時期に行うように努めます。	
82	指摘	市場外取引に係る事務処理や駐車については、周辺地域の相場を考慮した使用料単価も用意して、周辺地域並みの使用料単価を適用すべきである。	△	経済部	中央卸売市場	212	H18	事務所使用料等が低廉に設定されているのは、市場関係者に対して良好な取引環境を提供することによって、円滑な取引活動を促すという趣旨であり、このこと自体には特に問題はない。しかし、平成16年の卸売市場法改正により、卸売業者及び仲卸業者は届出のみによって、市場を通すことなく生鮮食品等の販売が行えるようになったことから、低廉な事務所施設が市場外取引の事務処理の場として利用される危険性が生じている。市場開設者は、事務所や駐車場のよう民間の代替施設があるものについては、周辺地域の相場を考慮した使用料単価も用意して、市場外取引に係る事務処理や駐車については周辺地域並みの使用料単価を適用すべきである(指摘)。	H21	左記と同様に対処します。	
83	意見	他都市が規定していないことをもって、市の事務が適切になるものではない。他都市の事務が不適切であることもある。意見では、「条例」による明確化が望ましいとされていた。保証金の充当は、事業者の権利義務に関わる事項であるから、「内規」のような市の事務処理規程ではなく、事業者に効力を及ぼすものであり、かつ、事業者に可視化されるもので定めなければならないところ、許可書や契約書にも、保証金の充当に関する記載はなかった。「条例」にて明確化することが望ましい。	○	経済部	中央卸売市場	212	H28	明確性の見地からも、保証金の充当時期を、業務条例上明らかにすることが望ましい(数金に関する岐阜市営住宅管理条例第11条参照)(意見)。	R2	他都市の中央卸売市場について調査したところ、条例上で保証金の充当時期を明確に規定しているところはほとんどなく、当市場と同様の書きぶりの条例がほとんどであった。運用方法としても、返還の要件を満たしたときに滞納があれば充当する、という当市場と同じ対応をしている市場がほとんどであった。その調査結果を踏まえ、業務条例に充当時期は明記せず、「市場使用料等の滞納に対する事務処理内規」に保証金の充当時期を追加し、運用方法を明確化した。	
84	指摘	督促について指摘されている事項は、明確な法令違反事項であり、それに対する改善方法も明確なものであり、それをするための作業に3年間も要する内容とは思われない。法令違反状態があるとの指摘事項に対しては、直ちに対応すべきである。	○	経済部	中央卸売市場	213	H28	納期限後20日以内に、督促状により、督促をすべきである(指摘)。	R1	令和2年3月より、施設使用料等の未納の業者に対し、(納期限後20日以内に)督促状を送付することとした。	
85	指摘	過年度分の収納率は、平成28年度の包括外部監査当時よりは改善されているものの、条例に従い、延滞金を請求すべきである。	○	経済部	中央卸売市場	214	H18	未収金の中に一部の関連事業者による使用料の納付遅れが含まれているが、納付を促す制度は特に規定されておらず、監督処分を業務条例で規定しているのみであることから、毎回黙認されることとなり、不公平感があり望ましくない。また、延滞が発生する都度、監督処分を適用することは機動的でなく、市場使用料の納付について一定期間の延滞が生じた場合には、ペナルティとして延滞金を徴収するルールを制度化することが望ましい(意見)。	R2	督促手数料については、令和2年3月議会で条例改正を行い、令和3年度から全庁的に廃止することになった。また、延滞金については、「市場使用料等の滞納に対する事務処理内規」に延滞金の徴収規定を追加し、4月より督促状を発した業者に対して延滞金を徴収していく。	
86	指摘	業者の施設使用料の滞納について、いかなる場合にどのような処分を行うか具体的な基準を設けた上で、基準に従い、監督処分を実施又は不実施を判断すべきである。	○	経済部	中央卸売市場	216	H28	業者の施設使用料の滞納金額が3ヶ月分を超えている場合で、かつ分納誓約を守らない場合には、監督処分(業務条例第72条)を検討することが望ましい。ただし、監督処分は、業務停止を含む厳しい処分であり、慎重に行う必要がある。経営改善の可能性等の観点を入れ、いかなる場合にどのような処分を行うか具体的な基準を設けることが望ましい(意見)。	H29	今後、そのような滞納がある場合は、監督処分を検討していく。	
87	指摘	措置状況は、将来に向けて検討することを宣言しているにすぎない。当該指摘に対してどのように対応したのかを回答すべきである。	○	経済部	中央卸売市場	217	H18	未収金残高に含まれる7,353千円は回収不能と考えられるが、現在のところ正常債権と同様に未収金勘定にそのまま計上されている。貸倒引当金を計上する方法での債権評価は、現行制度上適用することができないが、会計上は債権額を適正に評価すべきであり、債権評価の制度を整えていく必要がある(指摘)。	H19	三位一体の改革を確実に実現するため、国は団体間で比較可能な財政情報の開示について積極的に取り組んでいます。その基本方針が、地方公共団体の連結貸借対照表の作成及び公表であり、その基準及び適用等が出された時点で、それに準拠して対応します。	
88	意見	条例の適用の有無にかかるとは、条例施行規則で定めることが望ましい。	×	経済部	中央卸売市場	217	H28	使用料の減免を認める「特別な理由があると認めるとき(業務条例第69条第4号)の基準及び金額の基準を具体的に定めるべきである(指摘)。	H29	平成29年度末に「特別な理由があると認めるとき(業務条例第69条第4号)の基準及び金額の基準を定められた。	

包括外部監査

措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

(結果欄の記載方法)

対 象	岐阜市の包括外部監査の結果に対する措置状況
監査実施年度	令和4年度
包括外部監査人	竹中 雅史
提 出 日(最新提出日)	令和5年7月31日

- 、△、×のいずれかを記入
- :措 置 済 措置を講じた(実施中含む)もの
- △:検 討 中 検討中のもの
- ×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したもの

令和5年7月末時点の措置状況 (既に措置済みのものも含む)

措置済	検討中	未実施決定済	合計
102	105	10	217

												<参考> ※令和4年度の監査は、過去の監査結果への措置状況がテーマであるため、以下に参考として、過去の内容を記載する。	
指摘及び意見	種別	措置状況(令和5年7月末)	結果欄	部	課	本欄頁	年度	過去の指摘・意見の内容	年度	過去の措置状況			
89	指摘	令和元年度の回答は、冷蔵庫棟の必要性があるため、当面の間免除するというものであるが、平成28年度の指摘は、冷蔵庫棟の必要性を否定するものではなく、また、免除の意思決定をすること自体を否定するものでもない。漫然と免除の状態が続くことへの懸念と、特例を認める根拠がないということに対する指摘である。毎年、免除の必要性を検討し、そのプロセスを記録しておくべきである。	○	経済部	中央卸売市場	218	H28	業者(岐阜中央市場冷蔵株式会社)の経営状況を具体的に検証しうえ、真に必要な減免額を算出し、その検証を毎年行つた上で、必要な場合に限り減免決定を行うべきである(指摘)。	R1	市場機能を維持するために必要不可欠な冷蔵庫棟を安定的に供給するため、冷蔵庫使用料の減免を継続していくこととした。			
90	指摘	「交通安全活動に地域ぐるみで取り組む団体の活動を支援する」とあるが、交通安全活動に地域ぐるみで取り組む団体が、上記団体に限定されることが明確になっていない。地区交通安全協会としての活動もあるが、地域で活動しているのは、各支部である。当該団体がどのような団体であり、何を支援することによって、交通事故のない安全なまちづくりを推進することができるのかということや交付要綱上で明確にすべきである。この場合、地区交通安全協会、その各支部、女性連絡協議会、その各地区、それぞれの活動が異なるのであるから、区別して明確にすべきである。	×	市民生活部	地域安全推進課	84	R2	交付要綱において、交付目的を「交通安全の推進」とし、「交通安全意識の高揚及び啓発を主たる目的とする団体の運営を助成する」のが本補助金であるとし、補助対象団体として、岐阜中地区交通安全協会、岐阜南地区交通安全協会、岐阜北地区交通安全協会、岐阜羽島地区交通安全協会柳津町支部、岐阜市交通安全女性連絡協議会の5団体にあらかじめ限定している。交通安全意識の高揚及び啓発を主たる目的とする団体は、上記5団体に限られない。あらかじめ限定した補助対象団体に補助金を交付することが説明可能な交付目的を交付要綱に設定すべきである(指摘)。	R3	要綱を改正し、補助対象団体を限定した目的を記載した。			
91	指摘	第3条第1号の「交通安全運動の推進に関する事業」は、目的を書いているのと同じことであり、補助対象事業として具体性がなく、適切ではない。補助対象事業は、具体的に記載すべきである。	△	市民生活部	地域安全推進課	85	R2	交付要綱において、各支部(各地区)の行う事業の中の具体的な補助対象事業及び各支部の支出する経費の中の具体的な補助対象経費を定めるべきである(指摘)。	R3	要綱を改正し、補助対象事業及び経費を記載した。			
92	指摘	補助対象経費は、補助対象事業ごとに、それに係る経費のうち、どの経費を補助することが必要かつ適切かという観点から定めるものであり、団体ごとに定めるというのとは適切ではない。また、経費をほとんど全部かのように網羅的に定めるというの適切ではない。この改正は、無意味なこととしているだけである。また、食糧費や保険料といったように補助金交付団体が受益者である経費を補助対象経費とすることが果たして適切といえるのか、慎重に判断すべき問題である。補助対象事業ごとに、補助することが必要かつ適切な経費を抽出して、補助対象経費として定めるべきである。	×	市民生活部	地域安全推進課	85	R2	交付要綱において、各支部(各地区)の行う事業の中の具体的な補助対象事業及び各支部の支出する経費の中の具体的な補助対象経費を定めるべきである(指摘)。	R3	要綱を改正し、補助対象事業及び経費を記載した。			
93	指摘	市が、地域ぐるみで交通安全活動に取り組む団体を支援するということが地域の自主性を重んじているのであれば、人口が少なくても積極的に活動するのであればそれを支援すべきである。人口に応じてしか交付されないのであれば、その範囲でしか活動できなくなり、その地域の交通安全活動が十分になされないおそれがある。経費が人口規模に応じて変動する必然性もない。世帯数で算出することが妥当とはいえない。これでは、ただ漫然と世帯数に応じて公金をバラまいているだけとの諷りを受けかねず、交通事故のない安全なまちづくりを推進するという市の意思が感じられない。自主的かつ積極的な地域ぐるみの交通安全活動を支援したいということであれば、地区交通安全協会、その各支部、女性連絡協議会、その各地区、それぞれから、事業計画書及び予算書を提出してもらい、その経費を補助して応援するという、補助金本来の交付のあり方にすべきである。	×	市民生活部	地域安全推進課	86	H13	補助金算定根拠の問題はありませんが、支部によっては補助金を超える繰越金のあるところもあります。補助額の算定にあたっては、事業内容及び決算内容を考慮する必要があります。	H14	算定方法について、交通安全推進活動にかかる経費は、地区の人口規模に応じて変動するため、世帯数によって算出する現在では、一定の妥当性があると考えている。補助対象経費については、要綱にその詳細を規定するよう改正する予定である。			
94	意見	各担当者の負担軽減のため、滞納処分の実施はもちろん、第三者への対応、取立訴訟も含め、実施基準や事務手順を明文化することが望ましい。	△	市民生活部	国保・年金課	197	H28	滞納処分については、今後も、預金債権のほか、給与債権や売掛金債権なども、積極的に、実施すべきである。特に、給与債権や売掛金債権について、第三債務者が、調査に回答しない場合、滞納処分を実施すべきである。また、滞納処分を実施しても、第三債務者からの支払がない場合は、取立訴訟についても、実施を検討すべきである(指摘)。	H31	滞納処分については、預金債権や生命保険債権の換価が容易なことから着手している。また、給与債権についても差押えを行っている。なお、第三債務者については、できる限り協力が得られるよう、丁寧な説明を心掛けている。また、事例によっては、取立訴訟を行う予定である。			
95	指摘	相続人に対する請求は、原則として実施しなければならないものであるが、事務の効率性・有用性に鑑みれば優先順位をつけて実施すべきであるので、相続人に対する請求の実施を判断するための具体的な基準を明文化すべきである。	△	市民生活部	国保・年金課	198	H28	単身世帯や滞納金額が大きい事案など一定の基準を設けた上で、戸籍調査等を行い、相続人にも、滞納している国民健康保険料を請求すべきである(指摘)。	H31	滞納額が一定金額を超える事案について、戸籍調査等を行い、相続人に保険料を請求している。今年度、100万円を超える事案について、相続人に保険料を請求した。			

包括外部監査

措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

(結果欄の記載方法)

対象	岐阜市の包括外部監査の結果に対する措置状況
監査実施年度	令和4年度
包括外部監査人	竹中 雅史
提出日(最新提出日)	令和5年7月31日

- 、△、×のいずれかを記入
- :措置済 措置を講じた(実施中含む)もの
- △:検討中 検討中のもの
- ×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したものを

令和5年7月末時点の措置状況 (既に措置済みのもを含む)

措置済	検討中	未実施決定済	合計
102	105	10	217

										<参考> ※令和4年度の監査は、過去の監査結果への措置状況がテーマであるため、以下に参考として、過去の内容を記載する。	
指摘及び意見	種別	措置状況(令和5年7月末)	結果欄	部	課	本欄頁	年度	過去の指摘・意見の内容	年度	過去の措置状況	
96	指摘	滞納者の経済状況を踏まえて納付指導している。 滞納処分については、納税課からの情報提供を受け、強制換価手続きが行われる場合に交付要求を行っている。 来年度以降の滞納処分の拡充に向けて、納税課が実施する債権回収についての研修への参加や事務手続きの確認など、準備を進めている。	△	福祉部	介護保険課	199	H28	滞納者のうち、納付誓約書を提出しない者など悪質な者については、積極的に、滞納処分を実施すべきである(指摘)。	R3	現状では、滞納処分を実施できるような人員体制ではないため、人員体制も含め効率的な実施方法を検討する。	
97	指摘	連帯納付義務者に対する請求について、催告書に世帯主及び配偶者の連帯納付義務を明示し、記載している。 滞納処分については、納税課からの情報提供を受け、強制換価手続きが行われる場合に交付要求を行っている。 今後も、まずは滞納者本人への納付指導の徹底に取り組み、本人以外への滞納処分ができるような効率的な実施方法について検討する。	△	福祉部	介護保険課	201	H28	滞納処分などにより被保険者から保険料を徴収できないのであれば、連帯納付義務者である世帯主及び配偶者に対して、滞納処分を実施すべきである(指摘)。	R3	連帯納付義務者に対する請求も必要ではあるものの、現状として、まずは滞納者への納付指導を実施する。なお、現状では滞納処分を実施できるような人員体制ではないため、人員体制も含め効率的な実施方法を検討する。	
98	指摘	被保険者の住所に遺族宛の催告書を送付するとともに、住所が確認できた相続人宛には、相続人住所に催告書を送付している。 また、滞納処分については、納税課からの情報提供を受け、相続財産の強制換価手続きが行われる場合に滞納処分(交付要求)を行っている。 令和6年度以降の滞納処分(差押等)等の拡充に向けて、他都市や他部署を参考にしつつ、納税課が実施する債権回収についての研修への参加や事務手続きの確認などを進めており、令和6年度以降の実施に向けて準備を進めている。	△	福祉部	介護保険課	201	H28	滞納額が高額な案件から、相続人に対して、滞納処分を実施すべきである(指摘)。	R3	催告書に、相続人にも納付義務があることを記載するよう改めた。なお、現状では、相続人の調査や滞納処分を実施できるような人員体制ではないため、人員体制も含め効率的な実施方法を検討する。	
99	指摘	滞納処分については、納税課からの情報提供を受け、強制換価手続きが行われる場合に滞納処分(交付要求)を行っている。 令和6年度以降の滞納処分(差押等)等の拡充に向けて、他都市や他部署を参考にしつつ、納税課が実施する債権回収についての研修への参加や事務手続きの確認などを進めており、令和6年度中の実施に向けて準備を進めている。	△	福祉部	介護保険課	202	H28	実態調査をしないまま、消滅時効にかけて不納欠損する滞納保険料が少なくないことから、不適切な事務処理と指摘されても仕方がない。漫然と、消滅時効にかけないよう、滞納金額が大きい事案など一定の基準を設けた上で、実態調査等を行い、滞納処分を実施するのか、徴収緩和措置を取るのか、方針を適切に決定すべきである。	R3	現状では滞納処分を実施できるような人員体制ではないものの、滞納処分を実施することになれば、他部署や他自治体における滞納処分実施の基準を参考に方針を決定する予定である。	
100	指摘	初回相談時に面接記録票を作成し、その後は面接記録票の記載項目も必要に応じて追記し、また取扱経過を時系列で記載する様式を使用し面接の都度時系列で追記する対応をとった。	○	福祉部	生活福祉課・二課	133	H27	今後は、面接記録票の重要性を再認識し、記載項目は漏れなく全て記載するとともに、誰が見ても読みやすく記載することが望ましい(意見)。	H28	面接記録票をわかりやすく記載している。	
101	指摘	生活保護法施行事務監査の実施について(平成12年10月25日 社援第2393号)主眼事項6 着眼点11にあるように、個々の被保護世帯へのケース格付基準の設定にあたっては、基準を画一的に当てはめることなく、稼働能力の活用を図る必要のある者、多様なニーズを抱える高齢者等に着目し、当該世帯への指導援助の必要性を勘案し、ケースの実態、訪問調査の目的に応じて適切なものとした。今後、同様の事例があった場合には、適切に対応する。	○	福祉部	生活福祉課・二課	133	H27	ケース格付基準のあてはめに拘らず、ケース診断会議において、被保護者の個々の状況に応じたケース格付等の対応を検討することが望ましい(意見)。	H28	実情に合ったケース格付基準にするよう基準を見直します。	
102	意見	ケース格付基準の設定にあたっては、基準を形式的に当てはめることなく、稼働能力の活用を図る必要のある者、多様なニーズを抱える高齢者等にケースの実態、訪問調査の目的に応じて適切に対応して、異なる結論となった場合は、検討経過と理由を記録に残すこととした。	○	福祉部	生活福祉課・二課	133	H27	ケース格付基準のあてはめに拘らず、ケース診断会議において、被保護者の個々の状況に応じたケース格付等の対応を検討することが望ましい(意見)。	H28	実情に合ったケース格付基準にするよう基準を見直します。	
103	指摘	新型コロナウイルス感染防止により、電話により生活状況を把握していたが、令和5年4月1日からは通常通りの訪問調査となった。計画的な訪問調査状況を査察指導員が確認し、指導するとともに各現業員においては計画的な訪問調査を実施している。	○	福祉部	生活福祉課・二課	134	H27	現業員は、ケース格付に従って策定された年度訪問計画に従い、訪問調査を行うべきである(指摘)。	H28	現業員は訪問計画に従い訪問し、査察指導員はその状況を随時確認、指導する。	
104	指摘	令和5年12月までに実施要領の素案を作成し、令和6年度からの施行に向けてブラッシュアップを行う。 また、課内研修を通じ現業員に確実に面談することの重要性を意識づけた。そのほか、被保護者の個々の状況に応じ、適宜訪問調査を実施した。	△	福祉部	生活福祉課・二課	135	H27	訪問調査時に被保護者が不在の場合は、不在連絡票を置くだけでは足りない。現業員から電話連絡をし、次回の面談予定日を決めておくなどすることで、訪問調査において、確実に面談できるようにすべきである(指摘)。	H28	面接ができない場合は、電話連絡等も含め対応していく。	
105	指摘	年末に行う資産調査時において、資産申告書と合わせ、通帳の写しを施設側に提出してもらうよう依頼していく。	△	福祉部	生活福祉課・二課	136	H27	施設に入所しており、施設が通帳等を管理しているケースについては、施設から、訪問調査時を含めて、定期的に、通帳の写しを提出させることを検討することが望ましい。また、親族が通帳等を管理している場合にも、訪問調査時を含めて、定期的に、通帳の写しを提出させることを検討することが望ましい。(意見)。	H28	訪問調査では、必要な調査を行い、確認した内容をケース記録に記載する。	

包括外部監査

措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

(結果欄の記載方法)

- 、△、×のいずれかを記入
- :措置済 措置を講じた(実施中含む)もの
- △:検討中 検討中のもの
- ×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したもの

対象	岐阜市の包括外部監査の結果に対する措置状況
監査実施年度	令和4年度
包括外部監査人	竹中 雅史
提出日(最新提出日)	令和5年7月31日

令和5年7月末時点の措置状況 (既に措置済みのものも含む)

措置済	検討中	未実施決定済	合計
102	105	10	217

<参考> ※令和4年度の監査は、過去の監査結果への措置状況がテーマであるため、以下に参考として、過去の内容を記載する。										
指摘及び意見	種別	措置状況(令和5年7月末)	結果欄	部	課	本欄頁	年度	過去の指摘・意見の内容	年度	過去の措置状況
106	指摘	措置状況報告書は、単なる意思表示であり、措置済みではないし、何らかの検討もされていない。指導はしても、実施状況を確認しなければ意味がない。組織として、事務が適切に行われるような方策をとることが措置である。ケース記録を原則として訪問当日に記載すること、例外を許容するのであれば、どのような場合に許容されるのかを具体的に特定すること、査察指導員がこれを確認することなどを定めた事務要領を作成すべきである。	△	福祉部	生活福祉一課・二課	136	H27	ケース記録は、原則として、訪問調査等があった当日に記載すべきである。処遇判定票や援助方針と記載の齟齬が生じるのは、ケース記録、処遇判定票、援助方針について、決定した後に、すぐに、記載しないためである。記載が遅れば、記憶も薄れ、正確性を欠く記載となる可能性が高い。また、適時に、査察指導員に、ケース記録を閲覧することができず、査察指導員との間で、情報の共有を図ることができなくなる。さらに、記憶等が新鮮なうちに記録をすることが結果的には、ケース記録の記載等事務処理の速度を上げることになる(指摘)。	H28	速やかに、ケース記録を記載する。
107	指摘	措置状況報告書は、単なる意思表示であり、措置済みではない。しかも、その表明したことを実行もしていない。措置をとるのであれば、措置をとってから具体的な措置内容を記載した上で、措置済みとすべきであり、措置をとらないというのであれば、その合理的な理由を具体的に記載すべきである。	×	福祉部	生活福祉一課・二課	137	H27	個別のケースごとに使用される引継書については、チェックリスト方式にすることで、引継事項、注意事項の漏れをなくす工夫をすることが望ましい(意見)。	H28	引継事項、注意事項の漏れをなくしていくため、「引継書」にチェックリスト方式を取り入れていく。
108	指摘	「就労可能な被保護者の就労・自立支援の基本方針」(平成25年通知)の「対象者」(就労可能と判断する被保護者であって、就労による自立に向け、本支援が効果的と思われる者)に該当するか否かを判断すること、該当すると判断できる者には自立活動確認書の作成を求めたことを記した事務要領を作成すべきである。	△	福祉部	生活福祉一課・二課	138	H27	平成25年通知の適用においては、被保護者による自立活動確認書の作成は出発点である。組織として自立活動確認書の作成を一切求めないということになると、岐阜市において平成25年通知に基づく事務執行はなされないことがその帰結となる。本来、自立活動確認書は、被保護者の就労自立に向けた主体的な取組のために作成が有用であると考えられているものではなく、被保護者に自立活動確認書の作成を強制することはできないのは当然ではあるが、少なくとも、現状のように一律作成しないという扱いには疑問がある。自立活動確認書の作成を一切求めないという現在の事務執行を今後も継続することが妥当であるか早急に検討すべきである(指摘)。	H28	受給者に就労支援を開始する際には、対象者と今後の活動方針を協議し、「自立活動確認書」を作成させる。
109	意見	相続人からの債権の回収状況、法的措置を行うか否かの判断などのため、債務のある被保護者が死亡しているか、誰が相続人か、誰に催告書を送付したかを記載しており、随時記録を更新している。	○	福祉部	生活福祉一課・二課	139	H27	分割返済の途中で被保護者が死亡した場合、相続人を調査し、相続人からの債権の回収を行うべきである。相続人から相続放棄をしたとの主張がなされた場合には、家庭裁判所が交付する申述受理証明書を提出させるべきである(指摘)。	H28	被保護者が死亡した場合には、相続人からの回収の可否を確認していく。相続人から相続放棄をしたとの主張がなされた場合には、家庭裁判所が交付する申述受理証明書を提出させるようにする。
110	指摘	回収業務の外部委託を検討することが望ましいとの監査の結果に対して、検討していくとの措置状況であるのであれば、検討状況を示すものを残しておくべきである。	△	福祉部	生活福祉一課・二課	139	H27	債権を適正に管理するための体制整備の方策として、回収業務を外部に委託することを検討することが望ましい(意見)。	H28	回収業務の外部委託については、システム改修等が必要など課題も多いため、他都市の状況なども確認しながら外部委託を検討していく。
111	意見	平成30年度からは廃止したケースの債権管理担当を配置し、転居先調査や、相続人調査、また相続人や裁判所に相続放棄申述の有無の照会を行うこととした。さらに受給中のケースで生活保護法第63条の返還金について、一部を除いて生活保護費から徴収している。生活保護の性質上、債務者は生活に困窮しており、債権の回収は容易ではないものの、回収率を上げるため、外部委託やシステム改修の必要性も含めて、令和6年度中に引き続き課題の検討を行う。	△	福祉部	生活福祉一課・二課	139	H27	債権を適正に管理するための体制整備の方策として、回収業務を外部に委託することを検討することが望ましい(意見)。	H28	回収業務の外部委託については、システム改修等が必要など課題も多いため、他都市の状況なども確認しながら外部委託を検討していく。
112	指摘	改めて、不正受給防止マニュアルを適用する中で過去の不正受給事案の問題点の検証等も踏まえ、今後、随時改訂等を行い、有用なものとしていく。また、生活保護法第61条を被保護者にことあることに周知し、収入申告書の未提出に対して被保護者に不利益処分が生じることを認識させ、提出の必要性を制度・マニュアルを具体的に示すなどして、不正受給の件数を減少させる。	△	福祉部	生活福祉一課・二課	141	H27	不正受給対策の担当職員以外の職員も、面談や調査の際に、不正受給対策をとる必要がある。上記のとおり、不正受給者からの費用徴収の回収が困難な実情からしても、事前に不正受給を防ぐことは極めて重要である。査察指導員及び所長等幹部職員においては、過去の不正受給事案の問題点の検証などしながら、マニュアルを実践するための指導、マニュアルを実践するためのツールの作成など、具体的な対策を実行すべきである(指摘)。	H28	不正受給防止マニュアルを適用する中で過去の不正受給事案の問題点の検証等も踏まえ、随時改訂等を行い、有用なものとしていく。
113	指摘	措置状況には、告発等を行う基準を設けているとあるが、監査の結果も、かかる基準が不正受給防止マニュアルに記載されていることを前提としているのであるから、指摘に対する回答になっていない。実際にも、1件しか告発がなされていない。不正受給に対する抑止力という意味でも、適切に罰則の適用を求めていくことは重要である。罰則の適用を求めていくための手続を定めた要綱を制定すべきである。なお、告発等を行う基準を設けることは良いとしても、厳しすぎる基準を設けることにより、告発を行わなくてもよいようにすることのないよう、留意されたい。	△	福祉部	生活福祉一課・二課	142	H27	詐欺罪や法85条に基づく罰則の適用を求めていくための手続を定めた要綱を制定すべきである(指摘)。	H28	「不正受給防止マニュアル」には告発等を行う基準を設けており、不正受給に対しては告発も含め厳正に対処する。
114	指摘	措置を講じていくという意思表示だけでは措置済みではないし、しかも、表明したことも実行されていなかった。時効中断の措置をとるべきであるという監査の結果に対しては、時効中断の措置をとってから措置済みとすべきである。	○	福祉部	生活福祉一課	207	H28	全債務者の延滞状況を常に漏れなく把握することのできる一覧表を随時更新するとともに、消滅時効中断のための措置をとるべきである(指摘)。	H29	平成28年12月から平成29年1月にかけて債務一覧表を作成するとともに、借受人又は連帯保証人の住所等把握し随時更新するように改善した。今後適切な措置を講じていく。

包括外部監査

措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

(結果欄の記載方法)

対 象	岐阜市の包括外部監査の結果に対する措置状況
監査実施年度	令和4年度
包括外部監査人	竹中 雅史
提 出 日(最新提出日)	令和5年7月31日

- 、△、×のいずれかを記入
- :措 置 済 措置を講じた(実施中含む)もの
- △:検 討 中 検討中のもの
- ×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したもの

令和5年7月末時点の措置状況 (既に措置済みのものも含む)

措置済	検討中	未実施決定済	合計
102	105	10	217

<参考> ※令和4年度の監査は、過去の監査結果への措置状況がテーマであるため、以下に参考として、過去の内容を記載する。											
措置及び意見	種別	措置状況(令和5年7月末)	結果欄	部	課	本欄頁	年度	過去の措置・意見の内容	年度	過去の措置状況	
115	指摘	保証人の相続人、主債務者の相続人の相続人に請求をした上で、それらの者が岐阜市債権管理条例第6条各号のいずれかに該当する場合に債権放棄をすべきである。	○	福祉部	生活福祉一課	208	H28	債務者や連帯保証人の「死亡」という事情のみをもって、債権放棄を正当化するための理由としているのは不適切である。相続人からの回収を検討した上で、債権放棄することを検討すべきである(指摘)。	H29	借受人や連帯保証人が死亡している場合、相続人の調査を実施した。対象者に通知し回収を協議したうえで、今年度3月中に債権放棄に向けて着手することを関係課と調整中である。	
116	指摘	本籍地不明のために相続人不明とならないよう、貸付時に本籍地を確認しておくべきである。	○	福祉部	生活福祉一課	208	H28	債務者や連帯保証人の「死亡」という事情のみをもって、債権放棄を正当化するための理由としているのは不適切である。相続人からの回収を検討した上で、債権放棄することを検討すべきである(指摘)。	H29	借受人や連帯保証人が死亡している場合、相続人の調査を実施した。対象者に通知し回収を協議したうえで、今年度3月中に債権放棄に向けて着手することを関係課と調整中である。	
117	指摘	ただでさえ生活保護の支給業務だけでマンパワー足りておらず、福祉資金貸付金の業務に手が回っていなかった生活福祉一課・二課に、コロナ支援金の業務まで加わったのであるから、福祉資金貸付金の業務が適切に遂行されるよう、人員配置、所管替えを見直すべきである。	○	福祉部	福祉政策課	209	H28	行方不明という事情のみにとらわれることなく、時効期間が満了したことがやむを得ないといえるものについては、債権放棄することを検討すべきである(指摘)。	H29	適切な手続きを経てやむを得ない者については、今年度3月中に債権放棄に向けて着手することを関係課と調整中である。	
118	指摘	ただでさえ生活保護の支給業務だけでマンパワー足りておらず、福祉資金貸付金の業務に手が回っていなかった生活福祉一課・二課に、コロナ支援金の業務まで加わったのであるから、福祉資金貸付金の業務が適切に遂行されるよう、人員配置、所管替えを見直すべきである。	○	福祉部	生活福祉一課・二課	209	H28	行方不明という事情のみにとらわれることなく、時効期間が満了したことがやむを得ないといえるものについては、債権放棄することを検討すべきである(指摘)。	H29	適切な手続きを経てやむを得ない者については、今年度3月中に債権放棄に向けて着手することを関係課と調整中である。	
119	指摘	事務経費の具体的な内訳が記載された指定管理業務収支決算書の提出を受けるべきである。	△	福祉部	高齢福祉課	20	H26	高齢福祉課においても、事務経費の具体的な内訳を正確に記載するよう指導すべきである(指摘)。	H27	指定管理者に対して事務経費の具体的な内訳を正確に記載するよう指導しており、指定管理者においても、事務経費と利益を明確に区別している。	
120	指摘	平成23年度の監査の結果から、対象年齢が引き上げられたのは平成31年度からであり、時間がかかり過ぎである。アンケートを実施したのも、平成27年度末になってからであり、その結果が出てからも、決定までに3年以上かかっている。監査の結果に対しては、速やかに対応すべきである。アンケートを実施したのであれば、その結果から1年以内に決定すべきである。	○	福祉部	高齢福祉課	73	H23	交付対象である高齢者の定義を再考するとともに、多数の交付対象者及び補助金交付額が発生することにより、岐阜市に必要以上の負担が発生することのないように、見直しを行うことが望まれる(意見)。	H30	政策総点検にて議論を行い、平成31年度から、対象年齢を現行の「76歳以上」から「80歳以上」に引き上げることとした。これにより、平成31年度当初予算における対象者数は40,701人となり、平成30年度予算の59,152人と比較して、31.2%の減となった。	
121	意見	毎年度、交付対象者の見直しを行い、その検討過程を記録に残しておくことが望ましい。	○	福祉部	高齢福祉課	73	H23	交付対象である高齢者の定義を再考するとともに、多数の交付対象者及び補助金交付額が発生することにより、岐阜市に必要以上の負担が発生することのないように、見直しを行うことが望まれる(意見)。	H30	政策総点検にて議論を行い、平成31年度から、対象年齢を現行の「76歳以上」から「80歳以上」に引き上げることとした。これにより、平成31年度当初予算における対象者数は40,701人となり、平成30年度予算の59,152人と比較して、31.2%の減となった。	
122	指摘	補助金である以上、補助対象経費を定めるのは当然のことである。他の中核市が定めていないから定めないことが適切になるものではない。また、市の資料によると、飲食費を補助しているかどうかを確認しているようであるが、他の中核市が飲食費を補助しているから補助することが適切であるというものではない。補助金を維持するのであれば、早急に補助対象経費を定めるべきである。飲食費を補助対象経費にするのであれば、補助金の交付目的に照らした補助の必要性(自治会連合会が高齢者の長寿を祝福することと食事会を開催することについて)を説得力のある記載で決裁資料などに明記すべきである。	△	福祉部	高齢福祉課	74	R2	交付要綱において、補助対象経費を個別具体的に定めるべきである。なお、飲食費は、受益者負担とし、補助対象経費から除くべきである(指摘)。	R3	中核市を対象に敬老会の実施状況及び補助事業について調査した結果をもとに、今後、地区敬老会の在り方について研究していく予定である。	
123	指摘	補助金を維持するのであれば、自治会の対象者の数で一律に算定するのではなく、補助対象経費から算定すべきである。	△	福祉部	高齢福祉課	75	R2	補助対象事業を地区敬老会の開催として補助金を交付するのであれば、各自治会の対象者の数を基に一律に補助金を算出するのではなく、出席者数を見込んだ敬老会の開催に要する費用を積算させた予算書に基づき、補助対象経費の該当性を審査し、補助金の額を算定すべきである(指摘)。	R3	中核市を対象に敬老会の実施状況及び補助事業について調査した結果をもとに、今後、地区敬老会の在り方について研究していく予定である。	
124	指摘	市民活動交流センターなど自治会連合会や関連団体に補助金を交付している所管課とともに、事業に要する経費を補助する補助金を交付することが適切であるものなのか、地域の世帯数に応じて公金を交付することが適切であると合理的な説明がつくものなのかを分析整理した上で、前者は事業補助として、後者は統合して(補助金、負担金又は交付金、委託料など)、まちづくり協議会に対して交付することを検討し、その検討内容及び結果を記録に残しておくべきである。なお、まちづくり協議会が設置されていない自治会連合会については、設置をするように支援すべきである。前橋市は、「行政連絡事務事業」「高齢者地域交流事業」「環境美化活動等に伴う事務事業」「生涯学習奨励事務事業」のいずれかの事業費として使用できる「自治会一括交付金」を交付しているとのことで、参考になる。	△	福祉部	高齢福祉課	75	R2	高齢者に対して敬意を表して、その長寿を祝福することの意義は否定しないが、それを地区敬老会の開催によって達成しようとするのか、祝い品の贈呈によって達成しようとするのか、その他の方法によって達成しようとするのか、その手段に対して公金から補助金を支出する公益上の必要性はあるのか、目的達成のための手段の在り方について再考することが望ましい(意見)。	R3	中核市を対象に敬老会の実施状況及び補助事業について調査した結果をもとに、今後、地区敬老会の在り方について研究していく予定である。	

包括外部監査

措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

(結果欄の記載方法)

- 、△、×のいずれかを記入
- :措置済 措置を講じた(実施中含む)もの
- △:検討中 検討中のもの
- ×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したもの

対象	岐阜市の包括外部監査の結果に対する措置状況
監査実施年度	令和4年度
包括外部監査人	竹中 雅史
提出日(最新提出日)	令和5年7月31日

令和5年7月末時点の措置状況 (既に措置済みのものも含む)

措置済	検討中	未実施決定済	合計
102	105	10	217

<参考> ※令和4年度の監査は、過去の監査結果への措置状況がテーマであるため、以下に参考として、過去の内容を記載する。											
指摘及び意見	種別	措置状況(令和5年7月末)	結果欄	部	課	本欄頁	年度	過去の指摘・意見の内容	年度	過去の措置状況	
125	指摘	事業報告書及び収支決算書の書式について、令和6年度中に検討していく。	△	福祉部	高齢福祉課	88	R2	補助金の交付の対象となる経費は、以下のように定められている(要綱第4条)。各単位老人クラブが実施する社会奉仕活動、教養講座開催事業、健康増進事業、友愛・三世代交流事業等に係る経費のうち当該事業の円滑な運営のために必要な経費とする。但し、交際費(慶弔費を含む。)、酒類等奢侈にわたる食糧費、単位老人クラブの活動に要する経費として不適当と認められる経費を除く。一方、連合会から提出された、406単位老人クラブの合算の収支決算書及び各地区の内訳書に記載されている対象経費は、「会議費、活動費、事務諸費、地区老連負担金」となっている。地区老連負担金に相当する経費を含めて、単位老人クラブの収支決算書は、補助対象経費を正しい費用科目で計上させるべきである(指摘)。	R3	決算書提出の際、単位老人クラブに対して補助対象経費を正しい費用科目で計上するよう、指導した。また、年度内に申請書の様式を補助対象経費かどうかが分かりやすいよう変更する。	
126	指摘	意味のない書類を作成・提出させているだけである。何のためにどのような費用を支出したのかを確認できるだけの事業報告書及び収支決算書の提出を受けるべきである。	△	福祉部	高齢福祉課	91	R2	各単位老人クラブの事業報告書及び収支決算書の提出を受けるべきである(指摘)。	R3	老人クラブ事務局より、各単位老人クラブの事業報告書及び収支決算書の提出を受けた。	
127	指摘	相続人に請求をすべきである。死亡は不納欠損処分理由はならない。消滅時効期間が経過しないように、所在不明でない限り、時効中断の措置をとるべきである。	○	福祉部	高齢福祉課	206	H28	相続放棄の確認及び相続調査を適切に実施し、相続放棄がなされていないのであれば、相続人に対して請求すべきである(指摘)。	H29	岐阜家庭裁判所に調査を行い、相続放棄・限定承認の申述の有無について確認した。相続放棄をしていない相続人に対しては、文書にて意向確認中である。	
128	指摘	人員不足とのことであるが、文書催告を繰り返したり、電話催告を繰り返したりするよりも、速やかに滞納処分をしたほうが効率的な場合もある。滞納者と納付者の公平性を図ることは重要であり、人員不足やノウハウ不足で正当化されるものではない。繰越分の収納率が20%前後である現状を看過してはならない。平成28年度の包括外部監査から5年も経過しているにもかかわらず、未だ実施方法を検討しているにもかかわらず、未だ実施方法を検討しているというのは問題である。少なくとも、連絡がつかない、納付誓約書を提出しないなど悪質な滞納者については、速やかに滞納処分を実施すべきである。	△	福祉部	福祉医療課	203	H28	不動産を持っている事案など、滞納処分が可能な案件がないか検討すべきである。最初から、全件、滞納処分を控える方針を採るべきではない。(指摘)。	R3	債権者管理調整会議において、情報提供を受ける体制はできた。しかし、現状では不動産の滞納処分ができるほどの人員体制ではないので、人員体制も含め効率的な実施方法を検討する。	
129	指摘	繰越分の収納率が20%前後である現状を看過してはならないし、人員不足やノウハウ不足で正当化されるものではない。平成28年度の包括外部監査から5年も経過しているにもかかわらず、未だ実施方法を検討しているというのは問題である。まずもって、連帯納付義務者である世帯主及び配偶者に対する催告書の送付については早急に実施すべきである。その対応や滞納状況によっては、連帯納付義務者に対する滞納処分を実施すべきである。	△	福祉部	福祉医療課	205	H28	連帯納付義務者である世帯主や配偶者に対して、納入の通知や督促、滞納処分などを実施すべきである(指摘)。	R3	債権管理調整会議において、情報提供を受ける体制はできた。しかし、まず、滞納者本人への納付指導を実施する。また、本人以外へ滞納処分ができるほどの人員体制ではないので、人員体制も含め効率的な実施方法を検討する。	
130	指摘	連帯納付義務者と同様、まずもって、相続人の住所に催告書の送付については早急に実施すべきである。その対応や滞納状況によっては、相続人に対する滞納処分を実施すべきである。	△	福祉部	福祉医療課	205	H28	費用対効果の見合わない少額滞納者以外は、相続人調査を実施して、相続人に対する納入の通知や督促、催告のほか、滞納処分を実施すべきである(指摘)。	R3	全庁的な課題であり、他課と足並みを揃えて対応する。直近の相続人の請求に関しては通知をしており、電話の問合せがあれば、義務があることを説明している。相続人調査に関しては、必要な体制を確保するため人員体制も含め効率的な実施方法を検討する。	
131	指摘	平成28年度の包括外部監査から5年も経過しているにもかかわらず、未だ検討中であり、その間も続々と消滅時効にかけてしまっている。不適切な事務といわざるを得ない。早急に適切な方針を決定し、滞納処分、徴収緩和措置などを実行すべきである。	△	福祉部	福祉医療課	206	H28	実態調査をしないまま、また、滞納処分を全く検討することなく、消滅時効にかけて、不納欠損する滞納保険料が少なくないことから、不適切な事務処理と指摘されても仕方がない。漫然と、消滅時効にかけないよう、滞納金額が大きい事案など一定の基準を設けた上で、実態調査等を行い、滞納処分を実施するのか、徴収緩和措置を取るのか、方針を適切に決定すべきである(指摘)。	R3	今年度も、滞納金額の大きい、または、年数の長い案件を中心に文書催告を実施して、納付誓約書の徴収、分納の指導を行った。また、電話催告や、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため臨戸訪問も絞って実施した。その中で、滞納理由等を把握して、対応を検討する。	
132	指摘	措置状況の記載は、何もしないことを述べているだけである。そうであれば、その合理的な理由を記載すべきである。所属長の超過勤務時間について上長が承認する運用を開始した。	○	市民病院	市民病院政策課	180	H14	所属長が管理職ではない場合があるため、所属長の時間外勤務時間についての承認が自分自身によって行われている。事務決裁規則上は問題ないが、経営管理上、所属長の超過勤務時間について上長が承認する体制がないのは問題である。	H15	現在の方法は、実態に即したものであり、合理的であると考えますが、他により良い方法があれば採用していきたいと考えております。	
133	指摘	措置状況は、将来に向けた宣言だけで留まってはならず、実際に措置を講じるべきである。令和4年度になってようやく手順書が定められ、廃棄物申請書の提出がなされるようになったことは良いが、監査の結果にあるように、除却漏れが生じないよう、除却処理は、年度末に一括で行うのではなく、廃棄の都度、行うべきである。	△	市民病院	市民病院財務課	181	H14	岐阜市民病院の財務に関する特例を定める規則第61条で固定資産を売却撤去又は廃棄をしようとする場合は必要事項を記載した文書により行わなければならない規定されている。しかし、除却は新規購入とペアで行われることが多いため、現物の引渡は新規購入者による引取りが通常となっている。除却の都度、除却申請が行われず、年度末に一括除却処理が行われているため、除却漏れ等が発生している。	H15	除却漏れが発生する原因は、病棟と事務局の連絡の悪さにあり、今後は各部署に保管管理者を定め、連絡表を作成し、医療器械を撤去する際に保管管理者から事務局へ提出してもらい、除却漏れが発生しない体制を15年度中に作りたいと考えております。	

包括外部監査

措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

(結果欄の記載方法)

対 象	岐阜市の包括外部監査の結果に対する措置状況
監査実施年度	令和4年度
包括外部監査人	竹中 雅史
提 出 日(最新提出日)	令和5年7月31日

- 、△、×のいずれかを記入
- :措 置 済 措置を講じた(実施中含む)もの
- △:検 討 中 検討中のもの
- ×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したもの

令和5年7月末時点の措置状況 (既に措置済みのものも含む)

措置済	検討中	未実施決定済	合計
102	105	10	217

										<参考> ※令和4年度の監査は、過去の監査結果への措置状況がテーマであるため、以下に参考として、過去の内容を記載する。		
措置及び意見	種別	措置状況(令和5年7月末)	結果欄	部	課	本欄頁	年度	過去の措置・意見の内容	年度	過去の措置状況		
134	指摘	措置状況は、将来に向けた宣言だけで留まってはならず、実際に措置を講じるべきである。固定資産の管理者についての定めが設けられたのはよいが、「各課長等」というのが誰を指すのかが不明確である。固定資産の現物レベルでの保管管理者を明確に定めるべきである。	○	市民病院	市民病院財務課	181	H14	固定資産の現物レベルでの保管管理者が定められていない。管理規定上の不備にかかっている問題でもあるが、現物が無くなった場合の責任の所在が明確となっていないので、保管責任者を定める必要がある。	H15	15年度中に定めたいと考えております。		
135	指摘	現物照合の措置状況は、検討中で終わってはならない。	○	市民病院	市民病院財務課	182	H14	少なくとも年1回の現物照合を行い、固定資産台帳を整備する必要がある。	H15	現物照合についてはその必要性も含めて現在検討中であるため、15年度中に結論を出したいと考えております。		
136	意見	現物照合の手順を定めること、また、台帳から現物を確認するだけでなく、現物から台帳を確認するという観点での現物照合も行うことが望ましい。	△	市民病院	市民病院財務課	182	H14	少なくとも年1回の現物照合を行い、固定資産台帳を整備する必要がある。	H15	現物照合についてはその必要性も含めて現在検討中であるため、15年度中に結論を出したいと考えております。		
137	指摘	岐阜市民病院内の運営に伴う岐阜市の負担額及びその内容を岐阜市民に情報提供するため、一般会計及びその他特別会計からの繰入額について、各診療科の収支状況を踏まえたより詳細な情報を開示すべきである。	△	市民病院	市民病院財務課	183	H24	適切な判断資料とするため、診療科ごとの収支を明確に区分すべきである(指摘)。診療科ごとの原価計算制度を早急に確立することで、各診療科の収支状況を適切に把握できる体制を構築するとともに、一般会計及びその他特別会計からの繰入額につき、より詳細な開示を行うことにより、岐阜市民病院内の運営に伴う岐阜市の負担額及びその内容を岐阜市民に情報提供する必要がある(指摘)。	H27	診療科ごとの収支について、経営企画課において各診療科の収益から医師、看護師、医療技術員等の人件費を差し引いた診療科別収支について算出した。今後も引き続き、この診療科別収支の精度を高めていく。		
138	指摘	条例の一部改正について、削除すべきであったにもかかわらず、削除するまでに8年を要したのは適切ではない。監査の結果に対して、速やかに対応すべきものは、1年以内に対応すべきである。	○	市民病院	市民病院政策課	183	H24	岐阜市民病院事業の設置等に関する条例の附則第3項に公営企業法の一部規定を適用していない旨が定められているが、実際には同規定を適用しているため、同条例を更新する必要がある(指摘)。	R2	附則第3項の規定を削除した。		
139	意見	保証契約が法的に有効となるためには、連帯保証人との間で書面による契約を交わさなければならない。筆跡が明らかに類似すると認められる場合、連帯保証人からの代理権付与の事実については証明が困難となるケースが多いと思われることから、連帯保証人との間で書面による保証契約が成立していないことになるおそれがある。筆跡が明らかに類似すると認められる場合すなわち連帯保証人欄に記載した者が契約者・患者であると考えると、連帯保証人欄に記載された者に保証意思の確認を行い、当該連帯保証人に改めて、書面による保証書を作成してもらうことが望ましい。	○	市民病院	医事課	184	H28	「入院誓約書及び保証書」の提出を受ける際に、誓約者欄もしくは患者欄の記載と連帯保証人欄の記載の筆跡が明らかに類似すると認められるものについては、連帯保証人に電話をするなどして保証意思の確認を行うことが望ましい(意見)。	H29	誓約書欄もしくは患者欄の記載と連帯保証人欄の記載欄の筆跡については、受付時に確認を行い、筆跡が明らかに類似すると認められるものについては、保証意思の確認を行っている。		
140	意見	発生後の短期間の回収という観点からすれば、督促状の発送まで、催告書の発送まで、それぞれ2か月を空けるのは望ましくない。督促状の発送、催告書の発送は、1か月間隔で行うことが望ましい。また、回収事務の公平性、効率性の観点から、弁護士委託するか否かの基準を設けることが望ましい。	○	市民病院	医事課	185	H14	過去2年間の未収金の回収実績を調査したところ、未収金が発生してから1年目は約60%、2年目は約10%、3年目は約3%と1年目の回収率が圧倒的に高い。これは、未収金が発生してから1年以上経過すると徴収不能になる確率が大幅に高くなっていることを示している。したがって、未収金の徴収不能額を減少させるかは、発生後の短期間にかかに回収するかにかかっている。	H29	平成28年度回収業務からは、対象とする債権から、未収発生後1年を経過したものを撤廃した。今後も早期回収に向けて取り組む。		
141	指摘	回収事務の公平性、効率性の観点から、未納者対応マニュアルの作成及び来院時の納付相談を確実にを行うことのできる体制を作るべきである。	△	市民病院	医事課	188	H28	善良な管理者と同一の注意(健康保険法第74条第2項及び国民健康保険法第42条第2項)を行ったというために、来院した未納者に対して催促を行う手段を尽くすべきである。例えば、未納者の来院予定を把握するシステムや、患者が予約する際に未納分の催促が行われるなどのシステムを構築することが考えられる。また、会計の窓口担当者が未納者に対して催促行為を統一に行えるようにするため、未納者対応マニュアルを作成することも有用であると考えられる(指摘)。	H29	分納納付が滞納になっている。支払が全くされていない患者に対しては、次回の予約を確認し、予約があれば来院時に窓口において声掛けをし、相談室窓口にて納付相談を行っている。また、一定期間支払いのない患者に対しては、未納分の納付書と当日の納付書を併せて渡し支払を促している。		
142	指摘	各自主防災隊(団)を自治会連合会と別個の独立した団体として補助金を交付している以上、構成員名簿を作成させて、提出させるべきである。	○	都市防災部	都市防災政策課	78	R2	各自主防災隊(団)の構成員名簿、規約を作成、提出させるべきである(指摘)。	R3	各自主防災隊(団)に対して構成員名簿、規約を作成、提出するよう依頼済。		
143	指摘	補助対象経費には、防災資機材費や防災施設費があり、これらによって購入された物は、平時から使用されるものではなく、災害時に使用できる状態にあることが必要不可欠であるから、管理状況の確認は重要である。備品管理表等の提出を求めるとともに、毎年、何隊かの現物確認を行うべきである。また、防災訓練の際に確認したのであれば、その記録を残しておくべきである。	○	都市防災部	都市防災政策課	79	H30	各防災隊が作成している備品管理表等の提出を求め、また自主防災隊がどのような管理をしているのかを、毎年、何隊かの自主防災隊を無作為に選び、市が実際に確認を行うことが望ましい(意見)。	R1	毎年の訓練時等に各地域で資機材の管理を行うとともに、適切な管理に務めるよう助言している。		

包括外部監査

措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

(結果欄の記載方法)

- 、△、×のいずれかを記入
- :措置済 措置を講じた(実施中含む)もの
- △:検討中 検討中のもの
- ×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したもの

対象	岐阜市の包括外部監査の結果に対する措置状況
監査実施年度	令和4年度
包括外部監査人	竹中 雅史
提出日(最新提出日)	令和5年7月31日

令和5年7月末時点の措置状況 (既に措置済みのものも含む)

措置済	検討中	未実施決定済	合計
102	105	10	217

										<参考> ※令和4年度の監査は、過去の監査結果への措置状況がテーマであるため、以下に参考として、過去の内容を記載する。	
措置及び意見	種別	措置状況(令和5年7月末)	結果欄	部	課	本欄頁	年度	過去の措置・意見の内容	年度	過去の措置状況	
144	意見	資機材や食料などの備蓄品の最低限必要な物は市により整備しており、各地域により事情が異なる中で防災力の維持・向上を図っているため、資機材の購入に関する最低水準を定めることは困難であると考えており、最低水準を充たすかの確認を行うことに代えて、各地域が行っている効果的な事例を紹介するなどして防災体制及び強化を統一的に進めるとともに、今年度、見直しすることとしている「地域防災コミュニティ計画」の内容や改正後の交付要綱の対象経費等を確認し総合的に判断する。	△	都市防災部	都市防災政策課	80	H30	予算消化ありきで、必要のないものを購入するといったような無駄な支出をしないよう指導することが望ましい(意見)。	R1	補助金申請時に、何を購入するのかを記載していただいた上で、確認し、適宜助言を行っている。	
145	指摘	地域毎に必要な防災活動が異なる面もあることから、各種会議の際に、自主防災組織の意見を聴取しているところであり、これらの意見を踏まえ、令和5年度中に交付要綱を改正する。	△	都市防災部	都市防災政策課	80	R2	交付要綱において、補助対象経費を具体的に定めるべきである(指摘)。	R3	補助対象経費を要綱上明示するよう改正を検討中。今後補助対象者の意見を聴取し、意見を踏まえ引き続き改正を検討する。	
146	意見	地域の実情に応じた補助金の活用等を踏まえ「地域防災コミュニティ計画」作成に自主防災隊が取り組んでいる。評価基準を検討するにあたり、当該計画を活用する。	△	都市防災部	都市防災政策課	81	R2	アウトプットは、補助対象事業により算出された活動であるから、補助金交付件数(=自主防災隊の数)を指標にするのは不適切である。適切な指標を用いることが望ましい(意見)。	R3	それぞれの事業評価シートにおいて、補助対象によって算出した活動を指標とするよう改めた。	
147	指摘	自主防災隊の育成支援を行う必要があるというが、自主防災隊は、構成員すらよくわかっておらず、団体としての実体に乏しいことから、育成以前の問題である。補助ではなく、事業補助にすることによって、一生涯命やるところとそうでないところで差が出て、地域格差が生じることの懸念があることであるが、その論理は不明である。地域の防災組織の水準を一定に保ちたいということ、世帯数を基準に補助金額を決めていることは矛盾している。自治会連合会とは別の団体として自主防災隊という団体に対して補助金を交付するのであれば、まずもって団体としての実体を確立させるべきであるが、要綱に即すのであれば、市民活動交流センターなど自治会連合会や関連団体に補助金を交付している所管課とともに、事業に要する経費を補助する補助金を交付することが適切であるものなのか、地域の世帯数に応じて公金を交付することが適切であると合理的な説明がつくものなのかを分析整理した上で、前者は事業補助として、後者は統合して(補助金、負担金又は交付金、委託料など)、まちづくり協議会に対して交付することを検討し、その検討内容及び結果を記録に残しておくべきである。なお、まちづくり協議会が設置されていない自治会連合会については、設置をするように支援すべきである。地域の防災組織の水準を一定に保ちたいということであれば、金額については、世帯数を基準にするのではなく、その水準に基づいて算定すべきである。	△	都市防災部	都市防災政策課	82	R2	市は、本補助金を団体育成補助金としているが、団体の構成員や規約も、団体としての収支状況や財産状況も把握していない。自主防災隊(団)に対する補助金の額は、自主防災組織活動事業については、均等割の132,000円に、世帯割として6,617,000円×(当該自治会連合会地区の世帯数/市の総世帯数)により算出される額を加えて算定した額を交付し、自主防災訓練事業については、一律で60,000円を交付しており、交付要綱で限度額としている額をそのまま交付している。均等割の132,000円や世帯割の6,617,000、一律60,000円に根拠はない。各自主防災隊(団)は、この補助金ありきで予算を組み、不足する分を自治会連合会からの負担金とし、当該事業の収支を合わせている。岐阜市自主防災組織連絡協議会に対する補助金の額は、限度額の814,000円をそのまま交付している。金額の根拠はない。事業補助に切り替えるべきである。そして、補助金の額を根拠のない固定額と世帯数により機械的に算定するのではなく、交付要綱において、交付目的と補助の必要性に即した具体的な補助対象事業と補助対象経費を定め、一定の補助率と補助上限額を具体的に設定した上で、各自主防災隊(団)及び岐阜市自主防災組織連絡協議会から、補助対象事業に必要な額を積算した予算書を提出させ、補助の必要のある額を交付するようにすべきである(指摘)。	R3	令和3年8月に他市の状況に関する調査を実施した。自主防災隊の事業を実施するうえで補助の在り方が重要となるため、補助対象者の意見を踏まえ引き続き検討する。	
148	指摘	管理業務を岐阜県住宅供給公社に委託しているとしても、滞納回収についての責務を負っているのは、市である。随時の連携という抽象的なものではなく、計画的かつ定期的に、岐阜県住宅供給公社が作成している全ての交渉記録の確認をし、その結果を記録しておくべきである。	○	まちづくり推進部	住宅課	143	H14	滞納の状況、理由の把握、今後の滞納家賃の回収計画の立案をする上で滞納回収実務の交渉記録の作成が必要であり、保証人についても支払い義務はあるが、それ以上の追求、訴訟行為には至っていない。債務履行の折衝についても交渉記録簿に記載し、保証人への債務履行折衝の過程を明らかにする必要がある。	H15	家賃の滞納回収実務の交渉記録を作成保管するとともに保証人への債務履行折衝の過程についても交渉記録にて明らかになります。	
149	指摘	基準を改めても、実行されなければ意味がない。改めた基準が形が形が化しないよう、基準に則り法的措置を実行していくべきである。市営住宅にはセーフティネットの役割があるのだとしても、無償使用を認める施設ではないから、滞納者に対して法的措置をとらないことが正当化されることにはならない。生活が困難していて支払困難な者に対しては、生活保護など、その目的に即した制度の利用を検討してもらうべきである。	○	まちづくり推進部	住宅課	144	H14	法的措置(明渡し請求)を履行する基準が高く設定されている。	H29	市営住宅家賃滞納に対する事務処理要綱を見直す。	
150	指摘	監査の結果は、マニュアルを策定することだけを指摘しているのではなく、即決和解手続の積極的な利用を検討すべきと指摘しているものである。即決和解手続の積極的な利用を検討し、その過程及び結果を記録に残すべきである。	○	まちづくり推進部	住宅課	146	H28	マニュアルを策定するなどして即決和解手続の積極的な利用を検討すべきである(指摘)。	H29	即決和解手続きマニュアルを策定した。	
151	意見	行うこととしたという意思表示は措置ではない。しかも、意思表示したことを実行していたのかどうか確認できなかった。監査の結果に従い、電話での催告をすることが望ましい。	○	まちづくり推進部	住宅課	146	H28	文書だけでなく、併せて電話での催告を利用したり、あるいは、弁護士代理による請求を利用したりするなど、回収に向けて工夫することが望ましい(意見)。	H29	電話での催告を行うこととした。	
152	指摘	行うこととしたという意思表示は措置ではない。しかも、意思表示したことを実行していない。監査の結果に従い、連帯保証人への請求をすべきである。	△	まちづくり推進部	住宅課	147	H28	連帯保証の効力は、修繕料支払義務にも当然及ぶものと考えられるところ、例外事由がない限り、地方自治法施行令第171条の2第1号に基づき、連帯保証人に対して履行を請求すべきである(指摘)。	H29	連帯保証人への請求を行うこととした。	
153	意見	行うこととしたという意思表示は措置ではない。しかも、意思表示したことを実行していない。監査の結果に従い、徴収停止措置を講じることを検討することが望ましい。	△	まちづくり推進部	住宅課	147	H28	債権の回収に向けた措置を講じることが困難な事情がある場合には、徴収停止措置を講じることを検討することが望ましい意見。	H29	全庁的な徴収停止の取扱いに倣い措置を講じる。	

包括外部監査

措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

(結果欄の記載方法)

対 象	岐阜市の包括外部監査の結果に対する措置状況
監査実施年度	令和4年度
包括外部監査人	竹中 雅史
提 出 日(最新提出日)	令和5年7月31日

- 、△、×のいずれかを記入
- :措 置 済 措置を講じた(実施中含む)もの
- △:検 討 中 検討中のもの
- ×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したもの

令和5年7月末時点の措置状況 (既に措置済みのものも含む)

措置済	検討中	未実施決定済	合計
102	105	10	217

<参考> ※令和4年度の監査は、過去の監査結果への措置状況がテーマであるため、以下に参考として、過去の内容を記載する。											
指摘及び意見	種別	措置状況(令和5年7月末)	結果欄	部	課	本欄頁	年度	過去の指摘・意見の内容	年度	過去の措置状況	
154	指摘	監査の結果は、耐用年限まで維持するための補修という観点だけでなく、市民のニーズに合致した住宅の供給を検討することが望ましいというものであったのに対して、措置状況報告書は、長寿命化計画の範囲ではないということしか述べておらず、監査の結果に対して正面から応えていない。しかも、長寿命化計画は、その目的として「その役割やあり方を考慮した上で」とあり、その意義として「市営住宅の今後のあり方を位置づけ、さらに具体の改善、整備及び管理に関する実施方針を示す」「長期的な視点で市営住宅の活用のあるあり方を検討し、今後約20年間の具体的な活用計画としていく」とあり、市営住宅の役割や活用のあり方が大前提となっているのであるから、単に維持補修のスケジュールを計画したのではなく、市の長寿命化計画の理解そのものも誤っている。措置状況は、形式論で回答を避けるのではなく、監査の結果で示された問題意識に正面から応えるべきである。	○	まちづくり推進部	住宅課	148	H24	岐阜市公営住宅等長寿命化計画について、耐用年限まで維持するための補修という観点だけでなく、市民のニーズに合致した住宅の供給を検討した上で、長寿命化の判断をすることが望まれる(意見)。今後は、市営住宅を耐用年限まで維持させるための保守という観点だけでなく、市民のニーズに合致した良質な住宅を供給するべく、市民のニーズを明確に把握し、居住性向上型や、福祉対応型、安全確保型の改善事業への対応を考慮した長寿命化計画を策定することが望まれる。	H25	岐阜市公営住宅等長寿命化計画は、予め策定された公営住宅の供給方針に基づき、既存の公営住宅について「維持補修」のスケジュール等を定めた計画であり、公営住宅の供給計画を検討したものではない。	
155	意見	募集停止をしていない市営住宅で、空室率が30%を超えているものが9件ある。市営住宅を耐用年限まで維持させるための保守という観点だけではなく、市民のニーズ、将来的な利用の見込み予想を適切に把握し、居住性向上型や、福祉対応型、安全確保型の改善事業への対応を考慮するなど、市民のニーズに合致した住宅の供給を検討することが望ましい。	○	まちづくり推進部	住宅課	148	H24	岐阜市公営住宅等長寿命化計画について、耐用年限まで維持するための補修という観点だけでなく、市民のニーズに合致した住宅の供給を検討した上で、長寿命化の判断をすることが望まれる(意見)。今後は、市営住宅を耐用年限まで維持させるための保守という観点だけでなく、市民のニーズに合致した良質な住宅を供給するべく、市民のニーズを明確に把握し、居住性向上型や、福祉対応型、安全確保型の改善事業への対応を考慮した長寿命化計画を策定することが望まれる。	H25	岐阜市公営住宅等長寿命化計画は、予め策定された公営住宅の供給方針に基づき、既存の公営住宅について「維持補修」のスケジュール等を定めた計画であり、公営住宅の供給計画を検討したものではない。	
156	指摘	監査の結果は、用途廃止の方針を決定しながら、用途廃止がなされていない実態を問題視し、用途廃止のルールを整備した上で、ルールに則り、用途廃止を実行することを求めているものである。市営住宅の現状に鑑みても、用途廃止に係るルールを整備すべきである。	△	まちづくり推進部	住宅課	152	H24	用途廃止の方針が決定している市営住宅について、市営住宅の用途廃止に係るルールを整備し、適時、用途廃止を行うことで、公有財産の有効活用を図ることが望ましい(意見)。今後、用途廃止の方針が決定した市営住宅について、空室率が一定の基準に達した場合には、猶予期間を設けた上で完全撤去するなど、市営住宅の用途廃止に係るルールを整備し、適時、用途廃止を行うことで、公有財産の有効活用を図るべきである。用途廃止とせず行政財産としてまちづくり推進部で保有し続ける場合であっても、空室率が高まった物件については、需要が高まっている高齢者向け住宅への変更等、公有財産の有効活用を図るための将来計画を策定すべきである。	H25	市営住宅の用途廃止に係るルールとして、募集停止及び用途廃止計画に基づき、用途廃止の方針が決定している市営住宅を募集停止した後、住替え事務処理要領により、住替え協力を依頼している。住替えにより空き家になった住宅については、用途廃止の手続きを行った後、解体する。平成24年度は同要領に基づき3戸の住替えを行った。なお、市営住宅の用途廃止に係る措置として、個別訪問等により住替え住宅の入居者の要望や意向を把握して、住替え事業を効果的に実施している。	
157	指摘	本郷ハイツ、リバーサイド菅生について、公営住宅への用途変更によって空室率を減少させるか、建物自体を民間譲渡する等、中堅所得者向けの市営住宅のあり方を検討し、その過程を記録に残しておくべきである。	△	まちづくり推進部	住宅課	153	H24	特定公共賃貸住宅及び特別市営住宅について、有効活用のため空室率の高い中堅所得者向けの市営住宅のあり方を検討する必要がある(指摘)。今後は、公営住宅への用途変更によって空室率を減少させるか、建物自体を民間譲渡する等、岐阜市における中堅所得者向けの市営住宅のあり方を検討すべきである。	H26	空室率の高い市営住宅を有効活用するため、平成26年3月に条例の一部を改正し、特定公共賃貸住宅を光栄住宅に準じた低額所得者向けの住宅(準公営住宅)に用途変更できるようにした。なお、空室率の高いハイツ島特定公共賃貸住宅を平成26年4月1日付で準公営住宅に用途変更する予定である。	
158	指摘	行うこととしたという意思表示は措置ではない。しかも、意思表示したことを実行していない。監査の結果に従い、連帯保証人の請求をすべきである。物理的に不可能であるのであれば、可能にする体制にすべきである。	△	まちづくり推進部	住宅課	210	H28	例外事由がない限り、地方自治法施行令第171条の2第1号に基づき、連帯保証人に対して履行を請求すべきである(指摘)。	H29	連帯保証人への請求を行うこととした。	
159	指摘	行うこととしたという意思表示は措置ではない。しかも、意思表示したことを実行していない。監査の結果に従い、延滞金の請求をすべきである。物理的に不可能であるのであれば、可能にする体制にすべきである。	△	まちづくり推進部	住宅課	210	H28	延滞金が発生している以上、その徴収は義務であり、延滞金を減免する事由がなければ、延滞金を請求すべきである(指摘)。	H29	延滞金の請求を行うこととした。	
160	指摘	年に1度しか発注しない業務委託であることから、最低数しか指名しないことの必要性や合理性は異いだせない。上記のとおり、直近5年間においても、指名の数には幅りがあった。「特定の者に偏ることのないよう均衡ある指名」をするためには、当該業者を指名しない特段の理由がない限り、資格のある者すべてを指名するか、その数しか指名しないことの必要性と、それでも「特定の者に偏ることのないよう均衡ある指名」であるといえるだけの理由を明記しておくべきである。	△	上下水道事業部	上下水道事業政策課	159	H17	鏡岩水系の漏水調査業務では地域別に5つに分割して発注し、岐阜市上下水道事業部競争入札参加者選定要綱第8条に定める指名業者数の最低数で入札させている。指名業者数は合規性の点では問題がないが、どのような基準により入札参加者を選定したのかが明確ではない。また、競争性の確保のためには指名業者数の最低数以上に指名業者を入札に参加させるとともに、業務の細分化を避けスケールメリットによる経済性を考慮する必要がある(指摘)。上記の指名競争入札には7社ずつ参加している。これは、岐阜市上下水道事業部競争入札参加者選定要綱第8条に定める指名業者数の最低数であり、合規性の点からは問題ない。しかし、どのような基準により7社を選定したのかが明確ではない。また、競争性の確保のためには指名業者数の最低数以上に指名業者を入札に参加させることが望ましい。よって、13社すべてを入札に参加させることを検討すべきである。また、経済性の観点から、地域ごとに5分割して入札を行うのではなく、なるべく1つの契約として入札を行うべきである。業務を細分化した場合、スケールメリットが働かず、落札金額が高くなる恐れがある。地域ごとに分割しているのは調査業務を早く完了させるためとされているが、5分割ではなく4分割や3分割で入札を行うなど、少しでもスケールメリットを発揮しやすくする工夫をするべきである。また、漏水防止工事実施のため調査業務を早く完了させたいのならば、6月に行っている入札を4月あるいは5月に行うことで調査業務を早く完了させることができる。経済性を考慮した入札方法を検討することが必要である。	H19	漏水調査業務委託の発注については、上半期の早期に発注することにより漏水箇所を発見し、漏水防止工事を速やかに発注できるようにするものです。また、平成18年度から、水系、配水管延長、給水間検数、期間等を考慮し、経済性のすぐれた発注方法により対応しました。次年度以降も同様とします。指名業者については、近隣業者を中心に満遍なく指名しており、問題はないと考える。	

包括外部監査

措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

(結果欄の記載方法)

- 、△、×のいずれかを記入
- :措置済 措置を講じた(実施中含む)もの
- △:検討中 検討中のもの
- ×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したもの

対 象	岐阜市の包括外部監査の結果に対する措置状況
監査実施年度	令和4年度
包括外部監査人	竹中 雅史
提 出 日(最新提出日)	令和5年7月31日

令和5年7月末時点の措置状況 (既に措置済みのものも含む)

措置済	検討中	未実施決定済	合計
102	105	10	217

<参考> ※令和4年度の監査は、過去の監査結果への措置状況がテーマであるため、以下に参考として、過去の内容を記載する。										
指摘及び意見	種別	措置状況(令和5年7月末)	結果欄	部	課	本欄頁	年度	過去の指摘・意見の内容	年度	過去の措置状況
161	指摘	漏水調査業務は、地下漏水調査の専門技術を有する業者に毎年500km前後を分割して発注しているが、基本的に徒歩での調査となるため数か月にわたることが多い。地下漏水は発見が遅れば道路陥没等、市民生活に重大な影響を及ぼす恐れがあり、調査範囲が拡大されるとスケールメリットは得られるものの、漏水の発見が遅れるデメリットもある。このため、調査範囲の設定は、早期に調査が完了できるよう考慮するとともに、スケールメリットによる経済性も得られるよう検討していく。	△	上下水道事業部	維持管理課	159	H17	鏡岩水系の漏水調査業務では地域別に5つに分割して発注し、岐阜市上下水道事業部競争入札参加者選定要綱第8条に定める指名業者数の最低数で入札させている。指名業者数は法規性の点では問題がないが、どのような基準により入札参加者を選定したのかが明確ではない。また、競争性の確保のためには指名業者数の最低数以上に指名業者を入札に参加させるとともに、業務の細分化を避けスケールメリットによる経済性を考慮する必要がある(指摘)。上記の指名競争入札には7社ずつ参加している。これは、岐阜市上下水道事業部競争入札参加者選定要綱第8条に定める指名業者数の最低数であり、法規性の点からは問題ない。しかし、どのような基準により7社を選定したのかが明確ではない。また、競争性の確保のためには指名業者数の最低数以上に指名業者を入札に参加させることが望ましい。よって、13社すべてを入札に参加させることを検討すべきである。また、経済性の観点から、地域ごとに5分割して入札を行うのではなく、なるべく1つの契約として入札を行うべきである。業務を細分化した場合、スケールメリットが働かず、落札金額が高くなる恐れがある。地域ごとに分割しているのは調査業務を早く完了させるためとのことであるが、5分割ではなく4分割や3分割で入札を行うなど、少しでもスケールメリットを発揮しやすくする工夫をすべきである。また、漏水防止工事実施のため調査業務を早く完了させたいのならば、6月に行っている入札を4月あるいは5月に行うことでも調査業務を早く完了させることができる。経済性を考慮した入札方法を検討することが必要である。	H19	漏水調査業務委託の発注については、上半期の早期に発注することにより漏水箇所を発見し、漏水防止工事を速やかに発注できるようにするものです。また、平成18年度から、水系、配水管延長、給水間検数、期間等を考慮し、経済性のすぐれた発注方法により対処しました。次年度以降も同様とします。指名業者については、近隣業者を中心に満遍なく指名しており、問題はないと考える。
162	指摘	措置状況は、監査の結果の言葉尻だけを捉えて、不可能であるとしており、問題意識に応えようとしていない。その後、実際は、問題意識に対応した工夫ができていた。監査の結果の結論だけにとられるのではなく、問題意識に応えられるかどうかを検討したうえで、措置の可否を検討すべきである。	○	上下水道事業部	上下水道事業政策課	164	H17	業務の性質上、相手が特定されている一者随意契約について、当初購入時にしか入札が行われないため、その後の保守管理等は一者随意契約によって業者側に有利な価格で保守管理契約が締結される可能性がある。複数年度を対象とした保守管理についても、競争入札に含めるべきである(指摘)。システム導入時にしか入札が行われないため、その後の保守管理は一者随意契約によって業者側に有利な価格で保守管理契約が締結される可能性がある。よって、長期的に見た場合には岐阜市にとって不利な価格になる危険性があると考えられる。そのため、システム導入時に保守管理も含めた複数年度を対象として入札を行うことが望ましい。複数年度を対象とすることで保守管理についても競争入札を行った場合と同様の効果を得られ、複数年度にわたる総コストを圧縮することが期待できると考えられる。	H19	業務委託を含む物品購入契約は現状では不可能である。
163	指摘	N. 9及びN. 10の業務について、当該地区で一般廃棄物収集運搬業の許可を受けている業者が一業者しかいないとの理由を記載しているが、当該業者しか業務を遂行できないものではない。実際、同種の業務を、他の業者に委託している(N. 8)。当該業者と契約をしなければ契約の目的を達成することができないと認められるだけの具体的かつ説得的な理由を記載するか、競争入札にすべきである。	△	上下水道事業部	上下水道事業政策課	165	H17	一者随意契約理由書における「入札に適さない具体的理由」の記載が不十分な契約があった。具体的な理由を明確に記載する必要がある(指摘)。	H18	随意契約理由書の様式を変更し、より具体的に理由を記載するようにした。
164	指摘	N. 11及びN. 12の業務について、業務遂行のために一定の準備期間が必要であるのは、程度の差こそあれ、どの業務も同じである。この理由で一者随意契約にできるなら、ほとんどの業務委託が一社随意契約にできることになってしまう。この理由だけで前年度の業者に委託しなければ契約の目的を達成することができないとはいえない。当該業者と契約をしなければ契約の目的を達成することができないと認められるだけの具体的かつ説得的な理由を記載するか、競争入札にすべきである。	△	上下水道事業部	上下水道事業政策課	165	H17	一者随意契約理由書における「入札に適さない具体的理由」の記載が不十分な契約があった。具体的な理由を明確に記載する必要がある(指摘)。	H18	随意契約理由書の様式を変更し、より具体的に理由を記載するようにした。
165	意見	N. 13～N. 18の業務について、業務を遂行できるのが当該業者しかいないという理由であるが、なぜそういえるのかが分からない記載であった。その根拠をより具体的かつ説得的に記載することが望ましい。	△	上下水道事業部	上下水道事業政策課	165	H17	一者随意契約理由書における「入札に適さない具体的理由」の記載が不十分な契約があった。具体的な理由を明確に記載する必要がある(指摘)。	H18	随意契約理由書の様式を変更し、より具体的に理由を記載するようにした。
166	意見	競争性の確保、契約事務の公平性、透明性、経済性の観点から、一者随意契約の理由を公表することが望ましい。これは、他の多くの地方自治体で実施されている。これにより、一者随意契約の理由を具体的かつ説得的に記載するよう意識づけることもできる。	△	上下水道事業部	上下水道事業政策課	172	H17	一者随意契約理由書における「入札に適さない具体的理由」の記載が不十分な契約があった。具体的な理由を明確に記載する必要がある(指摘)。	H18	随意契約理由書の様式を変更し、より具体的に理由を記載するようにした。
167	指摘	監査の結果に対する回答になっていない。あくまでも競争入札が原則であり、N. 1～N. 8の業務についての一者随意契約の目的からすれば、見直しをすることが予定されるべきである。岐阜市合理化事業計画に従って見直しを行う際には、順次競争性を重視した内容に移行していく必要があることを念頭に置き、その検討過程を明らかにしておくべきである。	△	上下水道事業部	上下水道事業政策課	173	H17	法律等で限定されていることによる一者随意契約についても順次競争性を重視した内容に移行していくことが望ましい(意見)。下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法を受けて、岐阜市は、平成8年8月に、し尿処理業者と「岐阜市における合理化問題に関する協定書」を交わしており、これに基づき法律上限定される一者随意契約が交わされている。協定書の文中、合理化事業計画は10年単位毎に策定することとされており、近く新たな合理化事業計画を策定することになる。この措置法の対象とされる業務は今後も下水道の普及により長期にわたるもの、順次競争性を重視した内容に移行していくことが望ましい。	H19	現状で問題はないと考えている。
168	意見	岐阜市上下水道事業部契約規程第29条ただし書きでは、そのように規定されている(岐阜市契約規則も同様の規定である)とはいえ、少額随意契約(企業法施行令第21条の14第1項第1号)の場合以外の随意契約では一律に複数見積もりを徴収しないというのは、競争性の確保、契約事務の公平性、透明性、経済性の観点から、望ましいものではない。企業法施行令第21条の14第1項第2号から第9号までのいずれかに該当する場合であっても、契約の性質又は目的により必要がないと認められる場合を除き、2人以上の者から見積書を徴収することが望ましい。	△	上下水道事業部	上下水道事業政策課	174	H17	政策的な理由(高齢者の就職支援等)による一者随意契約についても、競争性を確保するため、2人以上の者から見積書を入手することが望ましい(意見)。一者随意契約とすることは、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号から第7号の趣旨に照らして疑問であり、岐阜市上下水道事業部契約規程第29条第1項に従って、なるべく2人以上の者から見積書を徴収することが必要であったと考えられる。なお、平成16年11月の地方公営企業法施行令の改正により、高齢者の就業支援を行う団体から上下水道事業部管理規程で定める手続により役務の提供を受ける場合には随意契約を行うことができることとなったが、競争性を確保する観点からはなるべく2人以上の者から見積書を徴収することを検討することが望ましい。	H19	岐阜市全体の政策に基づいて設立された団体と民間業者を競争させることは望ましくないと考えている。

包括外部監査

措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

(結果欄の記載方法)

- 、△、×のいずれかを記入
- :措置済 措置を講じた(実施中含む)もの
- △:検討中 検討中のもの
- ×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したもの

対象	岐阜市の包括外部監査の結果に対する措置状況
監査実施年度	令和4年度
包括外部監査人	竹中 雅史
提出日(最新提出日)	令和5年7月31日

令和5年7月末時点の措置状況 (既に措置済みのものも含む)

措置済	検討中	未実施決定済	合計
102	105	10	217

<参考> ※令和4年度の監査は、過去の監査結果への措置状況がテーマであるため、以下に参考として、過去の内容を記載する。											
指摘及び意見	種別	措置状況(令和5年7月末)	結果欄	部	課	本欄頁	年度	過去の指摘・意見の内容	年度	過去の措置状況	
169	意見	岐阜市上下水道事業部契約規程第29条ただし書きの規定（岐阜市契約規則も同様の規定である）は、少額随意契約（企業法施行令第21条の14第1項第1号）の場合以外の随意契約では一律に複数見積もりを徴収しないという望ましくない運用を容認するものであるから、見直すことが望ましい。例えば、戸田市契約規則では、次のように規定されており、参考になる。	△	上下水道事業部	上下水道事業政策課	174	H17	政策的な理由(高齢者の就職支援等)による一者随意契約についても、競争性を確保するため、2人以上の者から見積書入手することが望ましい(意見)。一者随意契約とは、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号から第7号の趣旨に照らして疑問であり、岐阜市上下水道事業部契約規程第29条第1項に従って、なるべく2人以上の者から見積書を徴収することが必要であったと考えられる。なお、平成16年11月の地方公営企業法施行令の改正により、高齢者の就業支援を行う団体から上下水道事業部管理規程で定める手続により役務の提供を受ける場合には随意契約を行うことができることとなったが、競争性を確保する観点からはなるべく2人以上の者から見積書を徴収することを検討することが望ましい。	H19	岐阜市全体の政策に基づいて設立された団体と民間業者を競争させることは望ましくないと考えている。	
170	指摘	措置状況は、将来、固定資産システムが整備されたら、転記ミスなどが防げるということを述べているにすぎず、それまでの間は、必ず照合を行うべきであった。「必ず行う必要がある」という監査の結果に対しては、それを行ってはじめて措置済みとすべきである。	○	上下水道事業部	上下水道事業政策課	175	H13	無形固定資産の施設利用権の台帳と決算書の金額が12年度決算で7,014千円不一致となっていました。決算時には管理用の補助台帳との照合を必ず行う必要があります。	H14	現在、固定資産システムの整備を進めており、これを利用することにより、指摘事項の転記ミスなどは防げるものと考えております。	
171	指摘	「適切な除却額の評価ができるような内容の記載が必要」という監査の結果だったのであるから、抽象的な努力表明ではなく、具体的な行動をとってから措置済みとすべきである。	○	上下水道事業部	上下水道事業政策課	176	H13	固定資産の一部除却において除却金額の算出根拠が明確になっていません。これは、固定資産取得時の台帳の記載が将来の除却等を考慮しないで行われていることによるものであり、適切な除却額の評価ができるような内容の記載が必要と考えます。	H14	どの部分が一部除却対象となるのか推測することは、非常に難しいところではありますが、できる限り適切な除却が可能となる資産計上に努めます。	
172	意見	固定資産取得時における台帳の記載方法について、将来、適切な除却額の評価ができるような記載方法に改め、除却金額の算出根拠が明確となるようにすることが望ましい。	△	上下水道事業部	上下水道事業政策課	176	H13	固定資産の一部除却において除却金額の算出根拠が明確になっていません。これは、固定資産取得時の台帳の記載が将来の除却等を考慮しないで行われていることによるものであり、適切な除却額の評価ができるような内容の記載が必要と考えます。	H14	どの部分が一部除却対象となるのか推測することは、非常に難しいところではありますが、できる限り適切な除却が可能となる資産計上に努めます。	
173	意見	監査の結果から5年も経過している。すみやかに滞納整理のためのマニュアルを整備し、滞納整理を実行することが望ましい。	○	上下水道事業部	営業課	176	H28	滞納整理のためのマニュアルは存在しない。限られた人員で効率よく債権の管理・徴収を行うため、マニュアルを整備することが望ましい。	R3	実施可能な滞納処分方法を検討しながら、『岐阜市債権管理及び回収に関する基本指針』に沿って、マニュアルの作成を継続していく。	
174	意見	人手がないことは正当な理由にはならないため、必要に応じて、支払督促等の訴訟手続を利用して債権回収を図ることが望ましい。	△	上下水道事業部	営業課	178	H28	給水停止では回収できない場合には、支払督促等の訴訟手続を利用し債権回収を図るべきである(指摘)。	R3	債権管理調整会議で策定した基本指針に基づいた債権回収については実施に至っていない。人的体制を含めて引き続き検討していく。	
175	指摘	一律に不納欠損処分するのではなく、収納可能な債権については、不納欠損処分をすることなく債権回収措置を講じるとともに、徴収停止の要件を充足する債権については、徴収停止を行い、その後不納欠損処分を行う運用にすべきである。	△	上下水道事業部	営業課	179	H28	一律に不納欠損処分するのではなく、収納可能な債権については、不納欠損処分をすることなく債権回収措置を講じるとともに、徴収停止の要件を充足する債権については、徴収停止を行い、その後不納欠損処分を行う運用に改めるべきである(指摘)。	R3	不納欠損処分及び回収を含めた債権管理の運用について、引き続き部内で検討中である。	
176	指摘	上記の監査の結果は、継続して取り組むべき課題の提示である。何年も先にまた同じ指摘を受けることもある。監査の結果を受けて行った意見交換やアンケート結果の資料は残しておくべきである。また、定期的に同じ取り組みを行い、適時に検討をし続けるべきである。	○	市民協働推進部	男女共生・生涯学習推進課	130	H24	類似の施設から提供されるサービスを把握し、施設規模等の見直しを行うことにより、経費の縮減・運営の合理化を図ることが望ましい。また、空き室について他の公共施設のために利用することが望ましい(意見)。コミュニティセンターにより提供されるサービスと、コミュニティセンターの類似施設等から提供される重複するサービスを把握することにより、過剰となっているサービスを把握し、これに見合った施設規模等の見直しを行うことが、経費の縮減・運営の合理化につながるものと考えられる。また、地域の需要に比し、過大な設備が整備されていることも利用率低迷の一因であると考えられる。この点、コミュニティセンターの空き室について、他の公共施設のために利用することになれば、空き室の縮減につながり、また、集約した他の公共施設のための建物等が不要となることから市全体での施設規模等の見直しにつながることもあり、維持更新コストを低く抑えることが可能となるものと考えられる。	H26	平成25年10月、26年3月に類似施設の所管部署と情報共有のための意見交換を行ったほか、平成25年8月に利用者へのアンケートを実施した。今後、それらの意見を踏まえ、経費の縮減、運営の合理化や、施設の有効活用のため空き室状況の情報共有に努めていく。	
177	指摘	新型コロナウイルスの影響もあるとはいえ、稼働率が良好とはいえない。公民館のところで述べたが、自治会連合会単位で整理すると、類似の利用がなされているものもあったり、同一の建物内にあったりするものもある。類似の機能を発揮している施設が、それぞれ設置されると、それぞれに指定管理者が置かれるなど、非効率的で、余計な費用がかかってしまうと考えられる。例えば、長岡市は、生涯学習、福祉健康、子ども若者支援、まちづくりをひとまとめにした地域のコミュニティ組織が運営するコミュニティセンターを開設している。地域コミュニティに関する施設を所管する部署が一堂に会し、施設の設置、運営のあり方について協議検討を行い、その経過資料を作成し保管すべきである。	○	市民協働推進部	男女共生・生涯学習推進課	130	H24	類似の施設から提供されるサービスを把握し、施設規模等の見直しを行うことにより、経費の縮減・運営の合理化を図ることが望ましい。また、空き室について他の公共施設のために利用することが望ましい(意見)。コミュニティセンターにより提供されるサービスと、コミュニティセンターの類似施設等から提供される重複するサービスを把握することにより、過剰となっているサービスを把握し、これに見合った施設規模等の見直しを行うことが、経費の縮減・運営の合理化につながるものと考えられる。また、地域の需要に比し、過大な設備が整備されていることも利用率低迷の一因であると考えられる。この点、コミュニティセンターの空き室について、他の公共施設のために利用することになれば、空き室の縮減につながり、また、集約した他の公共施設のための建物等が不要となることから市全体での施設規模等の見直しにつながることもあり、維持更新コストを低く抑えることが可能となるものと考えられる。	H26	平成25年10月、26年3月に類似施設の所管部署と情報共有のための意見交換を行ったほか、平成25年8月に利用者へのアンケートを実施した。今後、それらの意見を踏まえ、経費の縮減、運営の合理化や、施設の有効活用のため空き室状況の情報共有に努めていく。	

包括外部監査

措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

(結果欄の記載方法)

対 象	岐阜市の包括外部監査の結果に対する措置状況
監査実施年度	令和4年度
包括外部監査人	竹中 雅史
提 出 日(最新提出日)	令和5年7月31日

- 、△、×のいずれかを記入
- :措 置 済 措置を講じた(実施中含む)もの
- △:検 討 中 検討中のもの
- ×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したもの

令和5年7月末時点の措置状況 (既に措置済みのものも含む)

措置済	検討中	未実施決定済	合計
102	105	10	217

										<参考> ※令和4年度の監査は、過去の監査結果への措置状況がテーマであるため、以下に参考として、過去の内容を記載する。	
指摘及び意見	種別	措置状況(令和5年7月末)	結果欄	部	課	本欄頁	年度	過去の指摘・意見の内容	年度	過去の措置状況	
178	指摘	収支決算書は、補助交付団体が作成すべきものであって、市が作成し直す必要はなく、まちづくり協議会の負担を考慮したということであるが、無駄な事務である。しかも、それでも是正されていないのであるから、なおさらである。まちづくり協議会が作成しやすいように、フォーマットを作成し、記載の仕方を助言指導するなどして、個別具体的な費用の内訳が分かり、かつ、補助対象経費に該当することが明らかな収支決算書を提出させるべきである。	○	市民協働推進部	市民活動交流センター	56	H23	補助制度の適切な運用を図り、補助対象経費を明確にした上で、収支決算書上または添付資料で分権型協働コンパクトとの対応を明瞭に表示するべきである(意見)。 防犯・防災活動やイベント等の開催に要した費用は、分権型協働コンパクトによって定められた事業の目的を達成するために要する活動経費に該当するのであれば、補助対象経費とされるが、収支決算書上の費用項目と当該事業の目的を達成するために要する活動経費との対応関係が明確ではなく、また、その費用の内訳について交付要綱上明確に定義されていない。したがって、まちづくり協議会の役割を果たすために必要と考えられる運営費補助と、分権型協働コンパクトによって定められた新たな試みや各種団体を支援する事業費補助に区分をする等の補助制度の適切な運用を図り、補助対象経費を明確にした上で、収支決算書上または添付資料で分権型協働コンパクトとの対応を明瞭に表示するべきである(意見)。	R3	収支決算書の提出時に、出納簿及び個別の領収書等の書類を提出させて詳細に審査・確認を行っている。	
179	指摘	措置状況報告書にある、「その活動は、地域の特性を生かした創意工夫によりさまざまな態様があり、また年間を通じて多様な活動が恒常的に展開される。本補助金は、そうした社会的役割を担う地域コミュニティの維持及び活性化を含む地域活動全般に対する支援である」から、「補助対象経費から負担金、協賛金その他の収入を除いて補助金の額を算定する趣旨にはなじまない」の論理関係がまったく不明である。市が公金から補助金を交付するのであるから、その対象が社会的役割を担っているのは当然のことであり、本補助金に特別なことではない。補助金交付団体が得ている収入を考慮して補助金の額を算定している例は、いくつもある。補助金には必要性が求められるものであり、その必要性というのは、自主的な運営を補助する必要性であるから、補助金交付団体の資産、収入の状況を考慮するのは、むしろ大原則である。市が、本補助金について、補助金交付団体の繰越金や収入を考慮しないことが適切と判断するのであれば、その具体的な説得的理由を明示すべきである。なお、そもそも、まちづくり協議会の収入には、自治会連合会からの助成金(繰入金)が入っており、自治会連合会には別の補助金が交付されているという実態そのものが、是正される必要があると考える。	△	市民協働推進部	市民活動交流センター	59	R2	補助金として維持するのであれば、実施要綱において、補助金の額を、補助対象経費から負担金、協賛金その他の収入を除いた額を基準にして算定する定めを設けるべきであると言わざるを得ない。それがどうしても無理だというのがあれば、もはや補助金として維持することはできないので、負担金又は交付金に変更することが望ましい。負担金又は交付金に変更したとしても、公金の適切な支出となるような制度及び手続にし、審査しなければならないことは言うまでもない(意見)。	R3	地域活動は、住民福祉の向上を図る目的で、地域住民が協力して行うコミュニティ活動である。その活動は、地域の特性を生かした創意工夫によりさまざまな態様があり、また年間を通じて多様な活動が恒常的に展開される。本補助金は、そうした社会的役割を担う地域コミュニティの維持及び活性化を含む地域活動全般に対する支援であり、意見の「補助対象経費から負担金、協賛金その他の収入を除いて補助金の額を算定する」趣旨にはなじまない。負担金や交付金への見直しについては、将来的な都市内分権構想の推進とあわせて、全庁的・各分野にまたがる地域への補助金等の整理・一括化という方向性で検討するものである一方、都市内分権制度の進捗は、そこまでの成熟に至っておらず、検討時期を含め慎重に考えていく。	
180	指摘	「市民と行政の協働のもとに、防犯・防災、環境保全など社会や地域課題の解決に向けて取り組み、快適で魅力ある地域を実現する」という目的の補助金なのであるから、その活動や成果は、地域ごとに異なるべきである。措置状況にも、「各地域の活動には個性があり、象徴となる活動も異なっている状況がある。」「まちづくり協議会の事業計画記載の各事業が目的に適合して適切に評価していく。」と書かれている。まちづくり協議会ごとに、適切に評価したことのわかる記録を作成すべきである。	△	市民協働推進部	市民活動交流センター	60	H23	活動実績、成果を適切に評価した上で事務事業評価の実施及び本補助金の執行に当たることが望まれる(意見)。 確かに、まちづくり協議会は、快適で魅力ある地域を実現するために設置された協議会であり、住民自治基本条例第15項第2項のまちづくりに関する協議会に該当し、補助金という形で岐阜市の支援を受けることができるように見える。しかしながら、同項には「必要に応じて」という文言が記載されており、まちづくりに関する協議会に対し、無条件に支援が行われるわけではないと解される。したがって、住民自治基本条例第15条のみを根拠に補助金の評価を行うのではなく、地方自治法第232条の2における公益性を十分検討しなければならない。そのためには、まちづくり協議会の活動を明記した分権型協働コンパクトをもとにその活動実績、成果を適切に評価した上で、事務事業評価の実施及び本補助金の執行に当たることが必要である(意見)。	R3	本補助金は、地域のコミュニティの維持継続及び活動活性化を目的としているが、各地域の活動には個性があり、象徴となる活動も異なっている状況がある。本補助金の趣旨を踏まえて、まちづくり協議会の事業計画記載の各事業が目的に適合しているか、要綱に定める支出科目を踏まえた適正な支出であるかについて適切に評価していく。	
181	指摘	資源投入により算出した活動が「まちづくり協議会設立地区数」、もたらされた成果が「まちづくり協議会で実施される活動費」というのは、上記目的とまったく整合しておらず、明らかに不適切である。交付要綱で補助対象事業としている。まちづくり協議会が開催する総会その他市長が認める場合、まちづくり協議会の情報発信、協約によって定められた事業、まちづくり協議会の運営のそれぞれによって、交付目的がどのように達成されたのかを評価すべきである。	△	市民協働推進部	市民活動交流センター	60	H23	活動実績、成果を適切に評価した上で事務事業評価の実施及び本補助金の執行に当たることが望まれる(意見)。 確かに、まちづくり協議会は、快適で魅力ある地域を実現するために設置された協議会であり、住民自治基本条例第15項第2項のまちづくりに関する協議会に該当し、補助金という形で岐阜市の支援を受けることができるように見える。しかしながら、同項には「必要に応じて」という文言が記載されており、まちづくりに関する協議会に対し、無条件に支援が行われるわけではないと解される。したがって、住民自治基本条例第15条のみを根拠に補助金の評価を行うのではなく、地方自治法第232条の2における公益性を十分検討しなければならない。そのためには、まちづくり協議会の活動を明記した分権型協働コンパクトをもとにその活動実績、成果を適切に評価した上で、事務事業評価の実施及び本補助金の執行に当たることが必要である(意見)。	R3	本補助金は、地域のコミュニティの維持継続及び活動活性化を目的としているが、各地域の活動には個性があり、象徴となる活動も異なっている状況がある。本補助金の趣旨を踏まえて、まちづくり協議会の事業計画記載の各事業が目的に適合しているか、要綱に定める支出科目を踏まえた適正な支出であるかについて適切に評価していく。	
182	指摘	監査の結果は、自治会連合会に交付されている、「自治会連合会運営費補助金」、「地区敬老会運営費補助金(高齢福祉課)」、「新成人を祝い励ます会運営費補助金(社会・青少年教育課)の実績報告書の混同である。しかし、措置状況報告書は、「都市美化推進連絡協議会各支部から環境部に提出される決算書」、「自主防災隊から都市防災部に提出される決算書」と本補助金の決算書とを突合すると書かれており、そもそも答えになっていないし、すとと書いたこともしていない。市は、「自治会連合会運営費補助金」、「地区敬老会運営費補助金」、「新成人を祝い励ます会運営費補助金」と区別して補助金を交付している。そうである以上、「地区敬老会運営」や「新成人を祝い励ます会運営」に対する補助金収入が「自治会連合会運営」に係る収入に計上されるのは誤りであるし、「地区敬老会運営」や「新成人を祝い励ます会運営」に係る支出が「自治会連合会運営」に係る支出に計上されるのは誤りである。自治会連合会に対し、「自治会連合会運営」、「地区敬老会運営」、「新成人を祝い励ます会運営」にそれぞれ補助事業の会計を区別し、収支を混同させないよう、指導した上で、提出される実績報告書が誤っていないか確認すべきである。なお、後で述べるように、これらを統合して自治会連合会に交付するほうが、自治会連合会にとっても、市にとっても、事務の無駄が省けて効率的である。	○	市民協働推進部	市民活動交流センター	62	R2	自治会連合会に対しては、本補助金のほか、「地区敬老会運営費補助金(高齢福祉課)」、「新成人を祝い励ます会運営費補助金(社会・青少年教育課)を交付している。本補助金の実績報告書に添付されている収支決算書には、収入として、本補助金だけでなく、これらの補助金も計上され、これらの補助金の補助対象事業に関する支出が計上されていた。他方において、これらの補助金の実績報告書に添付されている収支決算書に、自治会連合会からの負担金収入が計上されているものがあつた。補助金の交付先から提出される収支決算書が正確なものであるかを確認すべきである(指摘)。	R3	すべての交付団体の都市美化推進連絡協議会各支部から環境部に提出される決算書、自主防災隊から都市防災部に提出される決算書と、当方に提出される決算書を突合し確認し、誤りがある場合は該当する団体に指導していく。また、その中から数団体を選び、決算書と領収書、通帳と突合し確認し、誤りがある場合は該当する団体に指導していく。	

包括外部監査

措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

(結果欄の記載方法)

対 象	岐阜市の包括外部監査の結果に対する措置状況
監査実施年度	令和4年度
包括外部監査人	竹中 雅史
提 出 日(最新提出日)	令和5年7月31日

- 、△、×のいずれかを記入
- :措 置 済 措置を講じた(実施中含む)もの
- △:検 討 中 検討中のもの
- ×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したもの

令和5年7月末時点の措置状況 (既に措置済みのものも含む)

措置済	検討中	未実施決定済	合計
102	105	10	217

<参考> ※令和4年度の監査は、過去の監査結果への措置状況がテーマであるため、以下に参考として、過去の内容を記載する。											
指摘及び意見	種別	措置状況(令和5年7月末)	結果欄	部	課	本欄頁	年度	過去の指摘・意見の内容	年度	過去の措置状況	
183	指摘	各地区での監査の際に、自治会連合会から提出された収支決算書と他の補助事業の決算書を突合し、金額の不一致、名称の誤り、収支の混同、記載漏れなどを確認した。誤りについては指導を行った。さらに令和6年度から地域コミュニティの中に積極的に関わることを目的とした専従職員の配置を予定しており、地域コミュニティの役員らとの信頼関係を構築する中で、まちづくり協議会補助金やその事業活動の整理、合理化に着手する。 なお、これらの取り組みを踏まえ、協働のまちづくり推進計画2023-2027期間中に整理を行い、次期計画策定時に、地域コミュニティの理想的なあり方の実現を目指す。	○	市民協働推進部	市民活動交流センター	63	R2	本補助金と同じく、市が自治会連合会の世帯数に応じて算出した額を交付するものとして、都市美化推進連絡協議会各支部に対する「都市美化推進事業補助金」(低炭素・資源循環課)、各自主防災隊に対する「自主防災組織活動事業補助金」(都市防災政策課)、各地域体育振興会に対する「地域体育振興事業補助金」(市民スポーツ課)が存在する。なお、各自主防災隊に対しては、一律の金額で「自主防災組織訓練事業補助金」も交付している。また、団員の数に応じて算出した額を交付するものであるが、各消防団に対して「岐阜市消防団分団維持運営費負担金」(消防総務課)も交付している。本補助金の実績報告書に添付されている収支決算書には、自治会連合会の収入として、これらの補助金が計上されているものや、これらの補助(負担)対象事業に関する支出が計上されているものがあつた。他方において、これらの補助金・負担金の実績報告書に添付されている収支決算書には、自治会連合会からの負担金収入が計上されているものがあつた。補助金・負担金の交付先から提出される収支決算書が正確なものであるかを確認すべきである(指摘)。	R3	提出される決算書を確認し、他団体の収入が計上されている場合など誤りがある場合は該当する団体に指導していく。	
184	指摘	自治会は地域コミュニティの代表として地域住民によって構成され、住民相互の関わりの中で福祉、防災、清掃等の様々な役割を担い、行政にとっても市政運営を行う上で重要なパートナーであるが、法的根拠を持たない任意団体である。本市では、市民協働の観点から、様々な地域課題の解決に向け住民が主体的に取り組む組織としての根拠を設けるため住民自治基本条例を定め、自治会をベースとして地域の各種団体や企業を含めたコミュニティを「まちづくり協議会」として位置付けるとともに、本補助金をまちづくり協議会の基本的活動の原資として約し、支援してきた。この経緯の中で他収入が見込まれる場合には団体活動の事業規模拡大に充てられており、また本市としても地域活動の活性化に資するものとして容認しているものである。但しコロナ禍を経て地域活動の停滞、縮小も見られることに加え、住民意識等から「まちづくり協議会」の設立を求めない地域もある中で、まちづくり協議会活動やあり方についても見直しが必要との認識を持っている。一方、まちづくり協議会設立後、各種地域活動に対する補助金や委託料を統合した一括交付金構想があつたが、地域活動の担い手不足が各地域の最大の懸念となる中で、節減な一括交付金の導入は、更なる地域への負担を強いることにならねばならず、慎重に進める必要がある。 このような中で、令和6年度から地域コミュニティの中に積極的に関わることを本務とした専従職員の配置を予定しており、地域コミュニティの役員らとの信頼関係を構築する中で、まちづくり協議会補助金やその事業活動の整理、合理化に着手する。 なお、これらの取り組みを踏まえ、協働のまちづくり推進計画2023-2027期間中に整理を行い、次期計画策定時に、地域コミュニティの理想的なあり方の実現を目指す。	△	市民協働推進部	市民活動交流センター	65	H13	同一団体に対して、各種の補助が行われているケースについて、統合して支出することを検討されてはどうかと考えます。 例えば、自治会連合会および自治会に対する補助金は、市長室から自治会連合会運営費補助金、総合企画部から都市美化推進連絡協議会補助金、消防本部の自主防災組織及び市民消防隊補助金、防災訓練補助金、教育委員会事務局の新成人を祝い励ます会運営補助金、岐阜市自治公民館連絡協議会運営費補助金、地域体育振興会運営費補助金等がありますが、それぞれが少額の運営費補助金であり、補助金交付にあたっての申請書、内部決裁、実績報告書の徴収、交付決定通知等のそれぞれの事務処理負担軽減のために検討されてはどうかと考えます。	R3	自治会は、住民自治基本条例で位置付けがなされ、また条例で岐阜市が支援することが規定されており、地域における課題の解決や安全・安心な環境を築く重要な役割を担っており、自治会により組織される自治会連合会は極めて公益性が高い団体である。本市の主要な施策を進めるためには、重要な団体であるので、今後も事業補助に切り替えるべきではなく、団体育成補助として行っていく。	
185	指摘	平成13年度の監査の結果において交付要綱を作成するよう指摘され、平成23年度の監査の結果において再び指摘され、ようやく交付要綱が作成されたが、補助対象経費を定めていなかったため、令和2年の監査の結果において指摘されたが、交付要綱に補助対象経費は定められていない。補助対象経費は、要領ではなく、交付要綱に定めるべきである。	○	市民協働推進部	市民活動交流センター	69	H13	補助金交付の根拠となる交付要綱がなく、ほぼ前年と同額の補助金が支出されているケースが見受けられます。補助金の算定基礎及び補助対象等を明確にするため、交付要綱の整備について見当する必要があると見受けられます。	R3	執行状況を把握し、具体的な費用について要綱を作成することを含め検討していく。	
186	指摘	自治会連絡協議会の活動としては、会議、他の大会への参加、研修会の実施、自治会長大会の実施(記念品授与)、ホームページの運営、自治会百科事典の作成などである。自治会連合会会長が集まってこのような活動を行うことについて、どのような必要性があるのか、それよりどのような成果が得られているのか、その経費のほとんどを補助している(実質委託のよう)ことは適切といえるのか、各々の活動ごとに、検討し、その検討内容及び結果を記録に残しておくべきである。	△	市民協働推進部	市民活動交流センター	70	H13	補助金算定根拠が明確ではなく、前年同額の補助金となっています。又、協議会の収支については、収入の90%が岐阜市からの補助金となっており、検討が必要と考えます。	H24	自治会は、住民自治基本条例で位置付けがなされ、また条例で岐阜市が支援することが規定されており、地域における課題の解決や安全・安心な環境を築く重要な役割を担っており、自治会連合会の会長で組織されている岐阜市自治会連絡協議会は、極めて公益性が高い団体である。本市の主要な施策を行うためには、重要な団体であるため、今後も事業補助に切り替えるべきではなく、団体育成補助として行っていく。また、具体的な費用については、要領等を作成することを含め検討していく。	
187	指摘	今後、同様の事例があつた場合には、適切に対応する。 なお、各公民館の利用状況及び収支状況については、平成29年度より市ホームページ「岐阜市公共施設カルテ」のページにおいて公開されている。	○	市民協働推進部	市民活動交流センター	118	H24	各公民館のコストの把握について、更新の検討に利用するため、各公民館の総コストを把握すべきである(指摘)。 費用対効果が高い公民館から優先的に更新することが適切である。そのためには、公民館ごとの費用及び効果を測定するため、公民館の利用状況のみならず公民館運営のコストも把握する必要がある。その場合は、設備投資に係る費用である減価償却費やその他の関連経費を含めた総コストで把握することが必要である(指摘)。 また、現在、公民館の収支状況や利用状況について情報公開がされていない。今後の公民館のあり方や、整理統合等に関する問題を、市民が判断するためにも、各公民館の収支状況等について開示していくことが必要である(指摘)。	H26	現公民館の耐用年数を概ね50年又は60年とした場合において改築が必要となる公民館及び近年の改築実績を踏まえた概算コストについて整理した。今後、これを踏まえ、単年度あたりの財政負担の平準化に留意し、さらに学校との合築なども含めて、計画的で効率的かつ効果的な改築の実施に資する。	
188	指摘	今後、同様の事例があつた場合には、適切に対応する。 なお、各公民館の利用状況及び収支状況については、平成29年度より市ホームページ「岐阜市公共施設カルテ」のページにおいて公開されている。	○	市民協働推進部	市民活動交流センター	118	H24	各公民館のコストの把握について、更新の検討に利用するため、各公民館の総コストを把握すべきである(指摘)。 費用対効果が高い公民館から優先的に更新することが適切である。そのためには、公民館ごとの費用及び効果を測定するため、公民館の利用状況のみならず公民館運営のコストも把握する必要がある。その場合は、設備投資に係る費用である減価償却費やその他の関連経費を含めた総コストで把握することが必要である(指摘)。 また、現在、公民館の収支状況や利用状況について情報公開がされていない。今後の公民館のあり方や、整理統合等に関する問題を、市民が判断するためにも、各公民館の収支状況等について開示していくことが必要である(指摘)。	H26	現公民館の耐用年数を概ね50年又は60年とした場合において改築が必要となる公民館及び近年の改築実績を踏まえた概算コストについて整理した。今後、これを踏まえ、単年度あたりの財政負担の平準化に留意し、さらに学校との合築なども含めて、計画的で効率的かつ効果的な改築の実施に資する。	

包括外部監査

措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

(結果欄の記載方法)

対 象	岐阜市の包括外部監査の結果に対する措置状況
監査実施年度	令和4年度
包括外部監査人	竹中 雅史
提 出 日(最新提出日)	令和5年7月31日

- 、△、×のいずれかを記入
- :措 置 済 措置を講じた(実施中含む)もの
- △:検 討 中 検討中のもの
- ×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したものを

令和5年7月末時点の措置状況 (既に措置済みのものも含む)

措置済	検討中	未実施決定済	合計
102	105	10	217

										<参考> ※令和4年度の監査は、過去の監査結果への措置状況がテーマであるため、以下に参考として、過去の内容を記載する。	
指摘及び意見	種別	措置状況(令和5年7月末)	結果欄	部	課	本欄頁	年度	過去の指摘・意見の内容	年度	過去の措置状況	
189	指摘	施設建替えに際しては、現施設の耐震強度や土砂災害時の危険度を考慮、また公民館単独の更新は他の公共施設との合築建替えよりも明らかに有利となる場合を除いて行わず、更なる延命改修とする方針である。なお、延命改修に際しては、単に建築年次にとどまらず、実際の傷み具合やその維持に伴う運営コスト、利用者の高齢化に伴うリフォームや2階建て公民館への昇降機等設置要望を踏まえ、令和6年度中に見直す。	△	市民協働推進部	市民活動交流センター	118	H24	各公民館のコストの把握について、更新の検討に利用するため、各公民館の総コストを把握すべきである(指摘)。費用対効果が高い公民館から優先的に更新することが適切である。そのためには、公民館ごとの費用及び効果を測定するため、公民館の利用状況のみならず公民館運営のコストも把握する必要がある。その場合は、設備投資に係る費用である減価償却費やその他の関連経費を含めた総コストで把握することが必要である。したがって、公民館ごとの支出のみならず、減価償却等を含めた総コストを把握することが必要である(指摘)。また、現在、公民館の収支状況や利用状況について情報公開がされていない。今後の公民館のあり方や、整理統合等に関する問題を、市民が判断するためにも、各公民館の収支状況等について開示していくことが必要である(指摘)。	H26	現公民館の耐用年数を概ね50年又は60年とした場合において改築が必要となる公民館及び近年の改築実績を踏まえた概算コストについて整理した。今後、これを踏まえ、単年度あたりの財政負担の平準化に留意し、さらに学校との合築なども含めて、計画的で効率的かつ効果的な改築の実施に資する。	
190	指摘	「社会教育施設としての意義や本市の特性等」というだけでは、監査の結果で提示された問題意識に対して答えられない。「将来、現行の公民館制度の見直し等の必要が生じれば」と書かれているが、監査の結果では、見直しの必要が生じているとされている。監査の結果で提示された問題意識に対して、どのように検討し、どのような根拠で結論を導き出したのかを明らかにした記録を作成すべきである。	△	市民協働推進部	市民活動交流センター	121	H24	使用料減免制度のあり方について検討することが望ましい(意見)。公民館登録団体として登録されたクラブ・サークルの活動であることをもって、全額免除することは、「使用料算定基準」の原則的な扱いに沿わない可能性がある。公民館登録団体は10名以上という定めがあることから、公民館利用者の1人当たりの1回の使用料は最大で130円と少額であること、公民館と同様の目的で使用されているコミュニティセンターの使用料は減免されていないが利用率は公民館よりも高いことから、使用料を減免することによって公民館の利用率が大きく向上しているとは考えにくい。使用料を減免する効果がないのであれば、受益者負担の原則の例外とする必要がないと考えられるため、使用料の免除のあり方について検討することが必要であると考える(意見)。	H30	公民館の今後のあり方については、社会教育施設としての意義や本市の特性等をかんがみ、当面現行制度を維持しつつ、地域コミュニティ拠点として地域との更なる連携強化を図っていくの方針を、関係部局と協議の上で決定した。将来、現行の公民館制度の見直し等の必要が生じれば、料金体系を含めた管理体制のあり方をあらためて検討する。	
191	指摘	柳津公民館の使用料についても、監査の結果に従い、他の公民館と同様にするよう見直すべきである。	△	市民協働推進部	市民活動交流センター	122	H24	柳津公民館の使用料及び減免の取り扱いについて、他の公民館における取り扱いとの調整を図るべきである(指摘)。	H28	柳津公民館に係る減免制度の取扱いについては、合併調整期間満了を機に、平成28年度から他の公民館と同様とするよう制度運用の見直しを行った。	
192	指摘	措置状況報告書は、地区の人口規模に応じるとする内規に基づくとするだけで、監査の結果には応えていない。監査の結果は、それを前提に、人口だけにとられず、具体的な利用状況、類似の利用がなされている公共施設と併せて、更新計画を検討する必要を述べているのである。しかし、市は、岐阜市公共施設等総合管理計画からも明らかとなるように、施設類型ごとに方針を立てており、類似の機能を持っている施設を横断的に検討することをしていない。監査の結果に従い、公民館と類似の機能を持っている施設を横断的に分析、検討した上で、改修計画を見直すべきである。	△	市民協働推進部	市民活動交流センター	123	H24	公民館の規模について、利用状況に鑑みれば、必ずしも公民館を現在の規模で更新する必要はない公民館もあるため、他の公共施設の空き室を利用する等といった対応により、更新コストの縮減に努めることが望ましい(意見)。公民館が低利用となった原因となっている下記の3つの理由により、必ずしも公民館を現在の規模で更新する必要はないものと考えられ、改築ではなく、他の既存の公共施設の空き室を利用する等といった対応により、更新投資額の縮減に努めることが必要な処置であると考えられる(意見)。①コミュニティセンターとの間で、利用にあたっての連携をとることにより、サービスの重複が解消されれば、公民館について現在の規模での運営が必要ではないところも出てくるものと考えられる。②公民館の周辺に小学校等、生涯学習や会合のために利用、代替できる施設が存在するならば、公民館は現在の規模で更新する必要はないものと考えられる。③地区人口が少ないとしても、人口に見合った規模の施設であれば、低利用率という状況は生じないものと考えられるため、更新にあたっては規模に配慮することや、近隣の公民館との統合も考慮すべき事項と考えられる。	H25	公民館を改築するにあたっては、公民館が所在する地区の人口を基本として算定した基準を内規で定めていることから、これに基づいて改築後の公民館の面積を設定することになる。また、改築にあたっては、財政状況を勘案し、実効性や効率性等にも留意した上で学校との合築などの手法も採り入れている。	
193	指摘	公民館をコミュニティセンターに移行する取組みは、全国各地で行われている。公民館は災害時の避難所としての利用価値があるとのことであるが、そうであるならば、なおさらコミュニティセンター化するほうが望ましいということになる。類似の機能を発揮している施設が、それぞれ設置されると、それぞれに指定管理者が置かれるなど、非効率的で、余計な費用がかかってしまうと考えられる。例えば、長岡市は、生涯学習、福祉健康、子ども若者支援、まちづくりをひとまとめた地域コミュニティ組織が運営するコミュニティセンターを開設している。地域コミュニティに関する施設を所管する部署が一室に会し、施設の設置、運営のあり方について協議検討を行い、その経過資料を作成し保管すべきである。	△	市民協働推進部	市民活動交流センター	123	H24	公民館の規模について、利用状況に鑑みれば、必ずしも公民館を現在の規模で更新する必要はない公民館もあるため、他の公共施設の空き室を利用する等といった対応により、更新コストの縮減に努めることが望ましい(意見)。公民館が低利用となった原因となっている下記の3つの理由により、必ずしも公民館を現在の規模で更新する必要はないものと考えられ、改築ではなく、他の既存の公共施設の空き室を利用する等といった対応により、更新投資額の縮減に努めることが必要な処置であると考えられる(意見)。①コミュニティセンターとの間で、利用にあたっての連携をとることにより、サービスの重複が解消されれば、公民館について現在の規模での運営が必要ではないところも出てくるものと考えられる。②公民館の周辺に小学校等、生涯学習や会合のために利用、代替できる施設が存在するならば、公民館は現在の規模で更新する必要はないものと考えられる。③地区人口が少ないとしても、人口に見合った規模の施設であれば、低利用率という状況は生じないものと考えられるため、更新にあたっては規模に配慮することや、近隣の公民館との統合も考慮すべき事項と考えられる。	H25	公民館を改築するにあたっては、公民館が所在する地区の人口を基本として算定した基準を内規で定めていることから、これに基づいて改築後の公民館の面積を設定することになる。また、改築にあたっては、財政状況を勘案し、実効性や効率性等にも留意した上で学校との合築などの手法も採り入れている。	
194	指摘	備品台帳の一斉点検をして把握することが望ましいとの意見に対して、登録確認を行うよう通知したというだけでは、措置済ではない。備品台帳の一斉点検をもって初めて、措置済とすべきである。各学校による突合とその結果報告をもって備品台帳の一斉点検とするのであれば、各学校からの報告が形式的なものに留まることなく、教育委員会が備品台帳の一斉点検を行ったのと同じ効果を有する程度に実質的なものにすべきである。	△	教育委員会	教育政策課	107	R1	市が主導になって、備品台帳の一斉点検をして、どのくらいの物品が所在不明なのかを把握することが望ましい(意見)。	R2	各学校(園)に改めて、備品台帳への登録確認を行うよう通知した。	

包括外部監査

措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

(結果欄の記載方法)

対 象	岐阜市の包括外部監査の結果に対する措置状況
監査実施年度	令和4年度
包括外部監査人	竹中 雅史
提 出 日(最新提出日)	令和5年7月31日

- 、△、×のいずれかを記入
- :措 置 済 措置を講じた(実施中含む)もの
- △:検 討 中 検討中のもの
- ×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したもの

令和5年7月末時点の措置状況 (既に措置済みのものも含む)

措置済	検討中	未実施決定済	合計
102	105	10	217

<参考> ※令和4年度の監査は、過去の監査結果への措置状況がテーマであるため、以下に参考として、過去の内容を記載する。											
指摘及び意見	種別	措置状況(令和5年7月末)	結果欄	部	課	本欄頁	年度	過去の指摘・意見の内容	年度	過去の措置状況	
195	指摘	令和3年度から令和4年度にかけて実施した学校運営協議会での意見交換会の結果のとりまとめが完了している。魅力ある学びの場づくりに向けて検討中であり、その際、過程を記録している。今後、同様の事例があった場合には、適切に対応する。	○	教育委員会	教育政策課	108	R1	市では、学校規模の適正化・適正配置の検討については、平成17年8月以来、追加的な検討はなされていない。一方、公共施設等総合管理計画において、平成29年から30年間ににおける小中学校の施設の更新及び修繕等に係る費用は合計約2.152億円と試算しているが、これは単年の一般会計予算額を大きく超えるものである。学校規模の適正化・適正配置は、教育の質をどう高めるかという視点で検討されるものであるが、市の将来の財政面の検討も考慮した形で検討されたい(意見)。	R2	学校形態のあり方に加えて、財政面の検討も含めた学校規模の適正化・適正配置を行っていく。	
196	指摘	「ふるさと大好き鶴岡事業」を実施した学校の該当学年や教職員に対してアンケート調査を実施して成果をまとめ、数値的な検証ができるようにする。また、令和5年度からの新規事業である『ぎふMIRAI's』における学習につなぎながら、岐阜市の誇りである鶴岡への興味・関心をさらに高め、理解が深まるよう、市教育委員会主催の研修において学校間の具体的な実践事例の交流を行っていく。	△	教育委員会	学校指導課	91	R2	「小学生に鶴岡観覧を体験させる」という手段と「ふるさとを理解し、愛する心を養う」という交付目的に照らし、補助目的を踏まえた費用対効果を検証し、その検証結果に基づき補助効果が高いと判断できるかどうか、その効果の程度を評価し、現在の補助金の妥当性を判断し、その記録を残すべきである(指摘)。	R3	令和4年度より、教育委員会から費用の一部を鶴岡観覧船事務所に直接支払う方法に改めた。	
197	指摘	市は、監査の結果でいうところの後者を選択したということである。そうであれば、同和問題に関する偏見・差別を解消する目的で活動する団体の事業を補助することを明らかにした補助金の名称や目的を交付要綱に定めるべきである。それをしないというのであれば、しないことが適切といえるだけの合理的な理由を記載すべきである。なお、措置状況に記載されているのは、補助の目的を述べているにすぎず、未実施決定の理由になっていない(監査の結果でも、補助の目的を否定しているわけではない)。	○	教育委員会	学校指導課	92	R2	交付要綱にある「小中学校における人権教育を地域ぐるみで推進する」という目的で補助金を交付するのであれば、全ての学校と地域を対象とした、広く人権教育を推進する事業を補助する補助金にすべきである。同和問題に関する偏見・差別を解消する目的で活動する団体の事業を補助するのであれば、それを明らかにした補助金の名称や目的を交付要綱に定めるべきである(指摘)。	R3	本事業は同和問題に関する偏見・差別を解消するための取組を推進することを目的としている。対象校は特別政策の対象となる、市内2地域の差別や偏見の解消を目指し、人権教育に取り組んでおり、これを補助し推進している。なお、広く人権教育を推進することについては、ブロック別学校人権教育研究会で実施している。	
198	指摘	令和5年4月の担当者説明会において、事業の目的と補助対象となる事業を交付要綱に基づいて改めて確認し、市民が納得できるような事業を実施することを共通理解した。今後、各学校から計画書が提出される段階で、事業趣旨に合致しない場合は計画を見直すよう指導する。	○	教育委員会	学校指導課	93	R2	学習支援(定期テストの勉強)、ロシア音楽コンサートは、上記の補助対象事業には該当しないのではないかとと思われる。LGBTの講演会は、一般的な意味での人権教育に該当するが、本補助金における人権教育は、上記のとおり、同和問題に関する偏見・差別を解消することを目的としているため、やはり上記の補助対象事業には該当しないと思われる。交付要綱で定めた補助対象事業のみ補助金を交付すべきである(指摘)。	R3	実施事業は、幅広く人権教育を進めることにより、同和問題の解消を図っていると認識している。年度当初に補助対象事業について、交付要綱に基づいて再度確認した。	
199	指摘	令和5年4月の担当者説明会において、支出内容や使用目的が明確になる報告書を作成するよう指導した。今後、適正に執行できるように継続して指導を行うとともに、提出される報告書について見届け、指導を行う。	○	教育委員会	学校指導課	94	R2	交付要綱では、補助対象経費は、対象事業にかかると「講師謝金、消耗品その他の市長が必要と認めた経費」とされてる。令和元年度決算報告書によれば、870,000円の補助金のうち、消耗品費が合計315,514円であるところ、その内訳は「DVD、用紙代」、「信号変換コンバーター、ファイル等」、「記録用ビデオ、記録用カメラ、SDHCカード」、「用紙、インク、記念品代等」とされているのみで、使用目的の詳細が不明であった。支出の内訳と使用目的が明確になる報告書を提出させることが望ましい(意見)。	R3	報告書の作成について、詳細に記載するよう依頼をした。	
200	指摘	市によれば、委託元には採用条件があり、それにより質の担保に資すると考えられるとのことであるが、それは、派遣登録における質の担保を述べているにすぎず、個別の採用で質の担保ができることは両立するものであり、個別の採用で質の担保が難しいことの根拠にはならない。ALTに欠員が生じた場合でもバックアップ体制があることも述べられていたが、それも派遣登録のメリットを述べているに過ぎない。個別採用だとALTが途中で退職した場合の補充が難しいということはあるかもしれないが、監査の結果は、直接雇用枠「も」設けることが望ましいというものであって、派遣登録から直接雇用に切り替えることを求めているものではない。派遣登録と直接雇用枠を併用しないのであれば、派遣登録のメリットではなく、併用しないほうが適切であるといえるだけの合理的な理由を明らかにすべきである。	×	教育委員会	学校指導課	101	R1	個人がALTを希望する場合、委託元への登録のうえ派遣という形式のみになるとのことであるが、直接交渉の場合、より低い費用で雇用できる可能性も考えられることから、一律に委託のみとはせず、市の直接雇用枠も設けることが望ましい(意見)。	R2	平成30年度末に令和元年度からの3年間の派遣業務委託に係るプロポーザルを行ったため、契約期間中である現在、ALTを直接雇用する措置は講じることができていない。直接雇用により、費用を軽減できるかもしれないが、個別の採用でALTの質を担保することが難しいだけでなく、ALTが途中で退職した場合の補充が難しく直接雇用のリスクが大きいため、今後も市の直接雇用によるALT派遣は難しいと考える。	
201	指摘	不登校対策のマニュアルを改訂していくという意思表示だけで措置済にすべきではない。しかも、県の出版物ということなら、なぜ「改訂していく」と述べて措置済にしたのであろうか。改訂するなら、改訂してから措置済とすべきであり、検討中ならば検討中とすべきであり、改訂しないなら、その合理的な理由を明記した上で、未実施決定とすべきである。	○	教育委員会	学校安全支援課	102	R1	不登校児童・生徒の状況が複雑化し、新たな問題が発生してきていると考えられる。しかし、市は不登校対策のマニュアルとして「不登校対策の手引き心のキャッチボール改訂版平成19年3月」を活用しているのみで、平成19年3月以降にマニュアルの改訂が行われている様子はなかった。たしかに、当該マニュアルは説明が丁寧であり、不登校児童・生徒に対する接し方についても詳細に分析、対応が記載された優れたマニュアルである。しかし、当該マニュアルが平成19年3月以降更新を行っていないことで、新たな事例への対応が遅れてしまうことや、対応が不適切になる可能性がある。そのため、市においては、昨今の不登校児童・生徒の問題点について、情報を刷新したマニュアルの改訂版を作成することが望ましい(意見)。	R2	不登校児童生徒数が増加を続けていること、その態様も多様であることから、状況に応じて適宜内容を改訂していく。	

包括外部監査

措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

(結果欄の記載方法)

対 象	岐阜市の包括外部監査の結果に対する措置状況
監査実施年度	令和4年度
包括外部監査人	竹中 雅史
提 出 日(最新提出日)	令和5年7月31日

- 、△、×のいずれかを記入
- :措 置 済 措置を講じた(実施中含む)もの
- △:検 討 中 検討中のもの
- ×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したもの

令和5年7月末時点の措置状況 (既に措置済みのものも含む)

措置済	検討中	未実施決定済	合計
102	105	10	217

										<参考> ※令和4年度の監査は、過去の監査結果への措置状況がテーマであるため、以下に参考として、過去の内容を記載する。		
指摘及び意見	種別	措置状況(令和5年7月末)	結果欄	部	課	本欄頁	年度	過去の指摘・意見の内容	年度	過去の措置状況		
202	意見	不登校児童生徒の状況は様々であるため、国の方針やガイドラインに基づいた岐阜市の方針を示すとともに、教育相談担当等、不登校児童生徒の対応に直接関わる職員を中心に、外部の専門家による医学的見地や識見を活用したアセスメント方法について学ぶ研修を充実させている。そうした研修を受けた担当者が、配付資料を活用して校内研修を行うことで全職員に周知し、その共通認識をもってマニュアルとし、不登校対策に取り組んでいく。	○	教育委員会	学校安全支援課	102	R1	不登校児童・生徒の状況が複雑化し、新たな問題が発生してきていると考えられる。しかし、市は不登校対策のマニュアルとして「不登校対策の手引き心のキャッチボール改訂版平成19年3月」を活用しているのみで、平成19年3月以降にマニュアルの改訂が行われている様子はなかった。たしかに、当該マニュアルは説明が丁寧であり、不登校児童・生徒に対する接し方についても詳細に分析、対応が記載された優れたマニュアルである。しかし、当該マニュアルが平成19年3月以降更新を行っていないことで、新たな事例への対応が遅れてしまうことや、対応が不適切になる可能性がある。そのため、市においては、昨今の不登校児童・生徒の問題点について、情報を刷新したマニュアルの改訂版を作成することが望ましい(意見)。	R2	不登校児童生徒数が増加を続けていること、その態様も多様であることから、状況に応じて適宜内容を改訂していく。		
203	指摘	給食費にかかると収入金調書と支出金調書について、学校訪問において全ての学校で作成されていることを確認した。引き続き、諸帳簿(収入金調書、支出金調書、会計簿)と通帳との突合を管理職が行うことを指導し、確認していく。	○	教育委員会	学校指導課	106	R1	給食費の収入金調書及び決算報告書を作成していない学校があった。これについても、給食費が私費であることを改めて認識し、収入金調書及び決算報告書を作成すべきである(指摘)。	R2	7月の事務職研修会において、事務職員に全ての収入金において収入金調書を作成すること、収入金調書と支出金調書を出納簿と突合を管理職がすることを指導した。(給食費の決算報告は「学校給食会」が行うものであるため各学校で作成するものではない。)		
204	指摘	学校訪問において、現金の受払管理が適正に行われているかについて、諸帳簿(収入金調書、支出金調書、会計簿)と通帳の記録を確認した。一時的に現金保管をしている事実があった学校については、その理由を確認し、適切に受け払いができていないことを確認したうえで、横領や紛失の危険があることを指導した。	○	教育委員会	学校指導課	106	R1	受払記録なく現金のみを保管していると、当該販売に関係のない支出に使用したとしても検証することができず、横領等の現金となる可能性がある。したがって、通帳等を作成するとともに、入手金の受払管理を行う必要がある(指摘)。	R2	支出金調書及び収入金調書とともに、通帳及び印鑑の管理を徹底するよう、今後も、指摘4の再発防止策として管理訪問を通じて指導を継続していく。		
205	指摘	令和5年度初めの学校図書館担当者研修及び学校司書研修において、図書廃棄に関する記録を残すように指導した。学校指導課が行っている管理訪問の際に使用する「チェックリスト」にも記載しており、訪問の際には現物にて確認を行っている。	○	教育委員会	学校指導課	107	R1	廃棄リストを作成するまでの過程や最終的な意見交換等の廃棄決定過程の記録が乏しいため、どのような判断で廃棄に至ったかを会議録として残すことが望ましい(意見)。	R2	「図書廃棄委員会」の設置と、廃棄規準のどのような観点から廃棄決定に至ったかを記録として残すよう指導した。		
206	意見	令和5年度初めの学校図書館担当者研修及び学校司書研修において、図書の廃棄に関する記録を残すように指導した。学校指導課が行っている管理訪問の際に使用する「チェックリスト」にも記載しており、訪問の際には現物にて確認を行っている。	○	教育委員会	学校指導課	107	R1	廃棄リストを作成するまでの過程や最終的な意見交換等の廃棄決定過程の記録が乏しいため、どのような判断で廃棄に至ったかを会議録として残すことが望ましい(意見)。	R2	「図書廃棄委員会」の設置と、廃棄規準のどのような観点から廃棄決定に至ったかを記録として残すよう指導した。		
207	指摘	令和4年度から配置している主任いじめ対策監を中心に、いじめ対策監、校長以下、学校管理職に対し直接、認知のあり方、報告書作成の目的と方法、提出について指導している。また、いじめ対策監研修会において、いじめ対策監にも、毎年、認知のあり方、報告書作成の目的と方法、提出について指導したり、不十分な学校については、担当者より個別に指導している。	○	教育委員会	学校安全支援課	103	R1	市は、各学校に対して、各期末にどのようないじめがあり、どのように対応しているかを、所定の報告書様式を使用して報告、提出することを義務付けている。そして、市は、各学校から提出された報告書に基づき、いじめの認知件数を把握しているところである。令和元年7月に、市立中学校に在籍する3年生の男子生徒(以下、「本生徒」とする)が転落死をした事案が発生した。本事案はいじめが強く疑われることから、いじめ防止対策推進法に規定する重大事態として、「岐阜市教育委員会いじめ問題対策委員会(以下、「第三者委員会」とする。)」が教育委員会の諮問に応じ調査を行った結果、本生徒へ明確にいじめと認定した事案が34件報告されている。このことから、市では所定の報告書様式を整備し、報告及び提出することを義務付けていたものの、十分には機能していなかったと言わざるを得ず、今後、第三者委員会の調査報告書にしたがい、適切に運用するよう指導を徹底されたい(意見)。	R2	新たな報告書様式を整え、いじめ(疑いも含む)事案について、認知後2時間以内に市教委へ報告するようになった。市教委報告後は、学校指導課内及び教育政策課管理監と速やかに共有し、必要に応じて学校へ指示をする体制を構築した。		
208	意見	いじめ対策監研修会の資料をいじめ対策監のタブレット端末に配信し、それを利用して、校内においていじめ対策監が研修を行い、全職員に周知しているため、それがマニュアルとなっている。また、各学校において、学校安全支援課が示したひな型をもとにして、学校いじめ防止基本方針(対応マニュアル含む)を毎年見直ししており、この基本方針は校内の全職員に配付され、年度当初に周知が図られた。当面は事例集の蓄積に加え、主任いじめ対策監によるブロック別研修会や学校訪問での指導により、いじめ事案に対する対応力の一層の充実を図っていく。	○	教育委員会	学校安全支援課	104	R1	市は、いじめが認知された場合に参照する文書はあるものの、マニュアルとして策定されていない状況である。当該行為を「いじめ」と認定してよいのか、また「いじめ」として対応した方がよいのか、現場の教員が迷うケースが考えられる。いじめと認知されたとしても、教育委員会のフローチャートに従えば、情報共有段階の時点で、「必要に応じて校長まで各自報告」としか書かれておらず、どのような事案で、だれが主体となって校長に報告をするかが書かれていない。そうすると、いじめが認知されたとしても、放置される可能性がある。本案件のような重大事態の発生を予防するためにも、教育委員会は、第三者委員会の調査報告書の提言にしたがい、どの行為が「いじめ」に該当するか、認知されたいじめにどのように対処すればよいかなどを具体的に検討するとともに、教職員へ周知徹底するためにもマニュアルとして再整備するよう検討されたい(意見)。	R2	いじめ未然防止を含むいじめに係る対応に専任する「いじめ対策監」を、全市立学校に配置した。また、いじめ対策監の活動支援及びスキルアップのために年間11回の研修を実施する。いじめ対策監が講師となって校内研修を実施したり、児童生徒や保護者、地域の方を対象にしたいじめに係る研修を実施する。いじめの対応マニュアルについては、各学校で策定しているいじめに対する基本方針の見直し、充実化を図ることで、マニュアルとしての機能を持たせている。		
209	意見	年度末の3月に基本方針及びマニュアルの見直しについて、分かりやすさも視点として検討し訂正したものを各学校に発出した。そして、各学校から提出されたものを点検し、表現等が分かりにくい点について指導をした。完成した基本方針は教職員一人一人に配付され、いじめ対策監が年度当初に大切なポイントについて職員会議や打ち合わせ等で周知をした。その際、大切なポイントについてはマーカーで印をつけ、いじめの防止活動を仕組んだり、いじめの対応を行ったりする際の指標として活用した。より実効性のある基本方針となるよう、毎年の見直しは今後も継続していく。	○	教育委員会	学校安全支援課	104	R1	市は、いじめが認知された場合に参照する文書はあるものの、マニュアルとして策定されていない状況である。当該行為を「いじめ」と認定してよいのか、また「いじめ」として対応した方がよいのか、現場の教員が迷うケースが考えられる。いじめと認知されたとしても、教育委員会のフローチャートに従えば、情報共有段階の時点で、「必要に応じて校長まで各自報告」としか書かれておらず、どのような事案で、だれが主体となって校長に報告をするかが書かれていない。そうすると、いじめが認知されたとしても、放置される可能性がある。本案件のような重大事態の発生を予防するためにも、教育委員会は、第三者委員会の調査報告書の提言にしたがい、どの行為が「いじめ」に該当するか、認知されたいじめにどのように対処すればよいかなどを具体的に検討するとともに、教職員へ周知徹底するためにもマニュアルとして再整備するよう検討されたい(意見)。	R2	いじめ未然防止を含むいじめに係る対応に専任する「いじめ対策監」を、全市立学校に配置した。また、いじめ対策監の活動支援及びスキルアップのために年間11回の研修を実施する。いじめ対策監が講師となって校内研修を実施したり、児童生徒や保護者、地域の方を対象にしたいじめに係る研修を実施する。いじめの対応マニュアルについては、各学校で策定しているいじめに対する基本方針の見直し、充実化を図ることで、マニュアルとしての機能を持たせている。		

包括外部監査

措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

(結果欄の記載方法)

対 象	岐阜市の包括外部監査の結果に対する措置状況
監査実施年度	令和4年度
包括外部監査人	竹中 雅史
提 出 日(最新提出日)	令和5年7月31日

- 、△、×のいずれかを記入
- :措 置 済 措置を講じた(実施中含む)もの
- △:検 討 中 検討中のもの
- ×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したもの

令和5年7月末時点の措置状況 (既に措置済みのものも含む)

措置済	検討中	未実施決定済	合計
102	105	10	217

										<参考> ※令和4年度の監査は、過去の監査結果への措置状況がテーマであるため、以下に参考として、過去の内容を記載する。	
指摘及び意見	種別	措置状況(令和5年7月末)	結果欄	部	課	本欄頁	年度	過去の指摘・意見の内容	年度	過去の措置状況	
210	指摘	学校給食法及び学校給食法施行令において、食材調達費は設置者の負担とされていないことから、学校給食会が所管する業務のうち学校給食の食材調達にかかる人件費等は、保護者に負担を求めると理解しているが、給食費の公会計化を国が推進していることから、給食費の徴収方法や食材の調達方法など、学校給食会の運営のあり方について、検討を要するものと考えている。	○	教育委員会	学校給食課	109	H22	補助金の対象となる職員の人件費に対して、補助の根拠となる計算式が明確になっておらず、また、これまでの補助金額が一定金額で推移してきたことから、見直しが行われてきたとはいえなかった(意見)。	H23	補助額については、市の予算の範囲内において設定しているが、他都市の状況も調査し、引き続き検討をしていく。	
211	指摘	措置状況では、食材を学校毎に購入するよりと書かれているが、岐阜市学校給食会を通じて購入する場合だけでなく、市が直接業者から調達する場合であっても、学校毎に購入するよりも効率的かつ経済的であるという観点でいえば変わらないのであるから、それだけをもって学校給食会に対する補助の必要性が認められることにはならない。役員報酬をはじめとする学校給食会の運営に係る経費は、学校給食会という法人が存在することに発生するものである。学校給食会が存在しなければ発生しない費用、保護者が負担しなくても済む費用である。上記く補助金をめぐると問題からすると、少なくとも学校給食会が存在することによって発生する経費を保護者に負担させている現状を検討する必要があることは、市も認識していると考えられる。保護者に負担させないこととすると、学校給食会には自主財源がないのが現状であるので、市から約2300万円を拠出して学校給食会を運営維持させるしかない。学校給食会を存在させることによって発生する経費と、学校給食会を存在させない場合に発生する費用を具体的に算出し、緻密に分析した上で、物資調達のあり方、学校給食会のあり方、学校給食会に対する補助のあり方について、総合的かつ具体的に見直し、その検討過程を記録に残すべきである。	△	教育委員会	学校給食課	109	H22	補助金の対象となる職員の人件費に対して、補助の根拠となる計算式が明確になっておらず、また、これまでの補助金額が一定金額で推移してきたことから、見直しが行われてきたとはいえなかった(意見)。	H23	学校給食会による給食物資の一括購入は、学校間での給食の質を均一化するとともに、食材を学校毎に単独購入するより効率的かつ経済的であることから、これを実施するための学校給食会への補助は必要だと判断している。また、補助金額については、市の予算の範囲内において設定しているが、他都市の状況も調査し、引き続き検討をしていく。	
212	指摘	各学校が口座振替の推進と未納者への早期対応に取り組んだ結果、学校給食費の未納率はR2,3,4年度で0.23、0.22、0.27%であり、直近の文部科学省の調査結果0.4%(平成28年度の「学校給食費の徴収状況」の調査結果について)と比して、低い数値を達成している。	○	教育委員会	学校給食課	114	R1	市は、各小中学校と協力して直接的または間接的に未納問題に取り組むことが望ましい。なお、私会計であることよって対応が困難であるのであれば、後述する公会計化によって解消させることも考えられる(意見)。	R2	学校事務職員を対象に課題や要望の提出を依頼し、状況を把握した。長期的な未納と一時的な振替不能とを分けて把握できるよう、令和2年度の毎月の推移を調査するよう依頼した。	
213	指摘	公会計化の課題を検討することはもちろんのことであるが、それだけだと否定的な方向にしか向かわない。それ以前に、現状の課題や問題点を詳細に把握し、その解決方法を検討し、その経過を資料として残すべきである。文部科学省の「学校給食費徴収・管理に関するガイドライン」も、平成30年度に実施した「学校給食費の徴収・管理業務の改善・充実に関する調査研究」を踏まえたものである。また、令和3年2月付け「学校給食費の公会計化の推進と学校徴収金の在り方について」について、どのように考え、どのように取り扱うのかも、明らかにすべきである。そのうえで、何年も調査研究を継続するのではなく、スケジュールを立てて集中的に検討し、適切な時期までに明確な方針を決定し、改善策を実施していくべきである。	△	教育委員会	学校給食課	115	H26	学校給食費について、私会計を採用することは、違法とまではいえないと考えるが(横浜地方裁判所平成26年1月30日判決においては、学校給食法は、会計制度につき公会計、私会計のいずれかを採るかはその地方公共団体の裁量に委ねていることから市が私会計を採用することは違法ではないと述べる)。また、公会計導入にはコストの問題もあろう。しかしながら、各学校長の負担、未払学校給食費の強制的徴収が事実上できないといった観点からは、私会計のデメリットは大きいと考える。公会計にすれば、市は、学校給食費の徴収責任主体として、必要な措置を講じなければならない(地方自治法第240条第2項参照)。法的措置も視野に入れることで、保護者間の不公平感をなくす対策を実際に講じることが可能となる。昨今、公会計を導入したり、あるいは、導入に向けて動いたりしている自治体が多く見られるところでもある。以上より、市は、学校給食費の公会計導入を学校給食費の公会計導入を検討すべきである(指摘)。	R3	公会計化に伴う諸課題について、先行自治体の事例調査や関係 部局との協議等を行うなど、調査・研究を行っている。	
214	指摘	補助金の効果が見込まれるのかを検証するため、令和5年度から補助金交付決定の際に、事業計画や予算を確認、団体への聞き取りを行い、「少額補助に対する効果記録表」を作成し、その効果について事前評価を行うこととした。加えて、同様に補助金確定の際にも、事業報告や決算、団体への聞き取りを行い、「少額補助に対する効果記録表」を作成し、その効果について検証する予定である。	○	教育委員会	社会・青少年教育課	54	H23	岐阜市バトントワリング少年団育成連絡協議会の加入団員数は、おおよそ166人である。本補助金の交付額は3万円であり、加入団員数一人あたりの補助金額を計算しても200円にも満たないため、本補助金がなくとも当該補助事業者の活動に影響があるとは考えにくい。それにもかかわらず少額の補助金が過去数年間にわたって継続的に支出されることは、補助することの効果が十分に測定されないまま交付され続けている可能性がある。交付要綱によれば、補助金額は補助対象経費の額の2分の1以内で予算の範囲内で定めた額となっており、少額の補助で本補助金の効果があるのかどうかを十分に検討することが望ましい(意見)。	H26	岐阜市バトントワリング少年団育成連絡協議会に加盟していた四団体のうち、団員数が一番多い一団体(71人)が平成24年度に独立したことにより、同協議会の予算規模は約1/4に縮小した。	

包括外部監査

措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

(結果欄の記載方法)

対 象	岐阜市の包括外部監査の結果に対する措置状況
監査実施年度	令和4年度
包括外部監査人	竹中 雅史
提 出 日(最新提出日)	令和5年7月31日

- 、△、×のいずれかを記入
- :措 置 済 措置を講じた(実施中含む)もの
- △:検 討 中 検討中のもの
- ×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したもの

令和5年7月末時点の措置状況 (既に措置済みのものも含む)

措置済	検討中	未実施決定済	合計
102	105	10	217

										<参考> ※令和4年度の監査は、過去の監査結果への措置状況がテーマであるため、以下に参考として、過去の内容を記載する。		
指摘及び意見	種別	措置状況(令和5年7月末)	結果欄	部	課	本欄頁	年度	過去の指摘・意見の内容	年度	過去の措置状況		
215	指摘	要件に関しては、ボランティアとして青少年の健全育成を行う団体であれば、どの団体でも補助を行うとされており、対象者の最大限の範囲をカバーしている。これ以上要件を緩和するならば、営利活動などを対象とする団体も許可する必要があるが、それは市の方針として望ましくないと考える。 広報については、現状も市のホームページにおいて周知しているが、今後は他媒体における広報についても検討し、令和6年度に新たに広報できるよう目指していく。	△	教育委員会	社会・青少年教育課	55	R2	市のホームページにおいて公募しているにもかかわらず新たな申請がないのは、補助金交付対象団体の要件が実情に見合っていない可能性も考えられる。補助金交付対象団体の要件や広報の在り方について再検討することが望ましい(意見)。	R3	要件は青少年の健全育成という目的に対し設定されている。また広報について、担当課のホームページだけではなく、行財政改革課の補助金一覧のホームページにも掲載した。		
216	指摘	市は、「自治会連合会運営費補助金」、「地区敬老会運営費補助金」、「新成人を祝い励ます会運営費補助金」と区別して補助金を交付している。そうである以上、「地区敬老会運営費」や「新成人を祝い励ます会運営費」に対する補助金取入が「自治会連合会運営費」に係る収入に計上されるのは限りである、「地区敬老会運営費」や「新成人を祝い励ます会運営費」に係る支出が「自治会連合会運営費」に係る支出に計上されるのは限りである。自治会連合会に対し、「自治会連合会運営費」、「地区敬老会運営費」、「新成人を祝い励ます会運営費」、それぞれの補助事業の会計を区別し、収支を混同させないよう、指導した上で、提出される実績報告書が誤っていないか確認すべきである。なお、後で述べるように、これらを統合して自治会連合会に交付するほうが、自治会連合会にとっても、市にとっても、事務の無駄が省けて効率的である。	○	教育委員会	社会・青少年教育課	76	R2	補助金の交付先から提出される収支決算書が正確なものであるかを確認すべきである(指摘)。	R3	市民活動交流センターから自治会連合会運営費補助金の実績報告書の提供をうけ収支決算書と新成人を祝い励ます会の実績報告書を突合して整合性を確認するとともに、交付先を数件抽出し、領収書との突合を行う。		
217	指摘	市としては、岐阜市住民自治基本条例にもあるように、地域の特性を生かして、地域が主体的に活動することを求めているはずである。二十歳のつどいをどのような形で行うのか、記念品はどうするのかなど、各地域の自主性を尊重することとしている。そうであれば、開催に要する費用を積算させた予算書に基づき、補助対象経費の該当性を審査し、補助金の額を算定すべきである。公平性という意味でいえば、20歳となる青年一人当たり交付される補助金額を揃えるのではなく、20歳となる青年一人当たりが受けることのできる効果(受益)を揃えるべきである。その意味でも、開催に要する費用を基準とするほうが適切であると考えられる。対象者の人数によって開催に要する費用が変わると考えられるため、上限額を一律に設定するのではなく、これららの人数であれば標準的にどれくらいの経費が必要になるのか、市として、最低限どれくらいの経費で実施してもらいたいのかを算定した上で、対象者が何人から何人までの地域は上限額をいくらすとするというように、段階的に設定することがよいのではないかと考える。 また、市民活動交流センターなど自治会連合会や関連団体に補助金を交付している所管課とともに、事業に要する経費を補助する補助金を交付することが適切であるものなのか、地域の世帯数に応じて公金を交付することが適切であると合理的な説明がつくものなのかを分析整理した上で、前者は事業補助として、後者は統合して(補助金、負担金又は交付金、委託料など)、まちづくり協議会に対して交付することを検討し、その検討内容及び結果を記録に残しておくべきである。なお、まちづくり協議会が設置されていない自治会連合会については、設置するように支援すべきである。	△	教育委員会	社会・青少年教育課	77	R2	各自治会連合会の提出する予算書は、この交付額の収入ありきで作られており、支出額の合計額に比して不足する分を、自治会連合会の負担金(自己資金)で賄っている形となっている。補助対象事業を新成人を祝い励ます会の開催として補助金を交付するのであれば、各自治会の対象者の数を基に一律に補助金を算出するのではなく、開催に要する費用を積算させた予算書に基づき、補助対象経費の該当性を審査し、補助金の額を算定すべきである(指摘)。	R3	開催に要する費用を積算させた場合、各自治会連合会によって内容の差異から自己負担額に大きく差が出ることから、従来どおり一律で算出交付するものとする。		